

旭市公共施設等総合管理計画

〈改訂版〉

令和4年6月



はじめに

旭市は、青い海と緑豊かな大地、温暖な気候と恵まれた自然環境の中、先人たちのたゆまぬ努力によって、発展してきました。私たちも将来都市像「郷土愛からつなぐ未来ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向けてまちづくりを進めています。

今、世界は地球規模で持続可能な社会を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されるSDGs(持続可能な開発目標)に向けた取り組みを開始しています。市もこの豊かな旭市を次世代へと引き継げるよう、様々な取り組みを進めていく考えです。

東日本大震災では津波や液状化により甚大な被害を受け、その復興と災害に強いまちづくりに取り組んできました。そして、新型コロナウイルスの感染拡大により、今までの社会経済活動を大きく変えてしまうほどの影響を受け、その対応とともに将来に向けた安全・安心な暮らしの確保に努めていかなければなりません。

一方、これまで整備してきた公共施設は老朽化の進行など多くの課題を抱えており、その対応に向けて旭市公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、令和2年度には公共施設個々の具体的な整備方針として個別施設計画を策定してきました。

公共施設を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進展のほか、今後の厳しい財政状況予測や様々な災害への対応も求められており、その状況も刻々と変化しています。

公共施設は、市民の貴重な財産の一つであり、この財産を適正に管理し、しっかりと次世代に引き継ぎ、より魅力ある「まち」として発展し続けることが私の大きな使命だと思っています。

この社会の大きな変革期において、公共施設の課題に対して適切に対応できるよう、本計画を改訂版として策定しました。

今後も、将来都市像の実現に向けて魅力あるまちづくりを進めるために、将来にわたって健全で持続可能な行政経営と安全・安心で利便性の高い公共施設の維持保全の両立に、強い決意を持って取り組んでまいります。



旭市長 米本 弥一郎

目次

第一編 公共施設等の現況と将来の見通し

第1章	公共施設等総合管理計画について	2
第1節	社会的な背景	2
第2節	国及び地方公共団体の動き	2
第3節	本計画の策定目的と位置付け	3
第1項	本計画の策定目的	3
第2項	本計画の位置付け	3
第4節	本計画の計画期間	3
第5節	本計画の対象とする公共施設等	4
第2章	旭市の概要	8
第1節	旭市の姿	8
第2節	主要な計画の概要	9
第1項	旭市総合戦略	9
第2項	旭市国土強靱化地域計画	9
第3項	長寿命化計画等	10
第3章	公共施設等の現況	14
第1節	公共建築物の状況	14
第1項	施設類型別の保有状況	14
第2項	築年別の保有状況	16
第3項	施設の配置状況	20
第4項	施設の運営状況	23
第5項	耐震化に対する実施状況	25
第6項	施設再編の状況	26
第2節	インフラ施設の状況	27
第1項	道路	27
第2項	橋梁	29
第3項	上水道	32
第4項	下水道	33
第5項	公園	34
第3節	計画対象外の公共施設	36
第4節	土地の保有状況	37
第4章	人口動向	40
第1節	人口の推移	40
第2節	一人当たりの公共建築物面積	43

第1項	推移及び動向.....	43
第2項	千葉県内の市との比較.....	44
第3項	地域別の一人当たり延床面積の推移.....	46
第5章	財政状況.....	48
第1節	会計別の決算状況.....	48
第1項	一般会計と特別会計.....	48
第2項	水道事業会計.....	48
第3項	公共下水道事業会計.....	49
第4項	農業集落排水事業会計.....	49
第2節	歳入.....	50
第1項	歳入の推移と見通し.....	50
第2項	自主財源の推移と見通し.....	52
第3節	歳出.....	53
第1項	歳出の推移と見通し.....	53
第2項	消費的経費の推移と見通し.....	54
第3項	投資的経費の推移.....	55
第4項	目的別歳出の推移.....	58
第4節	地方公会計.....	59
第5節	財政指標の状況.....	60
第6章	将来更新費用の推計.....	62
第1節	公共建築物に係る更新費用の推計.....	62
第1項	推計方法.....	62
第2項	将来推計.....	63
第3項	対策後の将来推計.....	64
第2節	インフラ施設に係る更新費用の推計.....	65
第1項	推計方法.....	65
第2項	将来推計.....	66
第3節	公共施設等全体に係る更新費用の推計.....	67
第4節	対策後の公共施設等全体に係る更新費用の推計.....	68
第7章	今後のリスク.....	70
第1節	財務リスク.....	70
第2節	需給リスク.....	70
第3節	物的リスク.....	71

第二編 公共施設等の管理に関する基本的な方針

第8章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	74
第1節	取組体制.....	74
第2節	現状や課題に関する基本認識.....	75

第1項	公共施設等の品質	76
第2項	人口	76
第3項	財政	77
第4項	合併に係る本市の事情	77
第3節	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	79
第1項	課題解決に向けた行動指針の全体像	79
第2項	旭市が目指す三大ビジョン	80
第3項	三大ビジョンを踏まえた基本方針	81
第4項	基本方針を達成するための具体的な実施方針	84
第9章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	96
◆	公共建築物	96
(1)	市庁舎	96
(2)	医療・保健・福祉施設	98
(3)	保育所・児童関連施設	101
(4)	学校教育関連施設	104
(5)	生涯学習関連施設	107
(6)	スポーツ施設	111
(7)	産業関連施設	114
(8)	生活環境関連施設	117
(9)	消防・防災関連施設	120
(10)	公営住宅	124
(11)	公園	126
(12)	その他施設	126
◆	インフラ施設	129
(1)	道路	129
(2)	橋梁	130
(3)	上水道	131
(4)	下水道	132
(5)	公園	133
第10章	フォローアップの実施方針	136
第1節	概要(PDCAサイクル)	136
第2節	具体的実施内容	137
第1項	進捗管理	137
第2項	情報共有方策	137
第3項	個別計画の策定・推進	137
第4項	公共施設等総合管理計画・個別施設計画の見直し	137
用語集		140

第一編 公共施設等の現況と将来の見通し

第1章 公共施設等総合管理計画について

- 第1節 社会的な背景
- 第2節 国及び地方公共団体の動き
- 第3節 本計画の策定目的と位置付け
- 第4節 本計画の計画期間
- 第5節 本計画の対象とする公共施設等

第1章 公共施設等総合管理計画について

第1節 社会的な背景

我が国では、高度経済成長等による人口増加に伴い、昭和30年代から昭和50年代にかけて学校や道路等の公共建築物やインフラ施設を集中的に整備してきました。こうした過去に建設された公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えますが、地方公共団体の財政は厳しくなることが想定されており、人口減少・少子化等により利用需要の変化が見込まれています。

このような状況の中、地方公共団体においては、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の適正な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化等への対策を推進することになりました。

第2節 国及び地方公共団体の動き

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年(2013)6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年(2013)11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

各地方公共団体に対しては、平成26年(2014)4月に「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。「公共施設等総合管理計画」の公共施設等とは、地方公共団体が管理する建築物だけでなく道路や橋梁、上水道、下水道のようなインフラに関する施設も含まれます。計画期間は10年以上とし、全庁的な取組体制の構築を行うことが望ましいとされています。

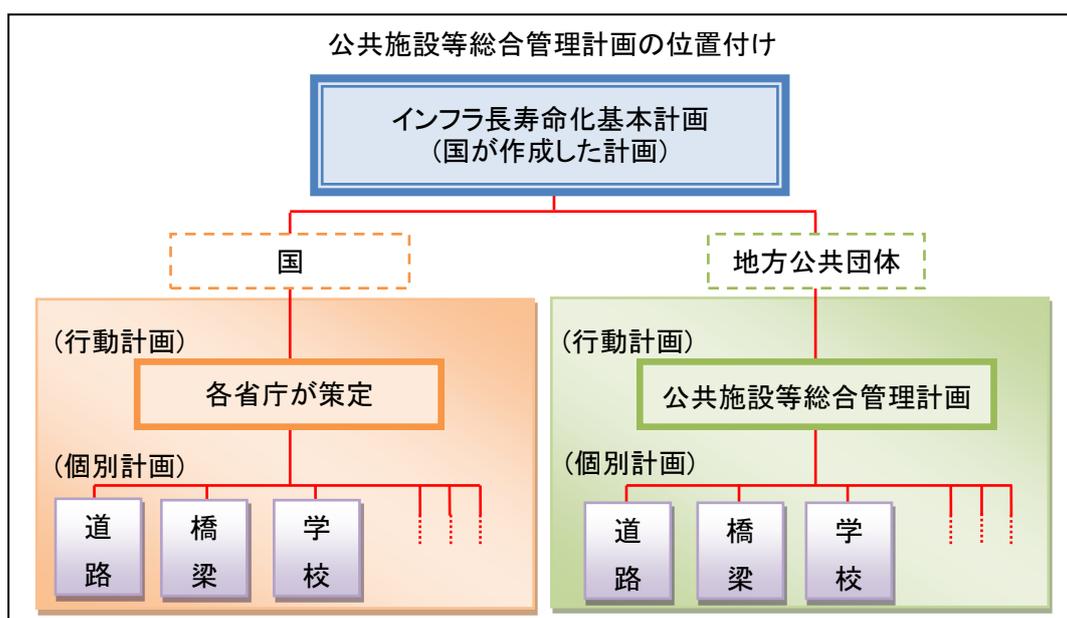


図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置付け

第3節 本計画の策定目的と位置付け

第1項 本計画の策定目的

旭市は、平成17年(2005)7月1日に1市3町の合併により、旧市町の公共施設を引き継ぎましたが、旧市町では、それぞれの区域で行政サービスを提供していたことで、現在では数多くの類似した施設が存在することになっています。また、これまで整備してきた公共施設の多くに老朽化の進行が見られ、将来の人口減少や、少子高齢化の進展などによる厳しい財政状況の中でも、適切な対応が求められています。

市ではこれまでに、今後の方向性や課題把握を目的に、平成23年(2011)に「旭市公共施設の活用方針」、平成26年(2014)に「旭市公共施設白書」を策定公開してきました。

このたび、公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、社会の状況変化や将来の財政状況を的確に捉え、将来にわたって市民の重要な資産である公共施設等を適切に維持管理していくために、公共施設等の今後の在り方を検討し、計画的な見直しを推進することを目的として公共施設等総合管理計画を策定することとしました。

本計画は、社会の状況変化に応じて内容を見直し、改訂版として策定します。

第2項 本計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、旭市総合戦略に則って作成しています。

また、策定にあたっては、国土強靱化地域計画のほか関連する計画類と相互に連携して整合性を持ちながら進めます。

なお、関連する主要な計画の概要については、本計画の第2章第2節（主要な計画の概要）に掲載しています。

第4節 本計画の計画期間

本計画の計画期間は平成28年度(2016)から令和18年度(2036)までの、おおむね20年間とします。計画期間中において、国土強靱化地域計画のほか関連する計画類の改訂、公共施設等の状況や各種の前提条件に大幅な変更が生じた際には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

H27～R1	R2～R6	R7～R11	R12～R16	R17～R21
総合戦略	総合戦略	総合戦略	総合戦略	総合戦略
旭市公共施設等総合管理計画 (H28～R18)				
	見直し	見直し	見直し	見直し
	個別施設計画	個別施設計画	個別施設計画	個別施設計画

図 1-2 公共施設等総合管理計画の今後の見直し予定

※今後の総合戦略の計画期間などは未定です。ここでは計画期間を5年と仮定して表現しています。
 ※類型別の個別計画は計画期間を5年と仮定して表現しています。また、施設類型によって計画の始期等が異なることが想定されます。

第5節 本計画の対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、市が所有又は管理する公共建築物及び市所有の道路・橋梁・上水道・下水道等のインフラ施設とします。

また、公共施設等の用途に応じて以下の施設類型に分類しています。

表 1-1 対象とする公共施設等(公共建築物)

No.	大分類	施設数	No.	細分類	施設数	主な施設例
1	市庁舎	4	1	本庁舎・分庁舎	4	旭市役所、第2分館、海上庁舎、飯岡庁舎
2	医療・保健・福祉施設	7	1	医療関連施設	1	旭市国民健康保険直営滝郷診療所
			2	保健センター	1	旭市保健センター
			3	健康関連施設	3	あさひ健康福祉センター、海上健康増進センター 他
			4	福祉関連施設	2	飯岡福祉センター、旭市福祉作業所
3	保育所・児童関連施設	20	1	保育所	13	旭市立中央第一保育所、旭市立中央第二保育所 他
			2	児童関連施設	7	旭市子育て支援センターハニカム、こども発達センター 他
4	学校教育関連施設	22	1	小学校	15	旭市立中央小学校、旭市立琴田小学校 他
			2	中学校	5	旭市立第一中学校、旭市立第二中学校 他
			3	給食センター	2	旭市第一学校給食センター、旭市第二学校給食センター
5	生涯学習関連施設	15	1	公民館・公民館等類似施設	10	旭市民会館、いいおかユートピアセンター 他
			2	図書館	1	旭市図書館
			3	文化施設	2	大原幽学記念館、旭市文書館
			4	その他教育・文化施設	2	海上ふれあい館、文化財保管庫
6	スポーツ施設	22	1	体育館	4	旭市総合体育館、旭市青年の家体育館 他
			2	野球場	5	旭スポーツの森公園野球場、海上コミュニティ運動公園野球場 他
			3	庭球場	4	旭スポーツの森公園庭球場、旭文化の杜公園庭球場 他
			4	その他スポーツ施設	9	旭市弓道場、いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場 他
7	産業関連施設	10	1	農業関連施設	4	旭市民農園(鎌数)、旭市民農園(岩井) 他
			2	観光関連施設	5	旭市営海浜プール(いいおか潮騒ホテル)、レストハウス(萩園公園) 他
			3	宿泊施設	1	海上キャンプ場
8	生活環境関連施設	22	1	上水道施設	5	旭配水場、海上配水場 他
			2	下水道・汚水処理施設	6	旭市浄化センター、旭中央汚水ポンプ場 他
			3	ごみ処理施設	2	旭市グリーンパーク、旭市一般廃棄物最終処分場
			4	公衆トイレ	9	旭市公衆便所(西宮公園)、干潟駅公衆トイレ 他
9	消防・防災関連施設	63	1	消防本部・消防署	5	旭市消防本部・旭市消防署、旭市消防署海上分署 他
			2	消防団関連施設	48	消防庫
			3	防災関連施設	10	旭防災備蓄倉庫、三川避難タワー 他
10	公営住宅	12	1	公営住宅	12	西野住宅 他
11	公園	54	1	都市公園	12	中央公園(中央児童遊園併設)、旭文化の杜公園 他
			2	児童遊園	24	中央児童遊園、袋第一児童遊園 他
			3	農村公園	6	松沢農村公園、鎗木農村公園 他
			4	多機能公園	12	大原幽学遺跡史跡公園、木曾義昌公史跡公園 他
12	その他施設	13	1	その他施設	13	いいおか潮騒ホテル、シルバー人材センター 他
	総計	264			264	

※令和4年1月1日現在(令和4年3月31日までに廃止・解体予定の施設は除外しています。)

※市が建物を借り受けて管理・運営する施設を含みます。

※一つの建物に2つ以上の施設機能が配置された複合施設は、それぞれの機能分類で一施設として計上しています。

※ここでの大分類「公園」では、公園内のトイレ等の便益施設を対象としています。施設数は、便益施設の有無に関係なく公園設置数を計上しています。

表 1-2 対象とする公共施設等(インフラ施設)

分類		数量
道路		実延長約1,131km 面積約5.50k㎡
橋梁		319橋、総延長約2.4km、面積約15,500㎡
上水道		配水管延長612km
下水道	公共下水道	管きょ延長48km
	農業集落排水	管きょ延長約14km
	東町都市下水路	管きょ延長約1km
	萩園生活排水	管きょ延長約2.7km
公園	都市公園	12施設 39.3ha
	児童遊園	24施設 2.4ha
	農村公園	6施設 2.1ha
	多機能公園	12施設 35.6ha

(注1) 各施設のデータ時点は特に断り書きの無い場合、公共建築物は令和4年1月1日時点、インフラ施設のうち道路・橋梁・上水道・下水道は令和3年3月31日時点、公園は令和4年4月1日時点です。

(注2) その他の公共施設等として、以下の財産がありますが、本計画の対象としては扱っていません。

- ・ 防火水槽
- ・ 農業集落排水施設に関する施設（中継ポンプ場等）
- ・ ゴミ処理関係施設の設備（焼却炉等設備）
- ・ 市道認定のない里道や排水路

第2章 旭市の概要

第1節 旭市の姿

第2節 主要な計画の概要

第2章 旭市の概要

第1節 旭市の姿

旭市は、千葉県の北東部に位置し、千葉市から50km圏、また都心から80km圏にあります。南部は美しい弓状の九十九里浜に面し、北部には干潟八万石といわれる房総半島屈指の穀倉地帯となだらかな丘陵地帯である北総台地が広がっています。中央部を東西に、JR総武本線と国道126号が通り、その周辺は市街地として発展しています。産業では、施設園芸、畜産、稲作、露地野菜などが盛んな農業をはじめ、水産業、商業、工業など、バランス良く成長しています。

平成17年(2005)7月1日、旭市、海上町、飯岡町、干潟町が合併して誕生した旭市は面積130.45km²、人口64,384人(令和3年(2021)4月1日時点の住民基本台帳数値)の東総地域の中核都市として発展し続けています。



第2節 主要な計画の概要

第1項 旭市総合戦略

平成26年(2014)11月21日に「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)が制定され、国においては、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、平成26年(2014)12月27日に閣議決定されました。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力あるまちを維持することを目的に、市町村版総合戦略の策定が努力義務として規定されています(同法第10条)。

旭市は、国及び千葉県が示す長期ビジョン・総合戦略を勘案しつつ、人口推移等の分析、将来の展望を盛り込む「旭市人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて、平成27年度(2015)から5年間の基本的な目標や方向性、地域の実情に応じた具体的な取組等をまとめた「旭市総合戦略」を、令和2年度(2020)から5年間の第2期旭市総合戦略として策定しました。「旭市総合戦略」の策定に当たっては「旭市人口ビジョン」により、人口の現状と将来の展望を提示するとともに、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要とされています。公共施設等総合管理計画では、この計画の人口の推計値を参考としています。

第2項 旭市国土強靱化地域計画

平成23年(2011)3月11日、宮城県三陸沖で発生したマグニチュード9.0の『東北地方太平洋沖地震』とそれに伴って発生した津波やその後の余震等によって引き起こされた『東日本大震災』は、東日本の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。

東日本大震災の甚大な被害を経験し、早期の復旧と創造的な復興を進める旭市にとって、この震災の教訓を後世に伝え、二度と尊い命の犠牲を出さないためには、「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを推進することが重要です。

そして、この地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい夢と希望を持ち、更なる市民生活の発展を遂げるための環境を獲得する必要があります。

このため、旭市における国土強靱化は、いかなる自然災害等が発生しても、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 旭市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するものとし、旭市における総合戦略をはじめとする各種計画は、この地域計画が指針となります。

第3項 長寿命化計画等

(1) 橋梁長寿命化修繕計画

旭市が管理する道路橋のうち建設後50年を経過する高齢化橋梁は、今後、年を追うごとに増大していきます。計画では、これらの増大が見込まれる橋梁の修繕に要する経費に対し、これまでの事後的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換を図り、長寿命化によるコスト縮減を目指しています。

この長寿命化修繕計画による効果として、修繕及び架け替えに要する経費については、令和元年(2019)から令和50年(2068)の50年間で152億円から20億円(132億円の縮減)となり、87%の縮減が見込まれます。

公共施設等総合管理計画では、この計画で示されている更新費用の推計値を参考としています。

(2) 旭市公営住宅等長寿命化計画

公共建築物の長寿命化計画としては、現在、公営住宅を対象とした「旭市公営住宅等長寿命化計画」があります。計画期間は令和元年度(2019)から令和10年度(2028)までの10年間とし、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化によるコスト縮減を図ることを目的としています。この計画では、平成31年3月31日現在の公営住宅(13団地478戸)(雇用促進住宅を含む。)を、これまでの改修経過や老朽化の進行度合いなどから下記の4つに区分しています。

- A：長寿命化のため大規模な改修を実施する予定の住宅
- B：長寿命化のため大規模な改修の検討が必要な住宅
- C：現段階では大規模な改修を必要としないが計画的な維持管理を行う住宅
- D：老朽化が著しく用途廃止する予定の住宅

上記の区分のうち、AからCは長寿命化型の修繕工事を実施し、Dの住宅は廃止の対象としています。

長寿命化のための維持管理による効果として、定期点検の実施によって、予防保全的な修繕・改善を効率的に行うことができ、維持修繕費等のコストの縮減が図れるとともに、長寿命化型改善を行うことにより建築物の耐久性・安全性が向上し、それにより建築物の長寿命化が図られ、良好なストックを長期にわたり確保することができます。

(3) 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

公共施設等総合管理計画の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に定めた内容や目標を実現・達成するために、各施設の在り方や事業実施の手法を含めて具体的な整備計画を示しています。さらに、施設それぞれの具体的計画にとどまらず、公共建築物全体の横断的再編計画として定めています。

平成28年度(2016)に策定した公共施設等総合管理計画では、公共建築物の耐用年数による更新等の整備費用を今後50年間で1,449億円と算出しましたが、個別施設計画においては、施設再編による施設数の縮減や長寿命化により整備費用を647億円まで圧縮しています。計画的な施設整備や施設再編を進めることで、これまでの更新費用等の実績を下回ることとなり、今後の道路や上下水道等のインフラ施設更新への影響を抑えることができる見込みとなりました。

また、施設個々の具体的整備計画等は、施設所管課により詳細な個別施設計画が策定されています。

(4) その他の長寿命化計画等

公共施設等総合管理計画策定以後、多くの施設で個別施設計画として具体的な長寿命化計画が策定されました。

新庁舎建設基本計画	レストハウス個別施設計画
滝郷診療所個別施設計画	長熊釣堀センター個別施設計画
個別施設計画(保健センター)	旭市水道事業ビジョン(旭市水道事業長期計画)
個別施設計画(旭市健康増進センター)	旭市水道施設耐震化計画(旭市水道事業長期計画)
あさひ健康福祉センター個別施設計画	駅トイレ個別施設計画
飯岡福祉センター個別施設計画	飯岡菟園生活排水処理施設個別施設計画
海上ふれあいサポートセンター個別施設計画	平松公衆トイレ個別施設計画
旭市福祉作業所個別施設計画	旭市消防本部個別施設計画
公立保育所個別施設計画	旭市消防団施設個別施設計画
旭市立保育所再編計画	旭市公営住宅等長寿命化計画
子育て支援センターハニカム個別施設計画	旭市都市公園施設長寿命化計画
旭市こども発達センター個別施設計画	旭スポーツの森公園個別施設計画
放課後児童クラブ施設長寿命化計画	児童遊園個別施設計画
旭市学校再編基本方針	農村公園個別施設計画
旭市学校施設の長寿命化計画	旭市公園施設等個別施設計画(都市公園除く)
学校給食センター施設改修計画	旭市火葬場みたま苑旭個別施設計画
旭市生涯学習施設等個別施設計画	いいおか潮騒ホテル個別施設計画
個別施設計画(生涯学習関連施設)	旭市法面擁壁修繕計画
スポーツ施設再編長寿命化計画	旭市舗装修繕計画
あさひパークゴルフ場(あさひ健康パーク)個別施設計画	旭市道路付属物修繕計画
市民農園(鎌数・岩井)個別施設計画	旭市橋梁長寿命化修繕計画
旭市農産物処理加工センター個別施設計画	旭市公共下水道ストックマネジメント計画
市営プール個別施設計画	旭市農業集落排水処理施設最適整備構想

第3章 公共施設等の現況

第1節 公共建築物の状況

第2節 インフラ施設の状況

第3節 計画対象外の公共施設

第4節 土地の保有状況

第3章 公共施設等の現況

第1節 公共建築物の状況

第1項 施設類型別の保有状況

旭市が保有する公共施設¹の施設数は264施設、総延床面積は23万698㎡となっています。これは、令和4年(2022)1月1日の住民基本台帳人口(64,009人)から、市民一人当たりの公共建築物の延床面積に換算すると約3.60㎡/人となります。公共建築物の延床面積は、平成28年(2016)から約3,000㎡、市民一人当たりでは0.22㎡増大しています。

また、施設類型別の保有状況では学校教育関連施設が全体の48.9%(約11.3万㎡)を占め、次いで公営住宅が9.3%(約2.1万㎡)、市庁舎が8.5%(約2.0万㎡)、生涯学習関連施設が7.1%(約1.6万㎡)となっています。

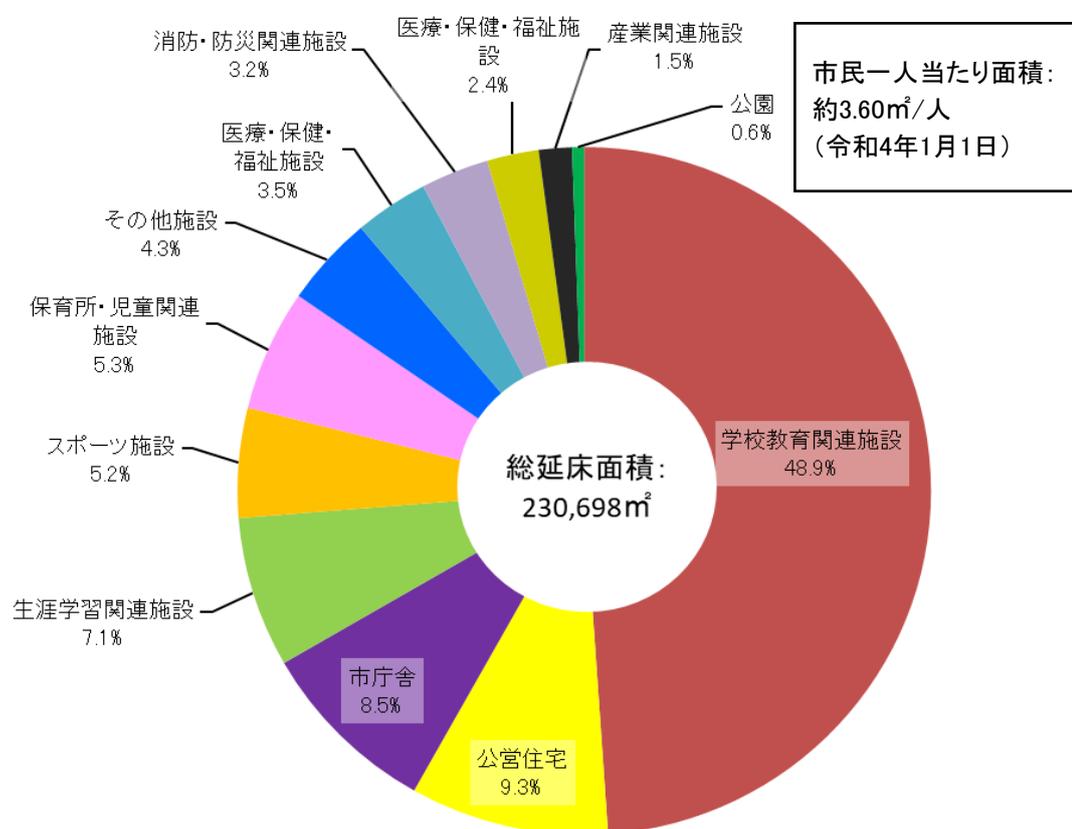


図 3-1 施設類型別の延床面積割合

¹ 市が建物を借り受けて管理・運営する施設を含みます。また、延床面積には施設に付随する倉庫・車庫などの面積も含んでいます。施設数には、建物を設置していない公園も含んでいます。

表 3-1 施設類型別の延床面積割合

No	大分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比	No	細分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比
1	市庁舎	4	19,608.48	8.5%	1	本庁舎・分庁舎	4	19,608.48	8.5%
2	医療・保健・福祉施設	7	5,568.82	2.4%	1	医療関連施設	1	227.56	0.1%
					2	保健センター	1	1,615.28	0.7%
					3	健康関連施設	3	1,766.14	0.8%
					4	福祉関連施設	2	1,959.84	0.8%
3	保育所・児童関連施設	20	13,147.94	5.7%	1	保育所	13	11,132.77	4.8%
					2	児童関連施設	7	2,015.17	0.9%
4	学校教育関連施設	22	112,820.20	48.9%	1	小学校	15	67,314.33	29.2%
					2	中学校	5	41,427.58	18.0%
					3	給食センター	2	4,078.29	1.8%
5	生涯学習関連施設	15	16,331.84	7.1%	1	公民館・公民館等類似施設	10	14,146.09	6.1%
					2	図書館	1	303.11	0.1%
					3	文化施設	1	1,235.08	0.5%
					4	その他教育・文化施設	3	647.56	0.3%
6	スポーツ施設	22	11,891.88	5.2%	1	体育館	4	9,861.41	4.3%
					2	野球場	5	1,160.87	0.5%
					3	庭球場	4	0.00	0.0%
					4	その他スポーツ施設	9	869.60	0.4%
7	産業関連施設	10	3,544.53	1.5%	1	農業関連施設	4	293.77	0.1%
					2	観光関連施設	5	2,290.51	1.0%
					3	宿泊施設	1	960.25	0.4%
8	生活環境関連施設	22	7,968.02	3.5%	1	上水道施設	5	1,236.49	0.5%
					2	下水道・汚水処理施設	6	5,989.05	2.6%
					3	ごみ処理施設	2	558.26	0.2%
					4	公衆トイレ	9	184.22	0.1%
9	消防・防災関連施設	63	7,310.25	3.2%	1	消防本部・消防署	5	2,618.88	1.1%
					2	消防団関連施設	48	3,773.81	1.6%
					3	防災関連施設	10	917.56	0.4%
10	公営住宅	12	21,358.10	9.3%	1	公営住宅	12	21,358.10	9.3%
11	公園	54	1,298.93	0.6%	1	都市公園	12	551.81	0.2%
					2	児童遊園	24	0.00	0.0%
					3	農村公園	6	83.94	0.0%
					4	多機能公園	12	663.18	0.3%
12	その他施設	13	9,848.54	4.3%	1	その他施設	13	9,848.54	4.3%
合計		264	230,697.53	100%	合計		264	230,697.53	100%

※令和4年1月1日時点で市が保有する公共建築物の集計(令和4年4月1日時点で、廃止、返却(市が建物を借り受けて管理・運営する施設)が見込まれる施設は除外しています)。

※表中の数値は端数を四捨五入処理しているため内訳と合計等は必ずしも一致しません。

※「11 公園」の施設数には、公園内に建築物を有しない施設の数を含みます。延床面積は、公園内の建築物(管理棟や公園便所などの便益施設)の延床面積を計上しています。

第2項 築年別の保有状況

(1) 築年別の延床面積

旭市が所有又は管理する公共建築物の築年別の保有状況（延床面積）は、令和3年度（2021）を基準にして、築後40年以上50年未満が23.6%（5.5万㎡）で最も多く、次いで築後20年以上30年未満が20.8%（4.8万㎡）となっています。築後30年以上を経過している建築物は52.2%（12.0万㎡）と過半数を占めています。平成28年度（2016）を基準とした築年別の状況と比較すると、老朽化の進行が確認できます。また、旧耐震基準（昭和56年（1981）以前）で建設された建築物の延床面積は8.1万㎡（35.2%）ですが、そのうち耐震性能が確保されていない建築物の延床面積は1.1万㎡で全体の5.0%を占めています（P.25 第5項に後掲）。

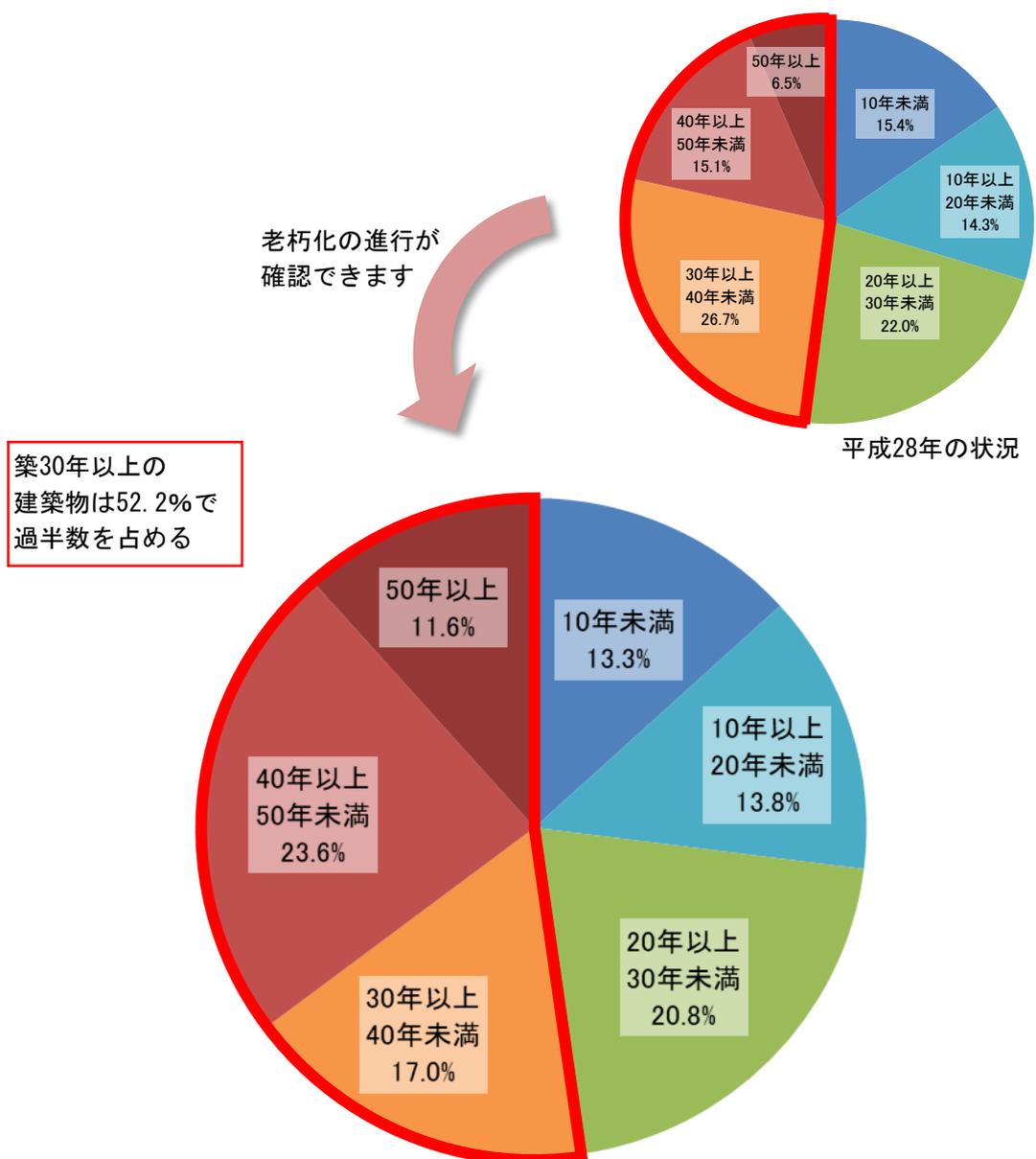


図 3-2 築年別の延床面積割合

(2) 築年別・施設類型別の整備状況

年度別の整備状況では、昭和52年度(1977)から平成12年度(2000)にかけて多くの施設が整備されてきたことが分かります。近年では学校教育関連施設の建設がありますが、これは老朽化への対応と耐震性能確保を目的に施設を更新してきたことによります。また、令和2年度(2020)には、新庁舎を建設し、庁舎機能を集約するとともに旧本庁舎を解体しました。

建築物における最も長い耐用年数は、鉄筋コンクリート造であり、一般的に50年とされています。現時点でこの50年以上の建築物はわずかですが、これからの20年間では、ほぼ半数の公共施設が耐用年数の満了を迎えることから、建築物の安全性の確保、大規模修繕、建て替え等に今後莫大なコストがかかることが予測されます。

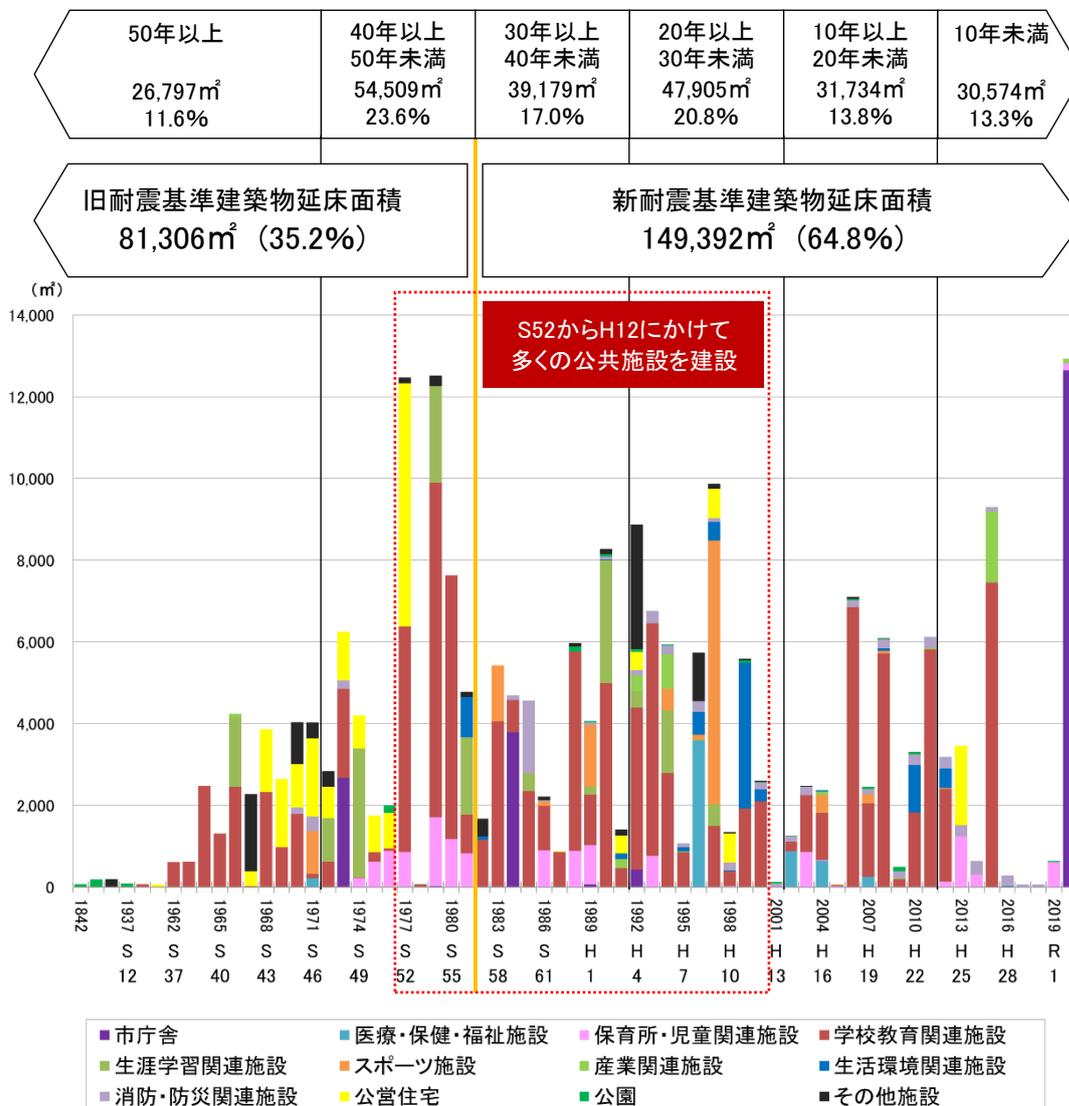


図 3-3 築年別・施設類型別の延床面積

※横軸の西暦年、和暦年は建築年度を示します。

(3) 施設類型別での経過年数状況

施設類型別の経過年数状況では、築後30年以上を経過している建築物の延床面積割合が最も高いものは生涯学習関連施設で84.6%（1.4万㎡）であり、次いで公営住宅が82.2%（1.8万㎡）です。この2類型では他の類型と比較して特に経過年数が長期となっている公共建築物の割合が多くなっています。

また、学校教育関連施設は、築後30年以上の割合は52%程度ですが、延床面積は5万9千㎡と、最も大きな値を占めています。

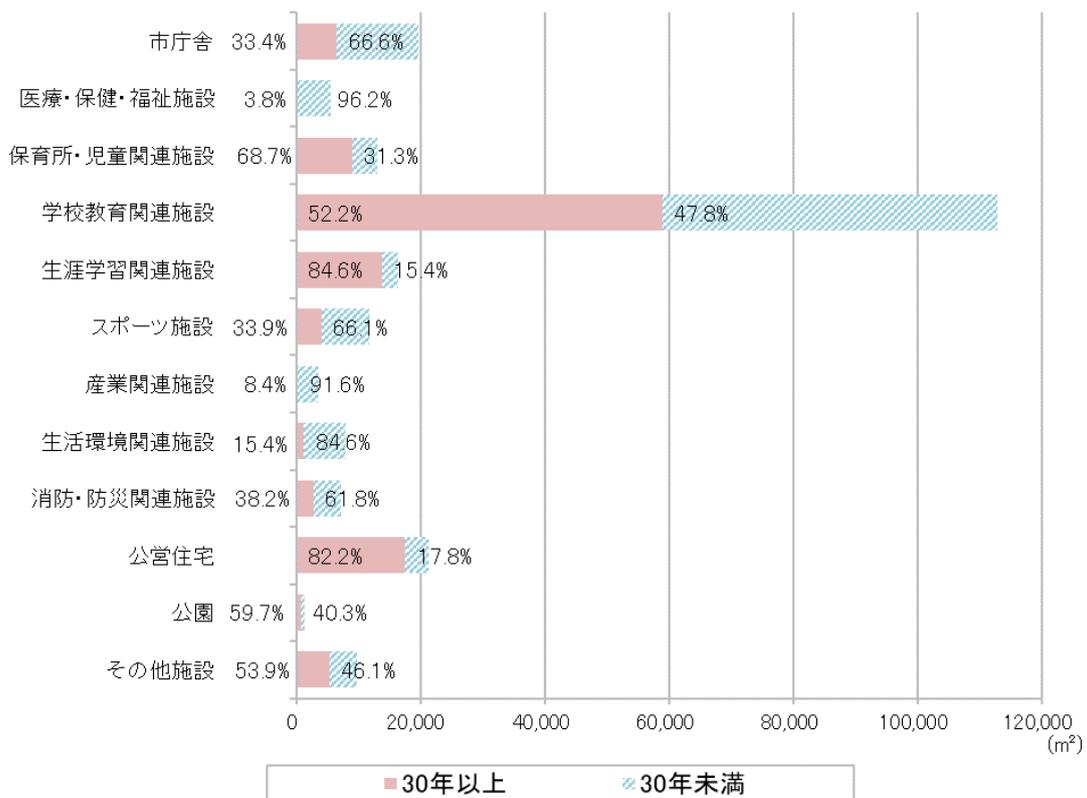


図 3-4 施設類型別の経過年数状況

表 3-2 施設類型別の経過年状況

経過年	市庁舎			医療・保健・福祉施設			保育所・児童関連施設		
	延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比	
10年未満	12,645.03	64.5%	66.6%	0.00	0.0%	96.2%	2,452.88	18.7%	31.3%
10年以上20年未満	0.00	0.0%		1,766.14	31.7%		885.59	6.7%	
20年以上30年未満	417.32	2.1%		3,589.70	64.5%		777.18	5.9%	
30年以上40年未満	3,855.07	19.7%	33.4%	0.00	0.0%	3.8%	2,748.21	20.9%	68.7%
40年以上50年未満	2,691.06	13.7%		0.00	0.0%		6,284.08	47.8%	
50年以上	0.00	0.0%		212.98	3.8%		0.00	0.0%	
合計	19,608.48	100%	100%	5,568.82	100%	100%	13,147.94	100%	100%

経過年	学校教育関連施設			生涯学習関連施設			スポーツ施設		
	延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比	
10年未満	9,724.41	8.6%	47.8%	0.00	0.0%	15.4%	19.87	0.2%	66.1%
10年以上20年未満	25,016.33	22.2%		3.00	0.0%		742.11	6.2%	
20年以上30年未満	19,189.46	17.0%		2,511.96	15.4%		7,094.49	59.7%	
30年以上40年未満	21,871.00	19.4%	52.2%	3,641.67	22.3%	84.6%	2,989.45	25.1%	33.9%
40年以上50年未満	24,264.00	21.5%		8,465.24	51.8%		0.00	0.0%	
50年以上	12,755.00	11.3%		1,709.98	10.5%		1,045.96	8.8%	
合計	112,820.20	100%	100%	16,331.84	100%	100%	11,891.88	100%	100%

経過年	産業関連施設			生活環境関連施設			消防・防災関連施設		
	延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比	
10年未満	1,851.50	52.2%	91.6%	490.78	6.2%	84.6%	1,399.01	19.1%	61.8%
10年以上20年未満	151.09	4.3%		1,250.17	15.7%		1,548.41	21.2%	
20年以上30年未満	1,243.63	35.1%		5,001.70	62.8%		1,568.88	21.5%	
30年以上40年未満	218.11	6.2%	8.4%	238.36	3.0%	15.4%	2,062.49	28.2%	38.2%
40年以上50年未満	0.00	0.0%		987.01	12.4%		220.66	3.0%	
50年以上	80.20	2.3%		0.00	0.0%		510.80	7.0%	
合計	3,544.53	100%	100%	7,968.02	100%	100%	7,310.25	100%	100%

経過年	公営住宅			公園			その他施設		
	延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比		延床面積 (㎡)	構成比	
10年未満	1,956.73	9.2%	17.8%	33.80	2.6%	40.3%	0.00	0.0%	46.1%
10年以上20年未満	0.00	0.0%		289.45	22.3%		81.71	0.8%	
20年以上30年未満	1,852.49	8.7%		200.84	15.5%		4,457.32	45.3%	
30年以上40年未満	434.42	2.0%	82.2%	222.81	17.2%	59.7%	897.20	9.1%	53.9%
40年以上50年未満	10,484.32	49.1%		199.68	15.4%		913.15	9.3%	
50年以上	6,630.14	31.0%		352.35	27.1%		3,499.16	35.5%	
合計	21,358.10	100%	100%	1,298.93	100%	100%	9,848.54	100%	100%

※公園における50年以上を経過する建物は、主に文化財の指定を受けた建物を示しています。

第3項 施設の配置状況

(1) 施設類型別の配置状況

旭市における公共施設の分布状況は、図3-7のとおりです。

市庁舎は旭地域に集約され、学校教育関連施設は各地域に分散して配置しています。保育所・児童関連施設は、旭地域に多く分布しており、公民館、図書館、文化施設等の生涯学習関連施設は、旭駅、飯岡駅の周辺、飯岡地域その他、干潟地域にやや多く配置しています。

(2) 地域別の配置状況

地域ごとの保有総量（延床面積）は、旭地域が全体の50.4%を占めています。一方、人口一人当たりの延床面積では、干潟地域が4.59㎡/人、飯岡地域が4.00㎡/人、海上地域が2.61㎡/人、旭地域が2.43㎡/人であり地域間での開きが見られます。²

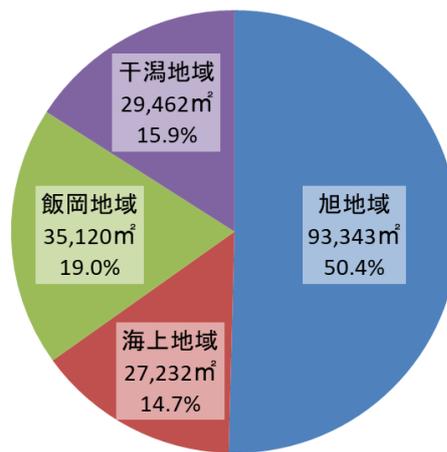


図 3-5 公共建築物延床面積の地域別割合

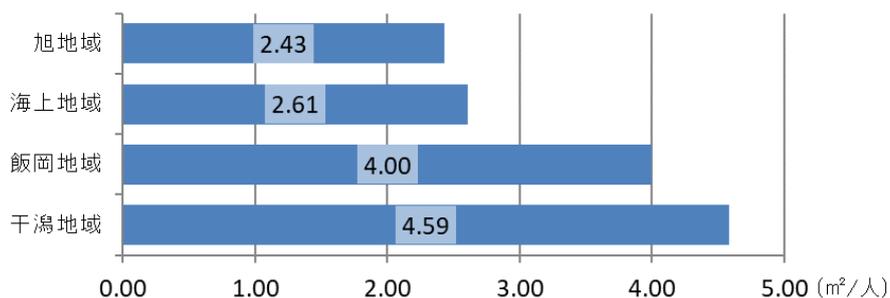


図 3-6 地域別一人当たりの延床面積

※広域施設等を除く。

² 利用圏域が広域であり地域に左右されない施設（「広域施設」という）は対象外としています。市庁舎、みたま苑 旭、学校給食センター、旭市図書館、上下水道施設等の45,540㎡が該当します。また、公園内の施設、その他施設も対象外としています。

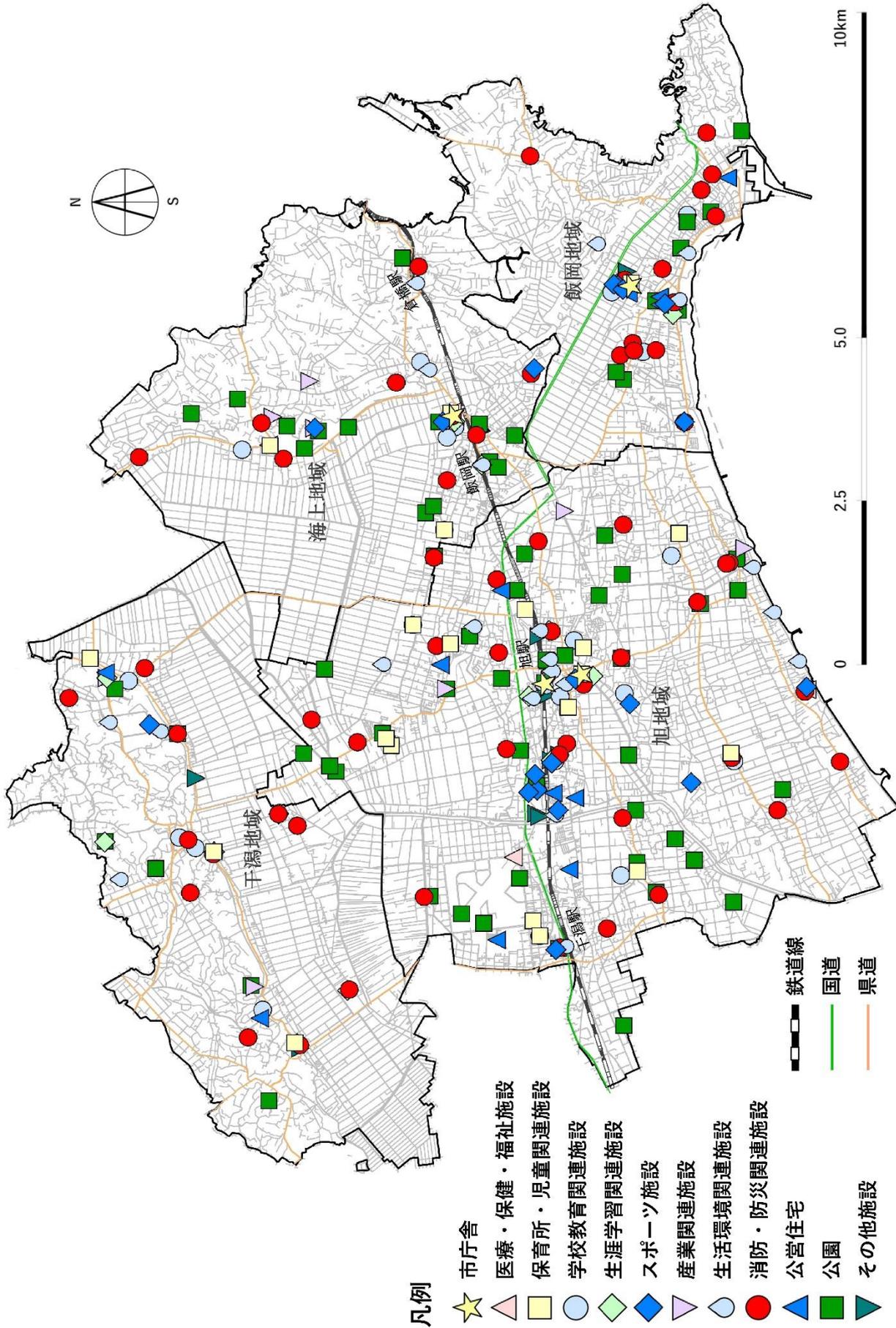


図 3-7 施設類型別の施設配置図

また、各地域の人口100人当たりの施設量を施設類型ごとに比較すると、施設類型ごとに各地域間の差が2倍から10倍程度あることが分かります。

各地域間の差についての主な要因としては、人口減少幅の大きい地域では、一人当たりの保有量が増加傾向を示し、保有量が少ない地域は、県有施設等との機能分担によるところなどが考えられます。

表 3-3 人口100人当たりの施設類型別地域別延床面積

施設類型	地域				最大最小差
	旭地域	海上地域	飯岡地域	干潟地域	
医療・保健・福祉施設	2.60	7.66	42.95	0.00	16.5倍
保育所・児童関連施設	21.88	17.14	11.51	30.41	2.6倍
学校教育関連施設	141.28	180.49	206.74	273.15	1.9倍
生涯学習関連施設	11.62	19.82	35.31	99.63	8.6倍
スポーツ施設	20.60	18.77	21.24	2.57	8.3倍
産業関連施設	5.00	10.16	2.43	5.50	11.0倍
生活環境関連施設	0.41	0.18	0.09	0.00	4.0倍
消防・防災関連施設	5.05	6.92	14.53	11.78	2.9倍
公営住宅	34.81	0.00	65.11	35.52	2.0倍
住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	38,374人	10,428人	8,782人	6,425人	
公共建築物の延床面積 (広域施設等を除く)	93,343㎡	27,232㎡	35,120㎡	29,462㎡	
人口一人あたりの延床面積	2.43㎡/人	2.61㎡/人	4.00㎡/人	4.59㎡/人	

※単位：㎡/100人

※着色セルは、最大値又は最小値を示しています。

※広域施設等を除く。

第4項 施設の運営状況

(1) 運営収支の状況

令和2年度(2020)の施設全体の維持管理費(工事費除)、事業運営費及び使用料等収入は、維持管理費(工事費除)が14.7億円、事業運営費が36.7億円、使用料等収入が8億円となっています。支出に対する収入の割合は約16%です。

施設類型別に見ると、支出が最も多い施設類型は保育所・児童関連施設の12.0億円であり、続いて消防・防災関連施設が9.4億円、学校教育関連施設が6.9億円、医療・保健・福祉施設が6.1億円となっています。

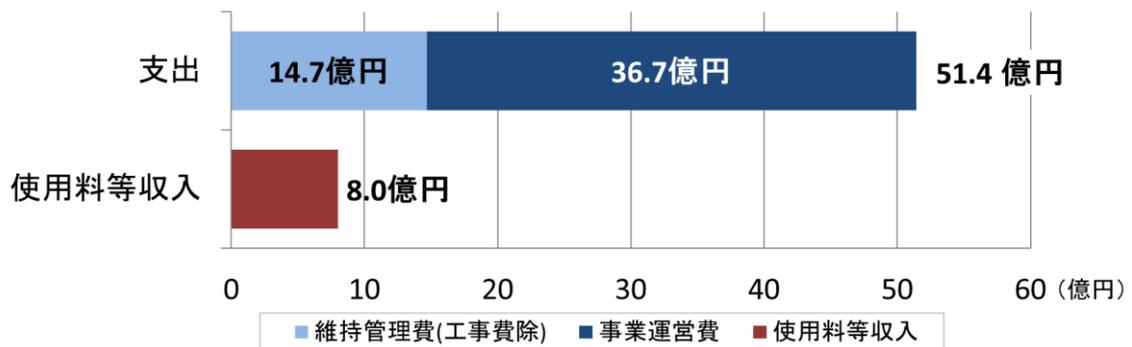


図 3-8 運営収支の現状(公共建築物全体)(令和2年度)

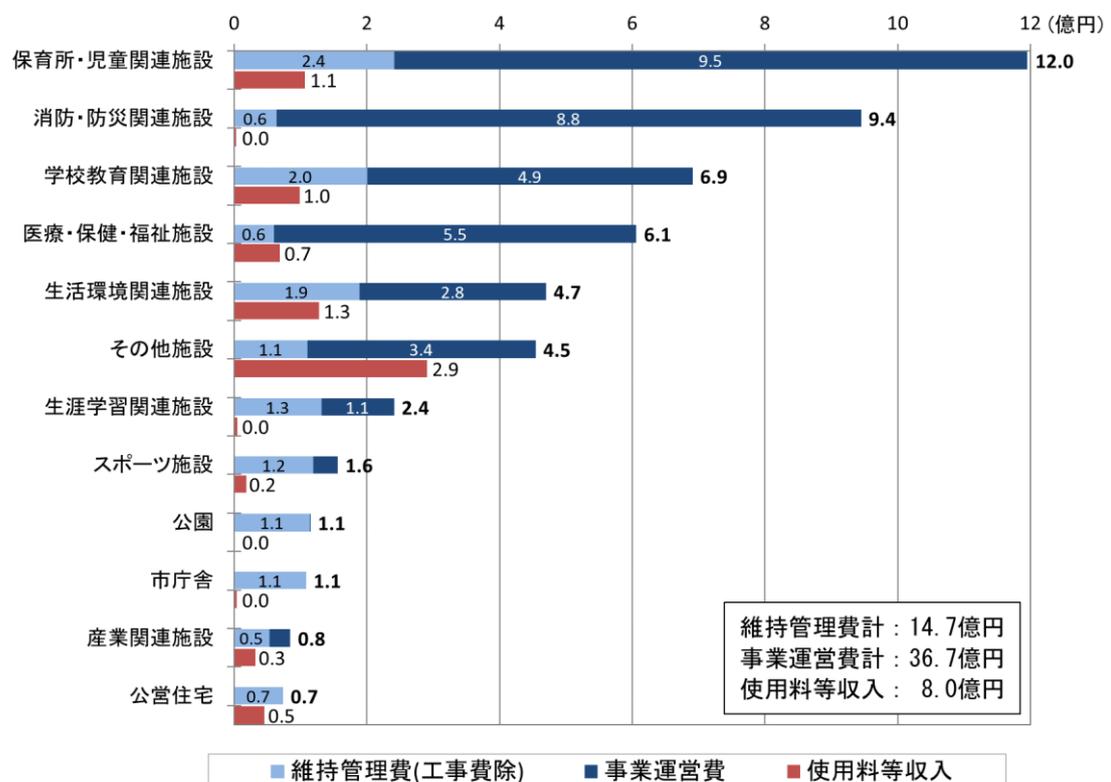


図 3-9 施設類型別の運営収支の状況(令和2年度)

※表中の数値は端数を四捨五入処理しているため内訳と合計等は必ずしも一致しません。

(2) 指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度は平成15年(2003)9月の地方自治法改正により民間事業者等を含む法人その他の団体に公共施設の管理を委任できるようになったものです。この制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上及び経費の節減を図ることを目的としています。旭市では、平成18年度(2006)からこの制度による委託を行っており、現在では以下の4施設で指定管理を導入しています。

表 3-4 旭市における指定管理者制度による管理施設

施設名	管理者	開始年度
市立干潟保育所	学校法人旭鈴木学園	平成20年(2008)
海上キャンプ場	株式会社塚原緑地研究所	平成26年(2014)
飯岡福祉センター	社会福祉法人旭市社会福祉協議会	平成18年(2006)
道の駅 季楽里あさひ	株式会社季楽里あさひ	平成27年(2015)

※令和4年1月1日現在

(3) 複合施設の状況

複合施設とは一つの建物に複数の施設が同居しているものを言います。各施設が別々の建物で運営する場合と比較して、建物維持管理面での効率化やスペースの有効活用、関連する施設間での連携や利用者の利便性向上などのメリットがあります。

表 3-5 旭市における複合施設

No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	個別延床 面積(㎡)
1	旭市役所	旭市二の2132番地	12,821.49	12,645.03
	旭市子育て支援センターハニカム			176.46
2	海上庁舎(旧海上支所)	旭市高生1番地	2,951.27	2,837.37
	旭市消防署海上分署			113.90
3	飯岡庁舎(旧飯岡支所)	旭市萩園1800番地	2,295.91	2,147.25
	旭市消防署飯岡分署			148.66
4	ひかた市民センター(干潟公民館)	旭市南堀之内10番地	3,447.73	2,607.83
	中和児童クラブ			227.25
	旭市文書館			100.80
	文化財保管庫			511.85
5	旭市青年の家	旭市二の5127番地	1,204.83	1,057.6
	旭市観光物産協会			147.23
6	いいおか潮騒ホテル(新館 増築分含)	旭市萩園1437番地	3,704.52	3,548.45
	旭市防災資料館			156.07
7	あさひパークゴルフ場	旭市中谷里8340番地53	541.7	296.31
	あさひ健康福祉センター			245.39

※令和4年1月1日現在。

※朱色の施設は複合施設において主となる施設です。

第5項 耐震化に対する実施状況

公共建築物の耐震化状況は、建築年次³及び耐震診断の結果や耐震改修により、公共施設全体の95.0%(面積割合)が耐震性を有しています。また、耐震診断等により耐震性能が確保されていない、又は、耐震診断が未実施の耐震性能のない施設面積は、5.0%を占めています。

施設類型別の耐震化状況では、耐震性能が確保されていない耐震化未実施の面積が最も多い類型は生涯学習関連施設であり、次いで公営住宅となっています。

なお、市では平成27年度(2015)に旭市耐震改修促進計画を改定し、耐震化率(棟数割合)の目標値を90%から95%へ上方修正しました。

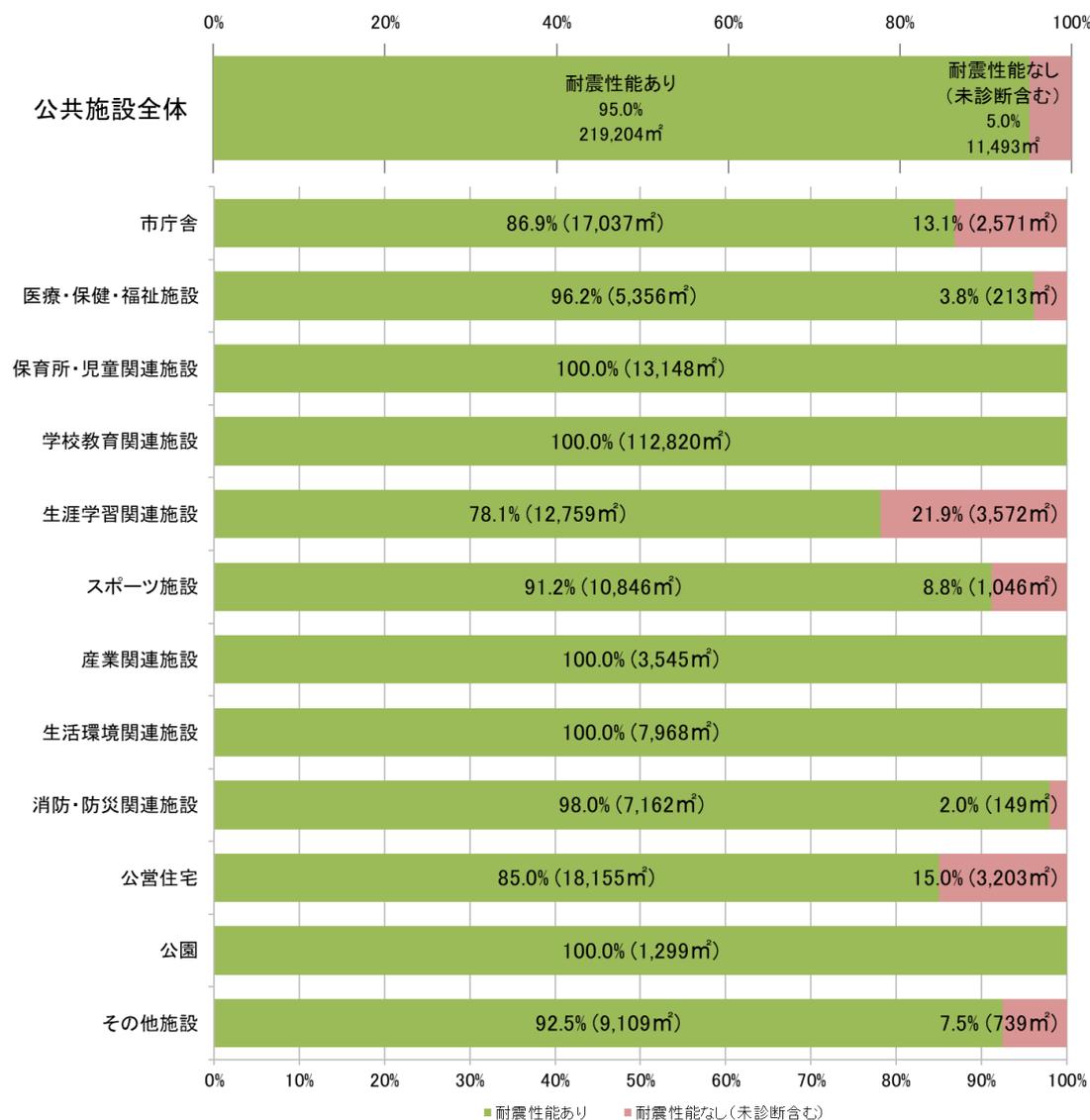


図 3-10 公共施設の耐震化状況(施設類型別)

※令和4年1月1日現在(令和4年3月31日までに解体予定の建物は除く)

※平屋建てかつ延床面積が200㎡未満の小規模建物については、耐震性能が確保されているものとして集計しています。

³ 新耐震基準より建築された建築物(昭和56年6月1日以降に着工された建築物)は耐震性を有しています。

第6項 施設再編の状況

旭市公共施設等総合管理計画策定後、計画に基づき施設再編(廃止・転用等)を進めてきました。公共建築物の保有延床面積は、平成28年(2016)時点から増加していますが、これは新庁舎建設が大部分を占めています。

平成28年以降、廃止となった施設や転用等の再編を行った施設は以下のとおりです。

廃止・解体			再編方法 →	改築・移転先				
施設番号	施設名称	対象面積		施設番号	施設名称	対象面積	備考	
10	旭市役所(旧本庁)	3,882.79	廃止解体・移転 廃止解体・移転 廃止・移転 移転・返却 減築・転用	11	旭市役所(本庁舎)	12,645.03	第2分館のみ転用	
20	第二庁舎	649.05		610	市民会館			あさひ市民センター
21	商工観光課(青年の家)	391.69		327	こども発達センター	951.59		
30	南分館	493.08	機能集約・転用 機能集約・転用 機能廃止・転用 改築	3060	旧海上ふれあいサポートセンター	393		
60	干潟支所	3,907.13		270	海上保育所	605.93		
80	旭市保健センター(第二市民会館)	760.36	移転・返却	326	旭市子育て支援センターハニカム	176.46	本庁舎	
90	旭市海上保健センター	951.59		335	中和児童クラブ	227.25	ひかた市民センター	
160	海上ふれあいサポートセンター	393	廃止解体・移転 集約・拡張		干潟公民館	2,543.83	ひかた市民センター	
270	海上保育所	466.72			市民会館	1,506.28	あさひ市民センター	
325	旭市子育て支援センターハニカム	251.5		671	旭市図書館	303.11	東部図書館一部借用	
570	旭市干潟公民館	1,881.56	廃止解体・移転 機能移転	702	文化財保管庫		ひかた市民センター	
610	第二市民会館	738.52		701	文書館	100.8	ひかた市民センター	
670	旭市図書館(旧市民会館)	404	廃止解体・移転 廃止解体・一部転用	702	文化財保管庫	511.85	ひかた市民センター	
690	飯岡歴史民俗資料館	199.8			旭市サッカー場管理棟	360	旧飯岡中部室棟転用	
700	旭市文書館(旧市民会館)	45.62	廃止解体 廃止解体					
715	文化財保管庫	41.36						
750	飯岡児童体育館	615	増築 増築	1050	海上キャンプ場(食事棟)	114		
880	旭市卓球場	638.08		1090	海上配水場(電気棟)	21		
1010	旭市農産物直売館	49.58	廃止・移管	1170	旭中継施設	3,898.28	東総広域へ一部貸付	
			返却・解体・更新					
			廃止・解体 解体 新設					
			廃止	2241	日の出山公園	-		
			廃止・解体					
1170	旭市クリーンセンター	3,898.28						
	消防団消防庫(8棟)	315.17						
2020	神西住宅	1,045.39						
2090	双葉住宅(7棟)	213.52						
	児童遊園(19か所)	-						
3040	旧有線放送センター(商工会事務所)	235.62						

第2節 インフラ施設の状況

第1項 道路

(1) 道路種別ごとの整備状況

旭市が管理する道路（市道）は、実延長約1,113km、面積約550万㎡（5.50k㎡）で、舗装率は70.8%となっています。

市道は、その重要度、交通量、交通の特性から次のように区分されています。

- ・ 幹線1級市道 : 都市計画決定された幹線道路、主要集落や主要公益施設等を連絡し、基幹的道路網を形成するのに必要な道路
- ・ 幹線2級市道 : 国県道、幹線1級市道の幹線道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路
- ・ その他市道 : 幹線1級市道、幹線2級市道に該当しない道路

市道のほとんどは「その他市道」が占めています。また、幹線1級市道と幹線2級市道はそのほとんどが舗装済です。

表 3-6 市道の状況

種別	数量	総延長 ⁴ (m)	実延長 ⁵ (m)	路面内訳		総面積 (㎡)
				舗装済(m)	未舗装(m)	
幹線1級市道		125,177	117,229	116,432	797	959,565
幹線2級市道		114,338	113,583	112,875	708	749,808
その他市道		891,345	882,123	558,967	323,156	3,794,280
合計		1,130,860	1,112,935	788,274 (70.8%)	324,661 (29.2%)	5,503,653

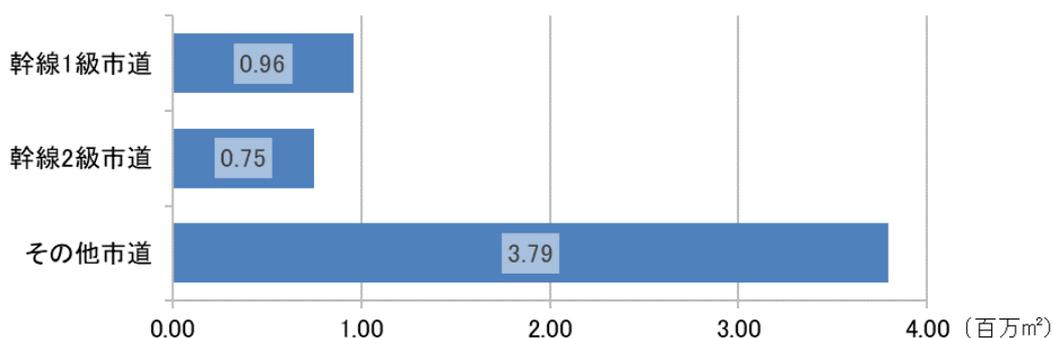


図 3-11 道路種別ごとの状況(面積)

※令和3年3月31日現在

※出典：道路施設現況調査（令和2年度）

⁴ 総延長：道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長

⁵ 実延長：「総延長」から未供用延長（路線の認定告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長）等を除いた延長

(2) 舗装の内訳状況

舗装の種別には次のようなものがあります。

- ・簡易アスファルト舗装 : 一車線道路又は未改良の道路で行われる舗装で表層(アスファルト)と路盤(砕石等)で構成されます。
- ・高級アスファルト舗装 : 二車線以上の道路を交通量等の規格によって舗装されるもので表層(アスファルト)、基層(アスファルト)、上層路盤(砕石等)、下層路盤(砕石等)で構成されています。
- ・その他、コンクリート舗装などがあります。

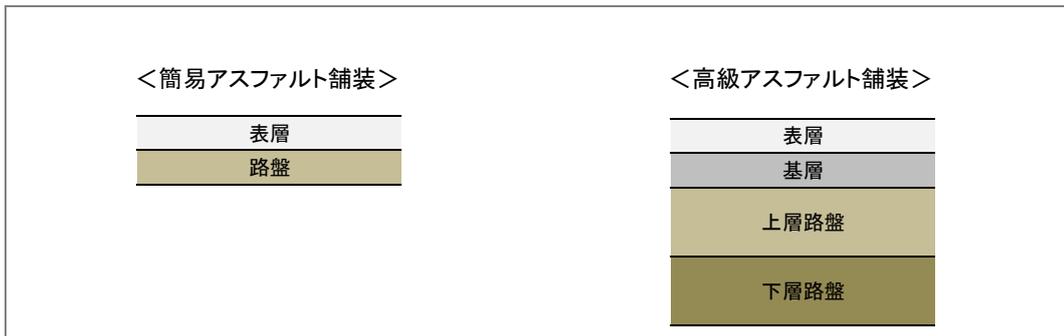


図 3-12 簡易アスファルト舗装と高級アスファルト舗装

市道全体の舗装の内訳は、簡易アスファルト舗装が66%、高級アスファルト舗装が4%、コンクリート舗装が1%、未舗装が29%となっています。

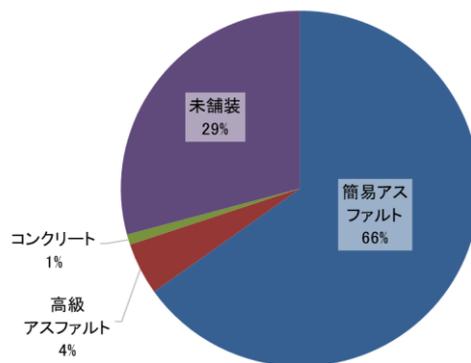


図 3-13 舗装の内訳(延長)

※令和3年3月31日現在

※出典：道路施設現況調査（令和2年度）

第2項 橋梁

(1) 整備状況

旭市が管理する橋梁は319橋であり、総延長約2.4km、面積約15,500㎡です。構造はPC橋、RC橋⁶を合わせて313橋と全体の98%を占めており、多くがコンクリートで作られています。

表 3-7 橋梁の状況

構造	橋梁数	延長(m)	面積(㎡)
PC	65	1,229	8,522
RC	248	965	5,587
鋼	6	216	1,410
合計	319	2,410	15,519

※平成31年3月31日現在

※平成30年度旭市橋梁長寿命化修繕計画、道路台帳

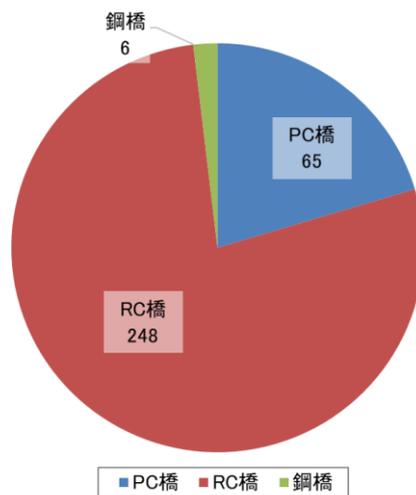


図 3-14 橋梁の構造別内訳(橋梁数)

(2) 架設年別の整備状況

架設年の推移を見ると、昭和56年度(1981)までに多くの橋梁が架設されています。319橋のうち架設後50年を経過する高齢化橋梁は令和3年度(2021)時点で98橋(約31%)ですが、20年後の令和23年度(2041)には265橋となり約83%を占めることになります。

⁶ PC橋…プレストレストコンクリート橋。RC橋…鉄筋コンクリート橋。

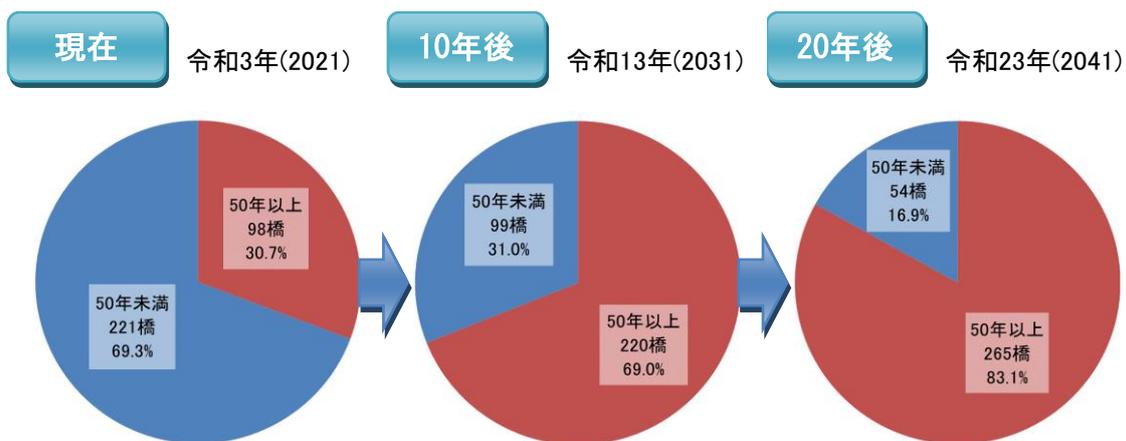


図 3-15 架設から50年以上が経過する橋梁の推移

※出典：平成30年度旭市橋梁長寿命化修繕計画

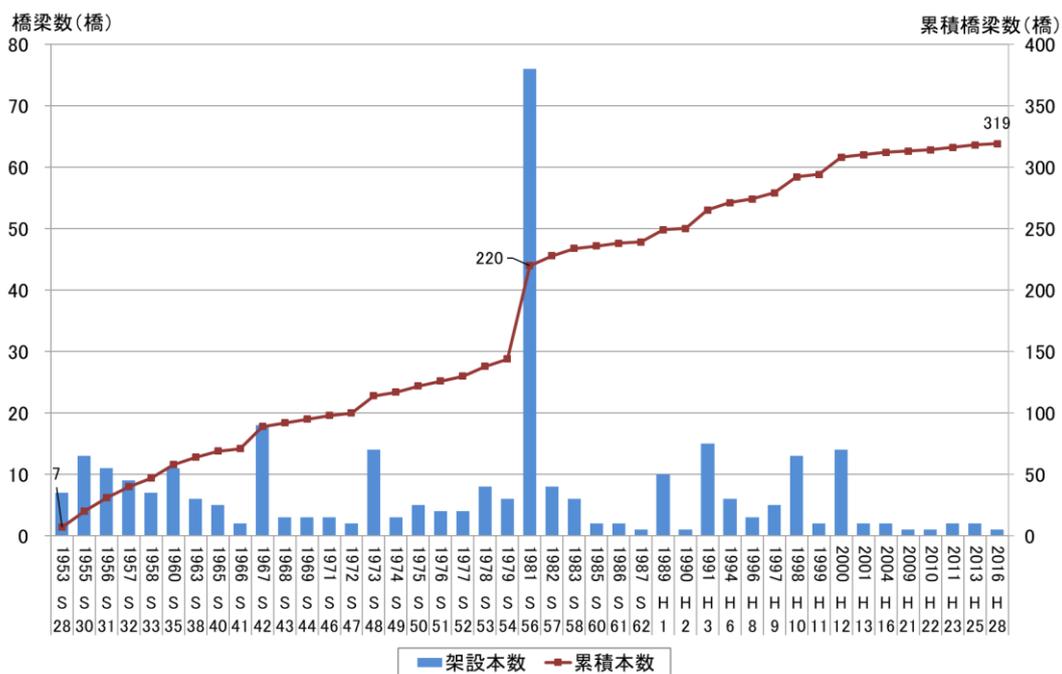


図 3-16 橋梁の架設年の推移

(3) 橋梁の健全度

市では橋梁の点検調査結果の（平成26年度(2014)から平成29年度(2017)）精査を行うとともに、橋梁点検結果（損傷内容・程度・部位）、劣化要因分析結果、橋梁の位置する環境条件等を取りまとめ、個々の橋梁の修繕等の分類（健全度による4段階評価）を実施しました。今後は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持・補修を進めていきます。

表 3-8 橋梁の健全度ランク

健全度ランク	説明	橋梁数 ⁷	割合
1	健全	81	25.4%
2	おおむね健全	211	66.1%
3	やや悪い	27	8.5%
4	悪い	0	0.0%
計		319	100.0%

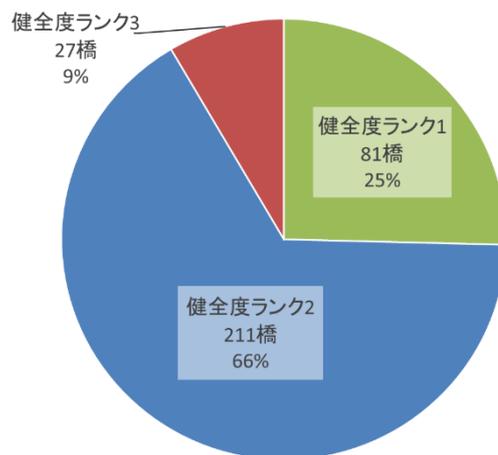


図 3-17 橋梁の健全度ランク

※出典：旭市橋梁長寿命化修繕計画（平成30年度）

⁷ 表中の橋梁数は、平成30年度時点を示しています。

第3項 上水道

旭市が管理する上水道の配水管延長は612kmであり⁸、昭和62年度(1987)までに約470kmと、時期を集中して整備されています。上水道の配水管の法定耐用年数は40年とされており、布設後40年以上を経過する配水管延長は、令和3年度(2021)時点では約30%存在しています。さらに20年後の令和23年度(2041)では老朽配水管は9割以上を占めることになります。

また、上水道の配水管の老朽化の状況を把握する指標の一つとして漏水率が上げられます。市の漏水率は東日本大震災後において上昇し、令和2年度(2020)では5.5%となりましたが、全国的に見ると平均的な状況です。今後、配水管の更新については、耐用年数だけでなく漏水率の状況を注視しながら対応を進める必要があります。

表 3-9 漏水率推移表

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
漏水率(%)	3.0	2.1	3.3	3.3	2.0	2.0	3.3	4.4	5.5	5.5

※出典：旭市上下水道課事業年報 年間受水量・給水量の分析表

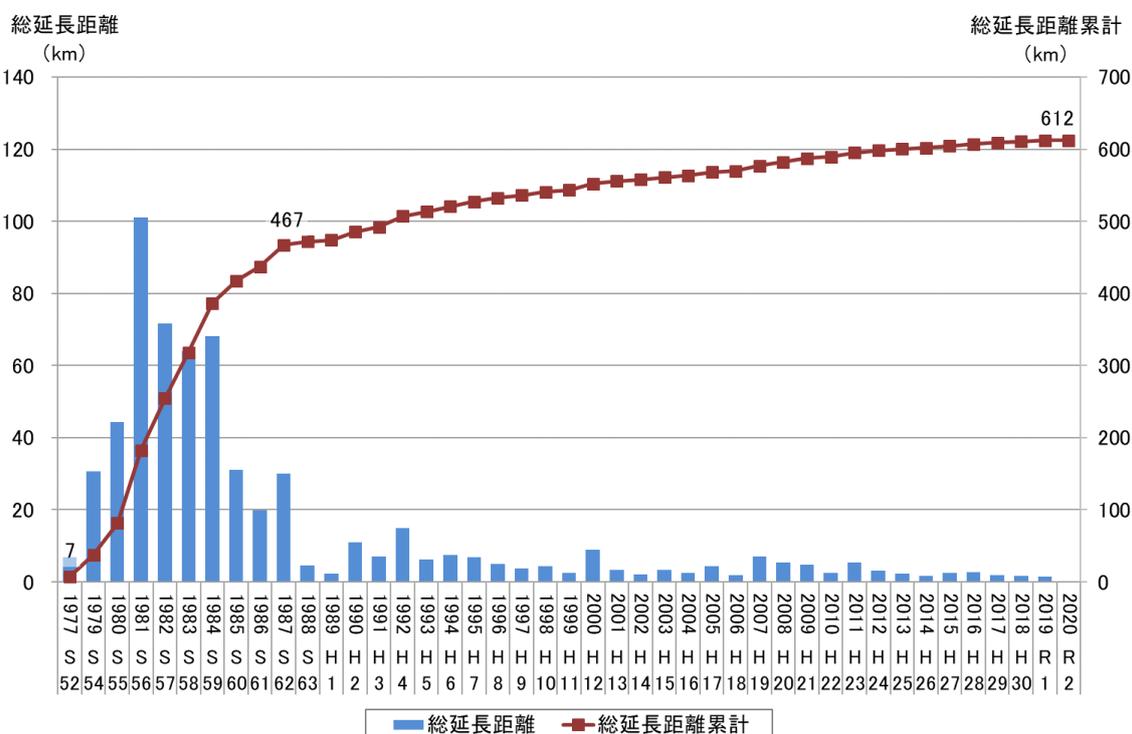


図 3-18 布設年別総延長距離

※出典：上水道管網データ

⁸ 上水道の配水管の総延長は、上水道管網データを基に算出しているため、管径40mm以下の配水管を含んでいます。

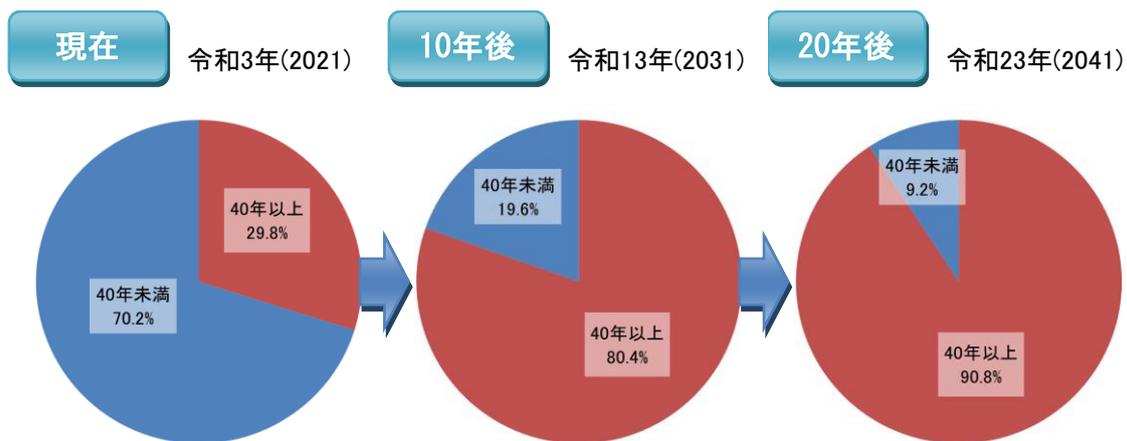


図 3-19 布設から40年以上が経過する配水管延長の推移

※上水道管網データ（令和2年度）

第4項 下水道

旭市が管理する公共下水道の管きょ延長は約48kmです。平成13年度(2001)までに約30kmと、多くの下水道が整備されています。平成11年度(1999)には、将来の下水道接続を予定したあさひ鎌数工業団地の管きょが整備されたため、他の年度と比較して総延長距離の値が大きくなっています。また、下水道には公共下水道の類似施設として、農業集落排水が約14km(平成6年度(1994)～平成20年度(2008)整備)、東町都市下水路が約1km(昭和48年度(1973)～昭和57年度(1982)整備)、萩園生活排水が約2.7km(平成2年度(1990)整備)あります。

下水道の管きょは、統計的に布設後30年を経過すると管の破損の危険性が高まっていくことから、布設から30年を超える管きょ延長の推移を見ると、布設後30年を経過する管きょは令和3年度(2021)時点では存在していませんが、20年後の令和23年度(2041)には、約90%を占めることとなります。

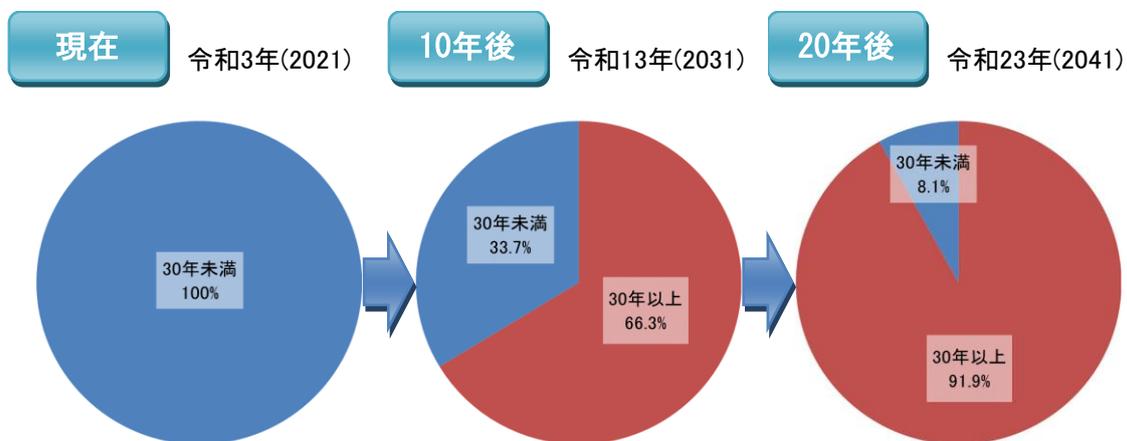


図 3-20 布設から30年以上が経過する管きょ延長の推移

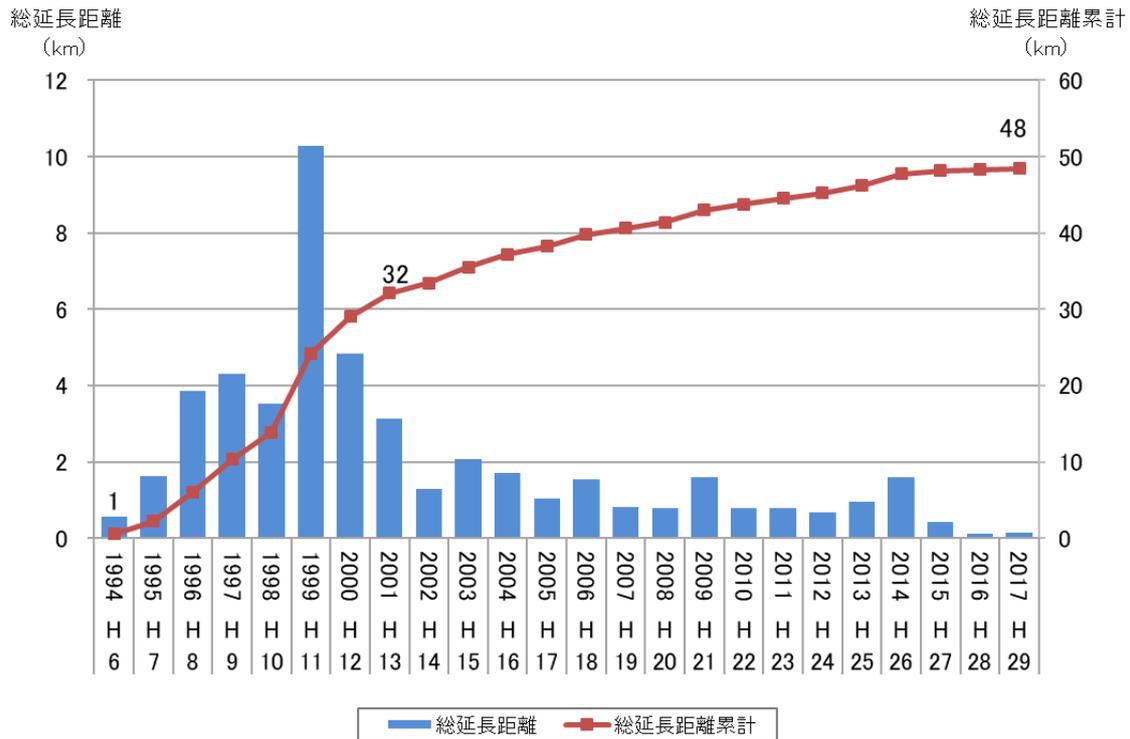


図 3-21 公共下水道布設年別総延長距離

※出典：公共下水道管渠延長調書（平成27年3月31日）

第5項 公園

市内には、都市公園12施設、児童遊園24施設、農村公園6施設、多機能公園12施設の計66施設、面積約80haが設置されており、昭和50年度(1975)から平成16年度(2004)までに多くの公園が開設されました。

表 3-10 公園の分類と数量

分類	施設数	面積
都市公園	12	39.3 ha
児童遊園	24	2.4 ha
農村公園	6	2.1 ha
多機能公園	12	35.6 ha
合計	54	79.4 ha

※令和4年4月1日現在

分類1 都市公園(12施設)

都市公園法に定める都市公園は市内に12施設設置しており、供用面積の合計は39ha以上に及んでいます。都市公園は、市民の余暇活動の場、憩いの場、さらには各種イベントの開催やスポーツを楽しめる場所として多くの市民に親しまれています。

また、袋公園、旭スポーツの森公園、旭文化の杜公園は、大規模災害時の広域避難場所として指定されており、防災拠点としての性質も有しています。

分類2 児童遊園(24施設)

児童遊園は、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的として、旭市内に24施設を指定し、児童に安全かつ健全な遊び場を提供しています。供用面積の合計は2.4haとなっていますが、そのほとんどは寺院や神社、個人の土地を借りています。児童遊園の管理は、設置している地元区に委託し、旭市は遊具などの施設の維持補修や資材提供を行っています。

分類3 農村公園(6施設)

農村公園は、主に農業基盤整備に伴い農村集落に交流と憩いの場を提供することを目的に設置され、旭地域に3、干潟地域に2、海上地域に1施設を設置しています。

分類4 多機能公園(12施設)

市内には、法令に定める公園のほか様々な機能や特徴を持った公園12施設を設置しています。

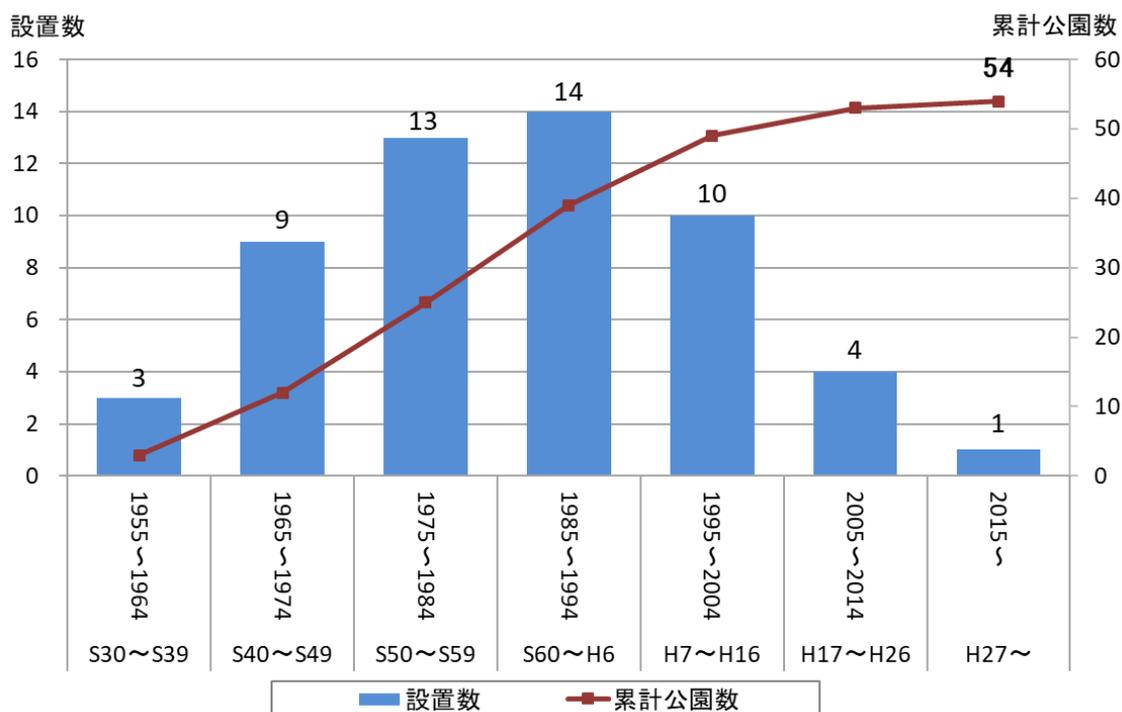


図 3-22 公園開設数の推移

第3節 計画対象外の公共施設

その他、市が保有する財産として公共施設に分類されているものは105資産あり、ゴミ処理関係施設の設備(焼却炉等設備)、防火水槽等が主な資産となっています。本計画においては、この区分に分類される施設は対象外としました。

なお、市内には私設を含めた防火水槽が、500基以上設置されています。

表 3-11 市内の防火水槽設置数

	旭地域	海上地域	飯岡地域	干潟地域	計
防火水槽(基)	277	106	74	65	522

※出典：貯水槽台帳（令和4年1月24日現在）

第4節 土地の保有状況

市が保有する土地の面積は、約220万㎡です。利用目的別での内訳は、公園・広場・緑地等が約50万㎡で22.8%を占め、次いで学校教育施設が約43万㎡で19.4%を占めています。また、行政サービスの提供を目的としていない、又は利用目的を定めていない普通財産としての土地は、約38万㎡で17.1%を占めています。

これらのほか、市が行政サービスの提供に必要な用地を確保するために、官有地と民有地を合わせて約30万㎡(湖沼等を含む。)を借用しています。

表 3-12 利用目的別土地保有状況一覧

財産区分	財産種別	利用目的別	土地面積(㎡)	構成率
行政財産	公用財産	庁舎	36,681	1.7%
		消防防災施設	15,323	0.7%
		その他	1,468	0.1%
	公用財産計		53,473	2.4%
	公共用財産	医療・保健・福祉施設	25,274	1.1%
		保育所	42,288	1.9%
		学校教育関連施設	427,999	19.4%
		スポーツ・レクリエーション・生涯学習施設	258,383	11.7%
		観光施設	12,241	0.6%
		公園・広場・緑地	501,913	22.8%
		市営住宅	70,367	3.2%
		消防防災施設	1,031	0.0%
		上下水道施設	36,458	1.7%
		生活環境関連施設	63,816	2.9%
保安林・山林・湖沼・調整池		315,444	14.3%	
その他	19,953	0.9%		
公共用財産計		1,775,167	80.5%	
行政財産計		1,828,640	82.9%	
普通財産		376,747	17.1%	
総計		2,205,387	100.0%	

※令和3年12月末日現在(公有財産台帳より)

※利用目的別分類は年度決算における「財産に関する調書」と分類方法が異なります。

※本表には、公営企業会計(水道・下水道事業)財産を含みます。

※表中の数値は、端数を四捨五入処理しているため、内訳と合計等は必ずしも一致しません。

第4章 人口動向

第1節 人口の推移

第2節 一人当たりの公共建築物面積

第4章 人口動向

第1節 人口の推移

旭市の総人口は、昭和40年(1965)の61,522人から平成7年(1995)のピーク時までの30年間で約9,900人増加したものの、その後の25年間で約7,600人減少し、令和2年(2020)では63,745人となっています。

一方、世帯数は、昭和40年(1965)の12,546世帯から常に増加を続け令和2年(2020)では24,299世帯と昭和40年(1965)の1.9倍となっています。

また、一世帯当たりの人員は、昭和40年(1965)の4.9人から令和2年(2020)の2.6人へと減少しており核家族化の進行が見受けられます。

年代別の人口では、0～14歳の年少人口は、昭和40年(1965)の17,702人から令和2年(2020)の7,183人へ、また、児童生徒数も、昭和40年(1965)の11,704人から令和2年(2020)の4,672人へとそれぞれ6割減少しています。

15～64歳の生産年齢人口は、旭市の総人口と同様に昭和40年(1965)の38,878人から平成7年(1995)頃の47,069人まで増加しましたが、その後令和2年(2020)には36,594人に減少しています。

65歳以上の老年人口は、昭和40年(1965)の4,942人から令和2年(2020)の19,968人と4倍に増加しています。

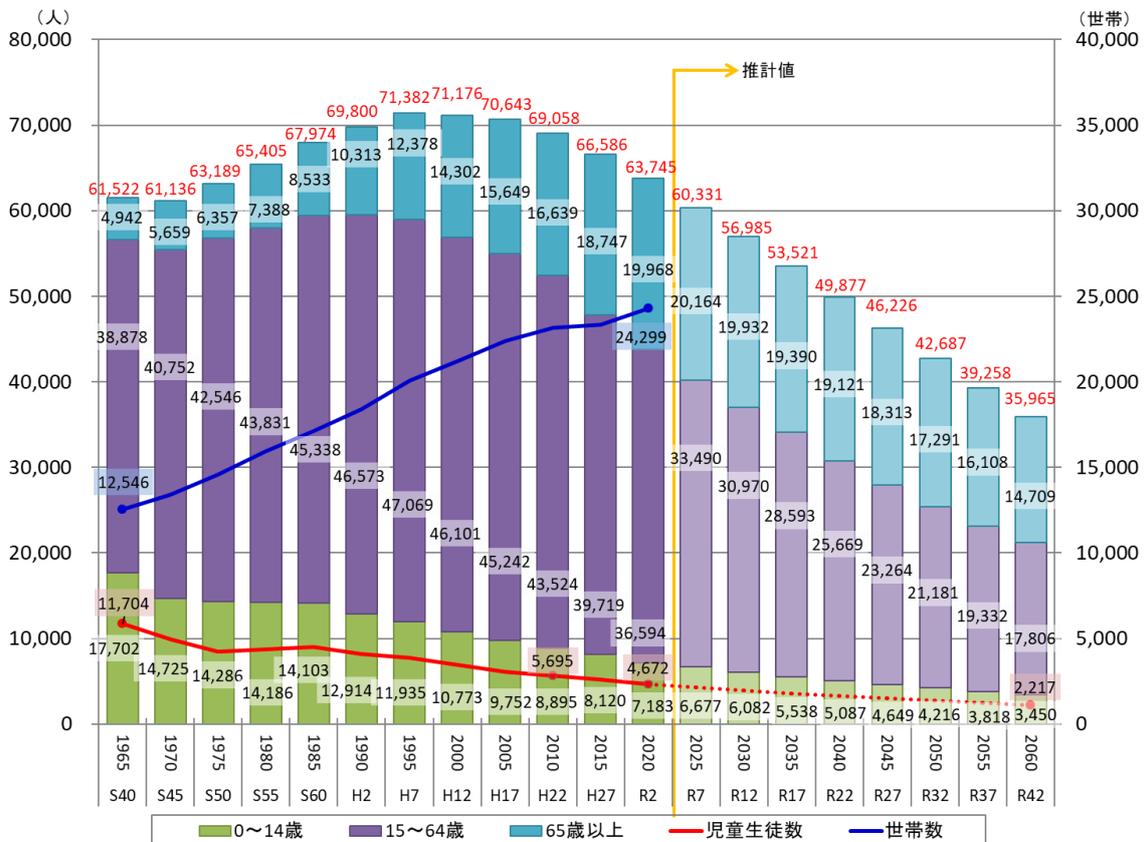


図 4-1 旭市の人口推移と将来推計(社人研推計準拠)

※各年度の人口は、国勢調査数値。令和7年度以降の人口は、推計値。

※S40年の児童生徒数は、S41年の数値を代用

※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月公表数値及びその推計方法による値

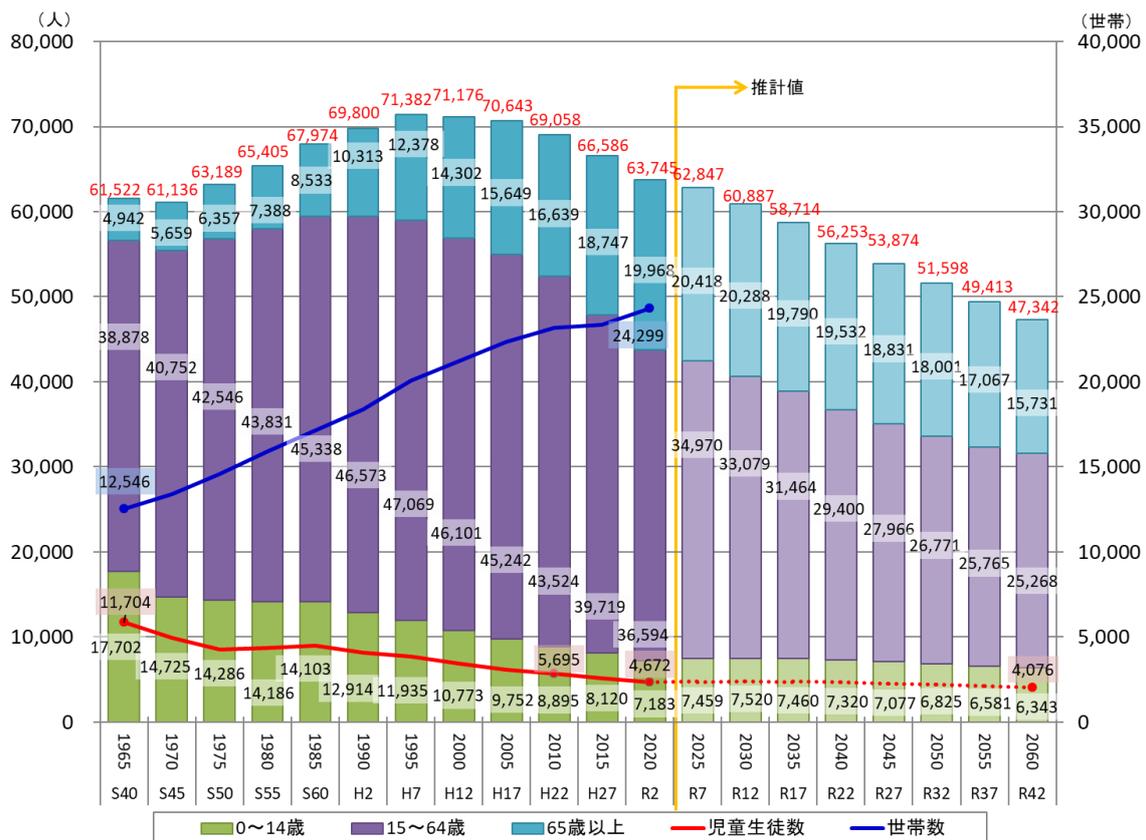


図 4-2 旭市の人口推移と将来推計(市独自推計)

※各年度の人口は、国勢調査数値。令和7年度以降の人口は、推計値。

※S40年の児童生徒数は、S41年の数値を代用

※推計値は、旭市の独自推計値（総合戦略で用いた将来目標人口推計(合計特殊出生率が令和12年まで徐々に上昇し1.8となり、その後も1.8を維持するものと仮定した推計)）

将来推計は、社人研推計(国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018)3月に公表した値に準拠した推計値)と、市独自推計(旭市総合戦略の「シミュレーション6【市独自推計】」の推計値)の2パターンを作成しました。

社人研推計、市独自推計共に旭市の総人口は今後も減り続ける予測で、令和32年(2050)までに10,000人以上の減少が予測されています。推計パターン別の比較をみると、社人研推計では令和32年(2050)の総人口が42,687人に対し、市独自推計は51,598人と、約9,000人の差異が生じています。

15~64歳の生産年齢人口についてパターン別に見ると、社人研推計では令和32年(2050)に21,181人とピーク時の4割近くまで減少することが予想されており、市独自推計では26,771人に減少することが予想されています。

また、0~14歳の年少人口の社人研推計は、令和32年(2050)には4,216人とピーク時の2割近くまで減少することが予想されており、市独自推計は6,825人とピーク時の4割以下に減少することが予想されています。

一方、65歳以上の老年人口の社人研推計は、令和7年(2025)の20,168人まで増加が続き、その後は逡減するものの令和32年(2050)には17,291人と昭和40年(1965)の3.5倍に

達することが予想されており、市独自推計では令和32年(2050)には18,001人と昭和40年(1965)の3.6倍に達することが予想されています。

年代別の人口を構成率で比較すると、昭和40年(1965)に28.77%であった年少人口は、令和32年(2050)には社人研推計で9.88%、市独自推計で13.23%まで低下する一方、昭和40年(1965)に8.03%であった老年人口は、令和32年(2050)には社人研推計で40.51%、市独自推計で34.89%まで上昇し、どちらのパターンでも引き続き少子高齢化の進行が見込まれています。

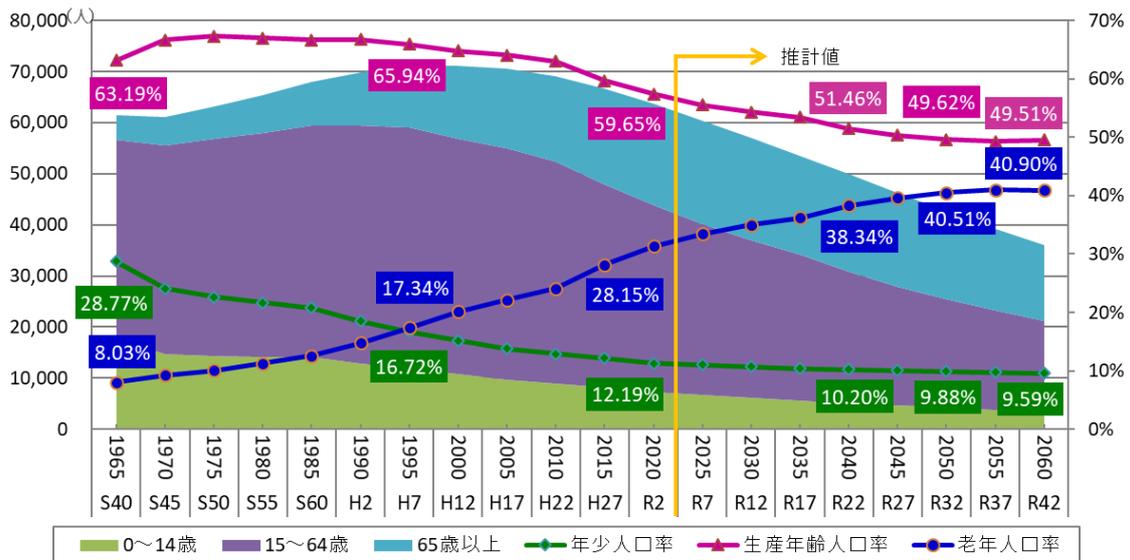


図 4-3 年代別人口構成率の推移(社人研推計準拠)

※各年度の人口は、国勢調査数値。令和7年度以降の人口は、推計値

※推計値は国立社会保障・人口問題研究所の値

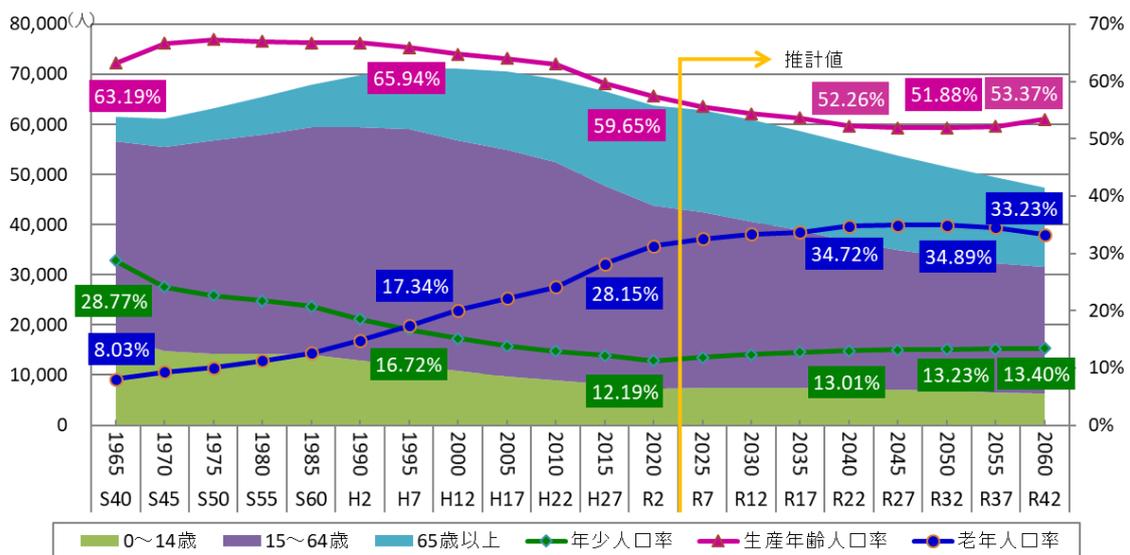


図 4-4 年代別人口構成率の推移(市独自推計)

※各年度の人口は、国勢調査数値。令和7年度以降の人口は、推計値

※推計値は、旭市総合戦略の「シミュレーション6【市独自推計】」の値

第2節 一人当たりの公共建築物面積

第1項 推移及び動向

旭市における市民一人当たりの公共建築物の延床面積は、昭和40年度(1965)から令和2年度(2020)まで一貫して増加し続けてきました。これは、令和2年度(2020)まで公共建築物の延床面積が増加していることと平成12年度(2000)以降の人口減少傾向によるものです。

将来動向は、引き続き人口の減少傾向が予測されていることから、公共建築物の延床面積が令和2年度(2020)以降も一定の値として仮定すると、市民一人当たり延床面積は現在よりも増加していきます。令和32年度(2050)時点の一人当たり延床面積の値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法で5.41㎡/人、市独自推計で4.48㎡/人となる見込みです。

表 4-1 市民一人当たりの公共建築物延床面積の推移と動向

	年度	延床面積 (㎡)	人口 (千人)		市民一人当たり延床面積 (㎡/人)	
			社人研推計	市独自推計	社人研 推計基準	市独自 推計基準
推移	S40	74,204	61.5		1.21	
	S45	93,731	61.1		1.53	
	S50	114,138	63.2		1.81	
	S55	138,960	65.4		2.12	
	S60	153,104	68.0		2.25	
	H2	166,852	69.8		2.39	
	H7	178,292	71.4		2.50	
	H12	198,275	71.2		2.79	
	H17	208,414	70.6		2.95	
	H22	209,137	69.1		3.03	
	H27	229,502	66.6		3.45	
R2	231,060	63.7		3.62		
動向 予測	R7	231,060	60.3	62.8	3.83	3.68
	R12	231,060	57.0	60.9	4.05	3.79
	R17	231,060	53.5	58.7	4.32	3.94
	R22	231,060	49.9	56.3	4.63	4.10
	R27	231,060	46.2	53.9	5.00	4.29
	R32	231,060	42.7	51.6	5.41	4.48

※令和2年度までの人口は国勢調査数値(10月1日)。

※令和7年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所推計及び市独自推計の値

※令和2年度までの延床面積は、年度決算資料「財産に関する調書」の値(行政財産+普通財産の計)

※公共建築物は市が保有する財産のみを対象としています。また、年度・人口の採用数値の違いから、P.14における市民一人当たり面積(令和4年1月1日、市保有以外の建築物も含む場合で3.60㎡/人)とは相違があります。

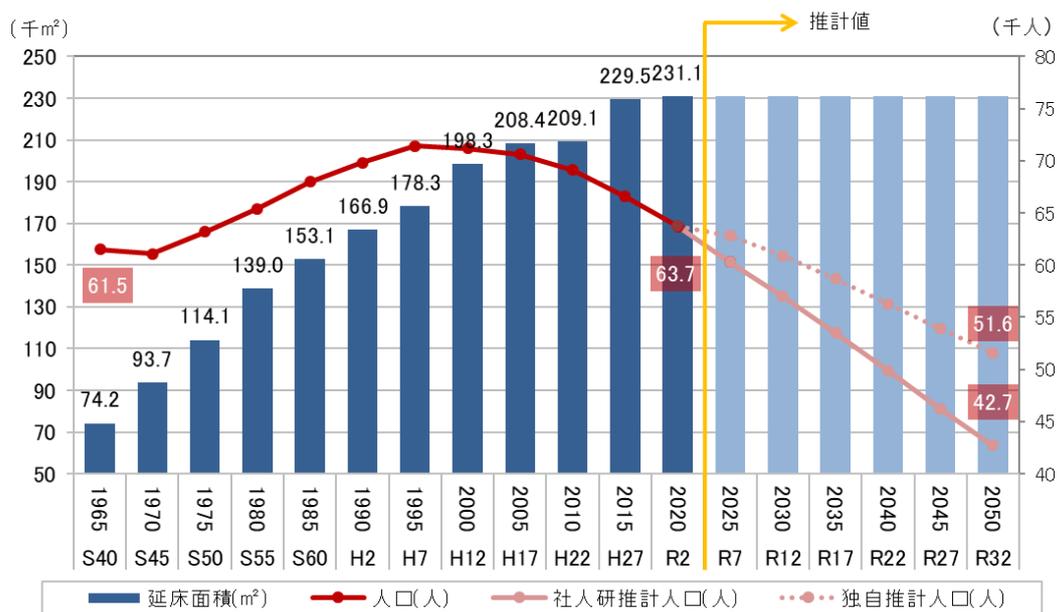


図 4-5 人口と公共建築物延床面積の推移

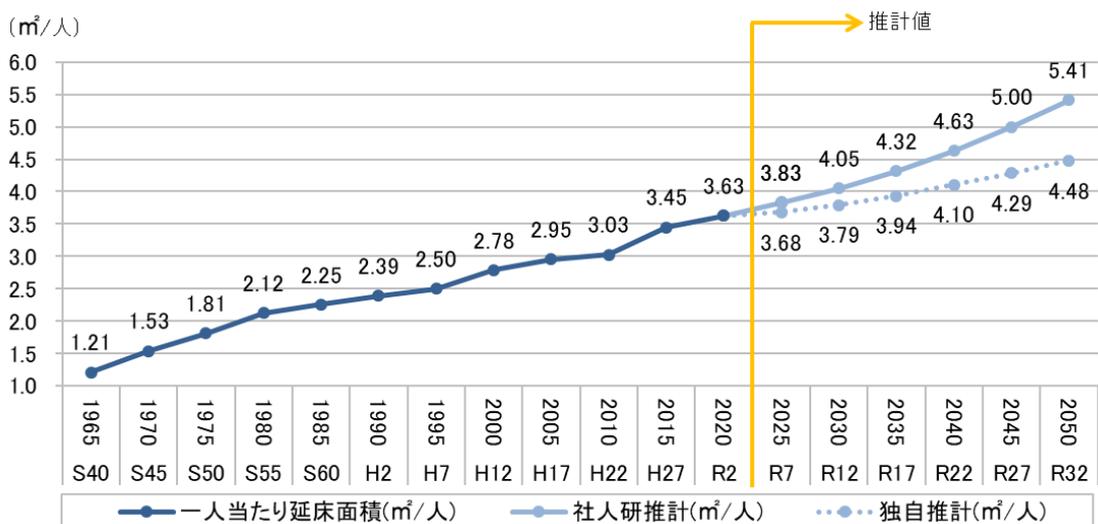


図 4-6 市民一人当たりの延床面積

第2項 千葉県内の市との比較

千葉県37市の平均一人当たり公共建築物延床面積は2.84m²/人となっており、全国平均の3.83m²/人⁹を下回っています。旭市は千葉県37市の平均を上回る3.37m²/人であり、平均値よりも約2割程度高く、全国平均の約1割程度低い水準となっています。

⁹ 延床面積は「公共施設状況調」（総務省、令和元年度）（行政財産＋普通財産の値）、人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省、令和2年1月1日）による。

表 4-2 千葉県内の市における市民一人当たりの延床面積

団体	延床面積 (㎡)	人口 (人)	一人当たり延床面積 (㎡/人)	団体	延床面積 (㎡)	人口 (人)	一人当たり延床面積 (㎡/人)
南房総市	214,883	37,684	5.70	茂原市	230,561	89,128	2.59
勝浦市	90,280	17,222	5.24	大網白里市	124,274	49,200	2.53
鴨川市	156,297	32,673	4.78	野田市	384,056	154,373	2.49
銚子市	252,028	60,327	4.18	富里市	122,082	50,245	2.43
山武市	208,064	51,176	4.07	白井市	152,231	63,324	2.40
いすみ市	134,395	37,665	3.57	木更津市	322,089	135,617	2.37
富津市	154,316	44,069	3.50	習志野市	404,138	173,885	2.32
成田市	463,028	132,735	3.49	四街道市	207,443	94,843	2.19
匝瑳市	123,959	36,121	3.43	佐倉市	355,927	175,045	2.03
旭市	220,271	65,305	3.37	船橋市	1,228,139	642,938	1.91
君津市	274,351	83,885	3.27	八街市	131,765	69,509	1.90
館山市	148,450	46,161	3.22	八千代市	374,471	199,786	1.87
香取市	242,126	75,538	3.21	市川市	918,091	490,192	1.87
印西市	314,253	103,513	3.04	柏市	779,365	424,920	1.83
袖ヶ浦市	190,177	64,348	2.96	松戸市	881,142	498,473	1.77
東金市	160,657	58,484	2.75	流山市	323,578	195,476	1.66
千葉市	2,630,910	972,516	2.71	鎌ヶ谷市	175,185	109,954	1.59
浦安市	449,157	170,169	2.64	我孫子市	210,195	132,183	1.59
市原市	724,286	275,385	2.63	平均	-	-	2.84

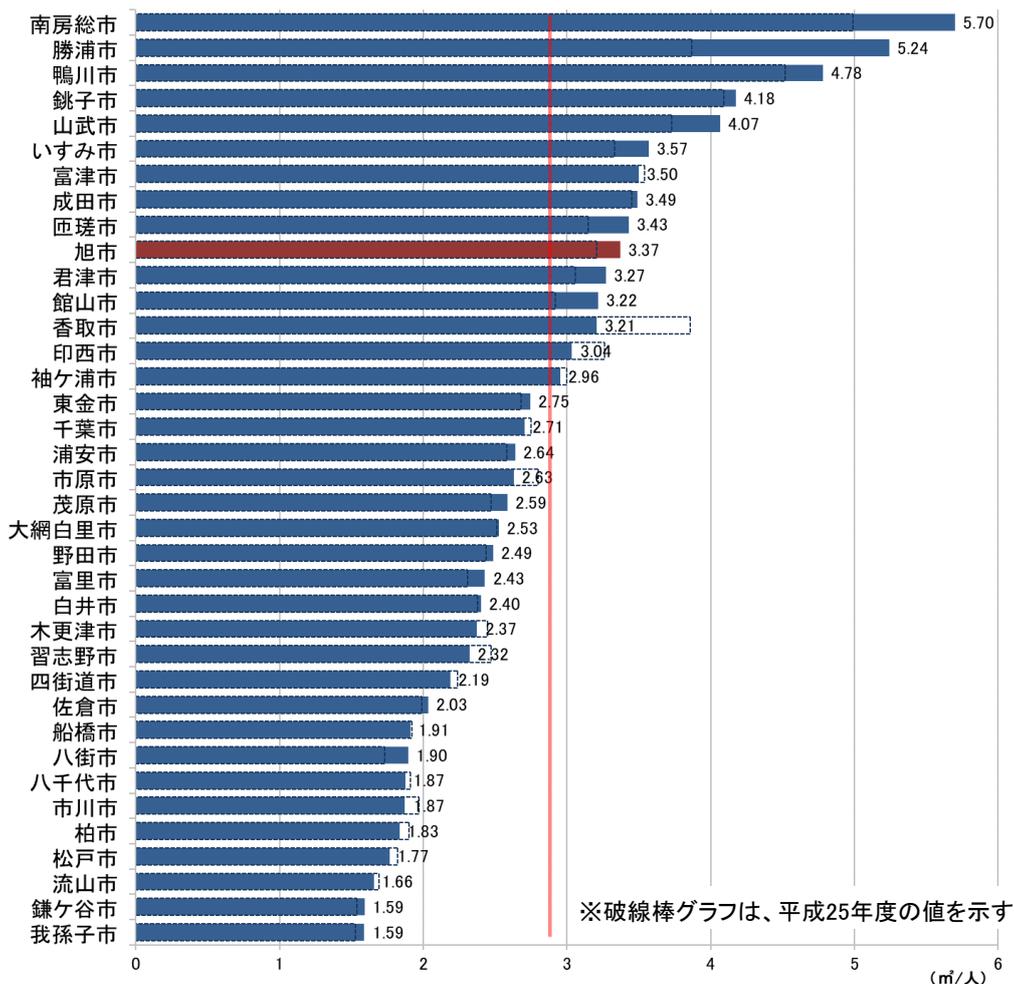


図 4-7 千葉県内の市における市民一人当たり延床面積

※出典：公共施設延床面積は「公共施設状況調」（総務省、令和元年度）（行政財産＋普通財産の値）、人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省、令和2年1月1日）

第3項 地域別の一人当たり延床面積の推移

旧市町別に、人口及び一人当たり延床面積の推移を見ると、下図のようになります。

昭和40年度(1965)と平成26年度(2014)の人口を比較すると、旭地域と海上地域では増加していますが、飯岡地域と干潟地域は減少しています。

地域住民一人当たりの延床面積は、どの地域でも昭和40年度(1965)から一人当たりの延床面積は増加傾向を示していますが、昭和40年度(1965)では各地域の差が小さいのに対して、平成16年度(2004)では大きな差異が生じています。平成16年度(2004)の地域住民一人当たりの延床面積では、干潟地域は、旭・海上地域の1.8倍保有していたことが確認できます。

市全体で見ると、令和2年度(2020)末現在では、市民一人当たり3.59㎡の公共建築物を保有しています。

表 4-3 地域別の人口及び一人当たり延床面積の推移

	S40年度(1965)		H16年度(2004)		R2年度(2020)		増減率(S40→H16)		増減率(S40→R2)	
	人口(人)	延床面積(m ²)	人口(人)	延床面積(m ²)	人口(人)	延床面積(m ²)	人口	延床面積	人口	延床面積
旭市	65,124	74,204	71,462	200,079	64,384	231,060	9.7%	169.6%	△1.1%	211.4%
旭地域	33,352	35,657	40,881	98,659	38,461	-	22.6%	176.7%	15.3%	-
海上地域	9,173	12,646	11,325	27,029	10,504	-	23.5%	113.7%	14.5%	-
飯岡地域	12,116	12,661	11,106	38,373	8,934	-	△8.3%	203.1%	△26.3%	-
干潟地域	10,483	13,240	8,150	36,018	6,485	-	△22.3%	172.0%	△38.1%	-

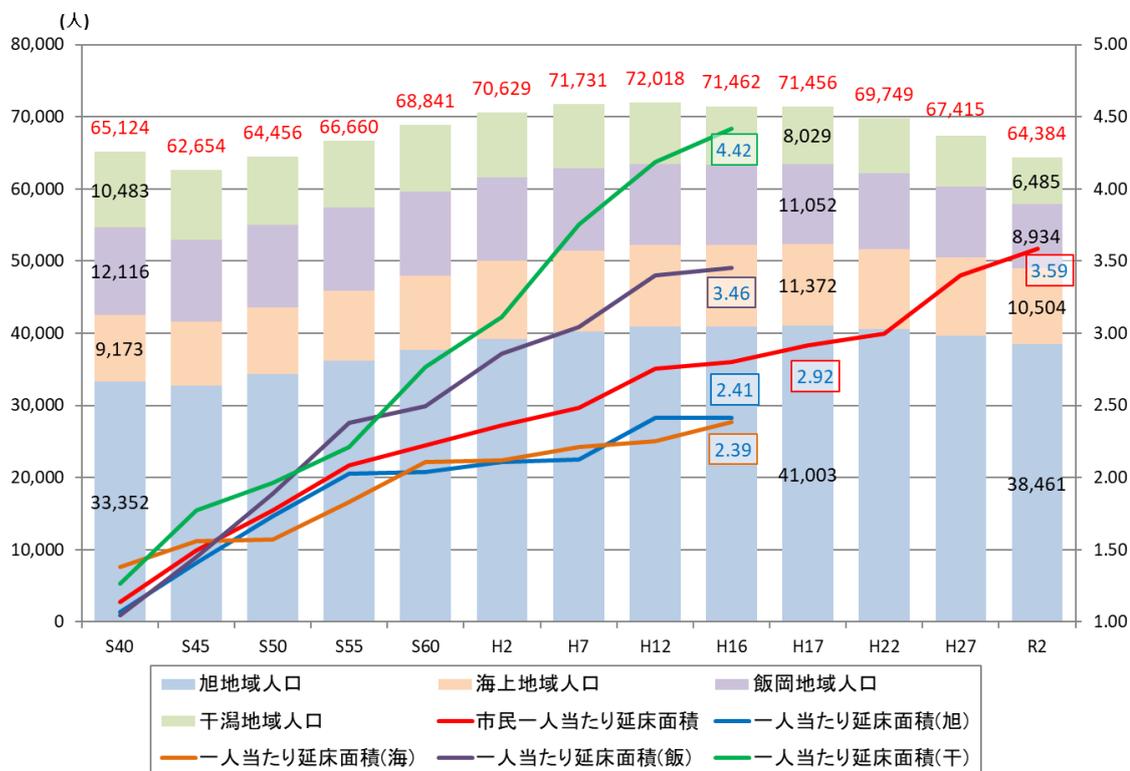


図 4-8 地域別の人口及び一人当たり延床面積の推移

※人口は、各年度末日時点の住民基本台帳人口
 ※延床面積は、各年度決算資料「財産に関する調書」の値

第5章 財政状況

第1節 会計別の決算状況

第2節 歳入

第3節 歳出

第4節 地方公会計

第5節 財政指標の状況

第5章 財政状況

第1節 会計別の決算状況

第1項 一般会計と特別会計

一般会計と特別会計の歳入歳出は、令和元年度(2019)までほぼ横ばいで推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症対策、新庁舎建設、広域ごみ処理施設の整備等により、令和2年度(2020)では大きく増加しています。

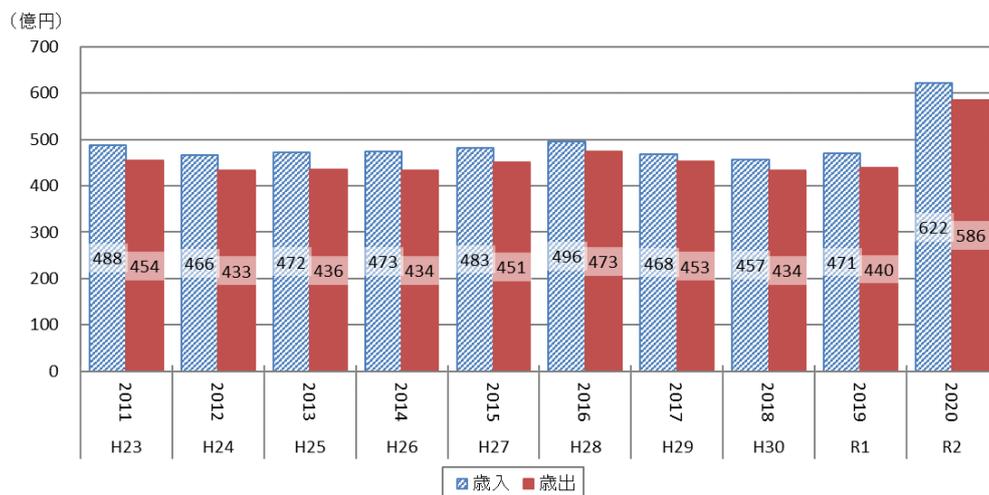


図 5-1 一般会計と特別会計の歳入歳出の推移

※出典：各年度歳入歳出決算書

第2項 水道事業会計

企業会計である水道事業会計の収入及び支出は過去10年間で、ほぼ横ばいの傾向にあります。支出のうち建設改良費は平成28年度(2016)の約4億円をピークに約5千万円から1.6億円の間で推移しています。平成28年度(2016)の建設改良費が大きく増加していますが、海上配水場増池工事等によるものです。

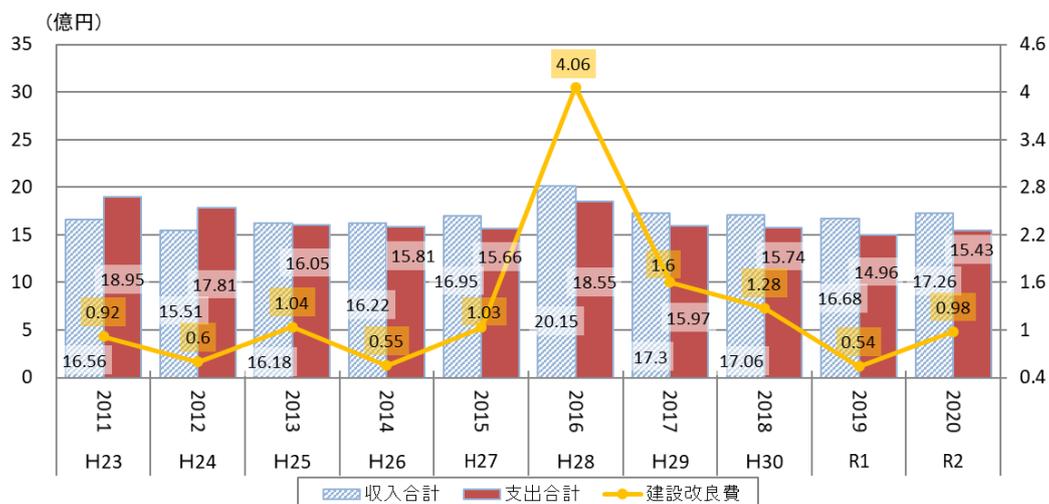


図 5-2 水道事業会計の推移

※出典：各年度水道事業会計決算書

第3項 公共下水道事業会計

公共下水道事業は、令和2年度(2020)に特別会計から企業会計へ移行しました。公共下水道は、平成27年度(2015)で認可区域の面整備工事が完了したため、以降は収入及び支出はほぼ横ばいとなっています。

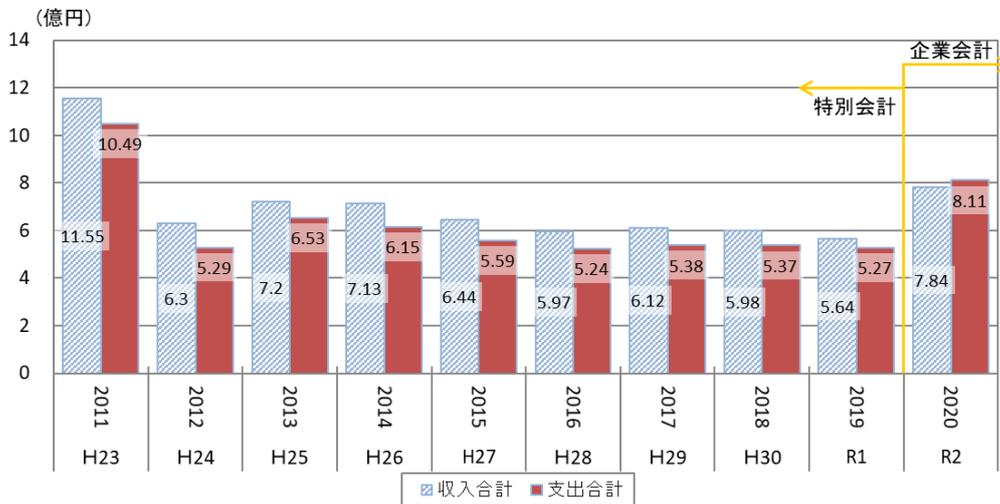


図 5-3 公共下水道事業会計の推移

※出典：各年度公共下水道事業会計決算書

第4項 農業集落排水事業会計

農業集落排水事業は、令和2年度(2020)に特別会計から企業会計へ移行しました。平成28年度(2016)からの事業費の増大は、排水管きよの損壊や亀裂の修繕工事を実施したことによります。

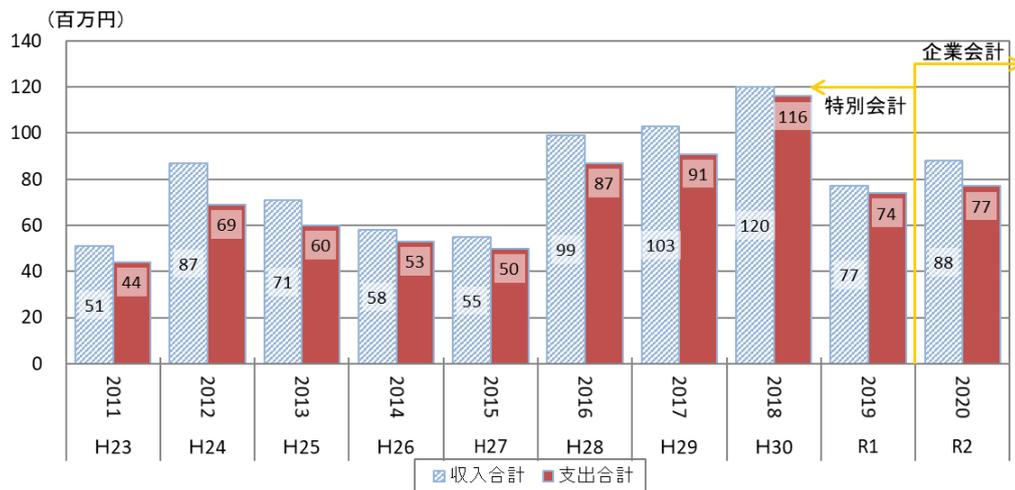


図 5-4 農業集落排水事業会計の推移

※出典：各年度農業集落排水事業会計決算書

第2節 歳入

第1項 歳入の推移と見通し

旭市の令和2年度(2020)の一般会計の歳入は、485億円となっています。平成23年度(2011)から令和元年度(2019)までは300億から350億円の範囲で推移し、令和2年度(2020)に485億円程度まで増加しています。これは新庁舎建設等による市債の増加のほか、新型コロナウイルス感染症対策として国庫支出金が大きく増加したことや広域ごみ処理施設整備による地方交付税の増加が要因です。

なお、歳入の推計値を見ると今後は減少傾向となることが予想されます。

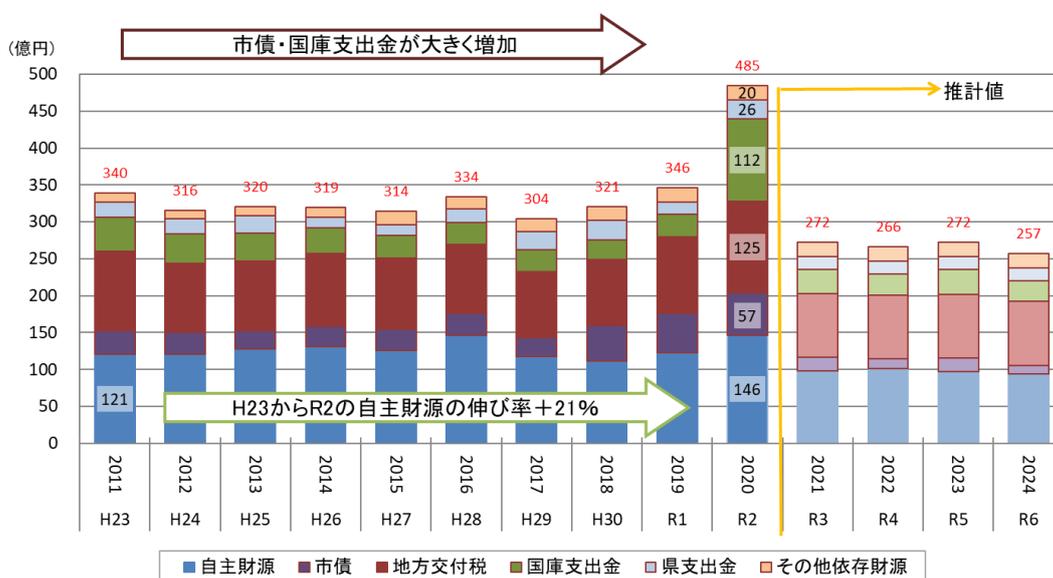


図 5-5 一般会計歳入の推移と推計

※令和3年度以降のデータは「旭市総合戦略」での推計値(令和元年12月末時点)

※令和2年度までの数値は、各年度決算「決算カード」数値

歳入全体に占める自主財源の割合は各年度を平均して38%程度であり、旭市の歳入は、地方交付税や国庫の支出金、市債等に大きく依存しています。

自主財源は平成23年度(2011)から概ね120億円前後で推移していますが、平成28年度(2016)と令和2年度(2020)に大きく増加しています。これは、旭中央病院の独立行政法人化に伴う職員の退職手当負担金の清算金や新庁舎建設に伴う基金の繰り入れが主な要因です。

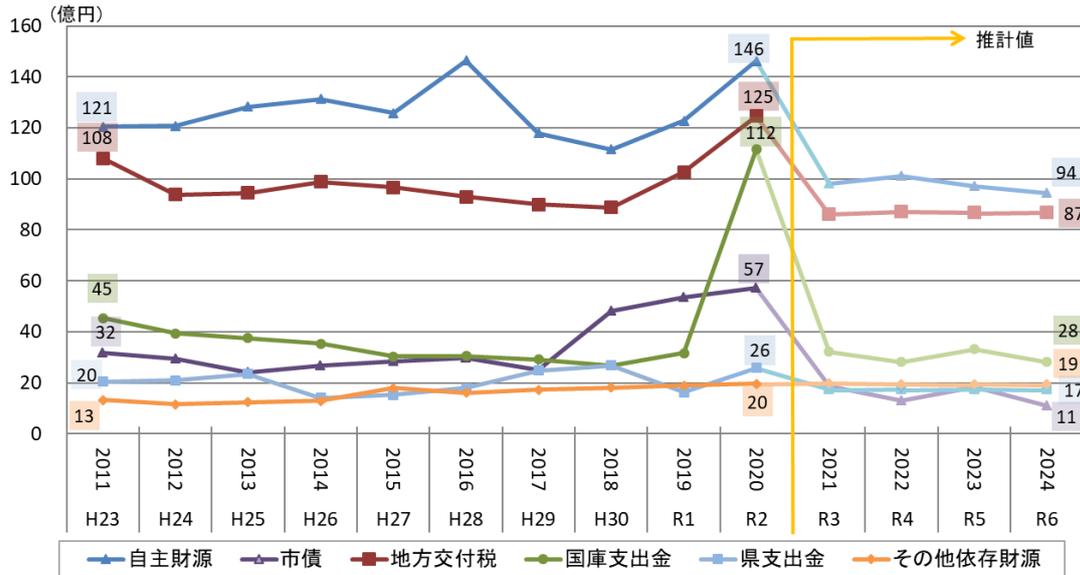


図 5-6 一般会計歳入の推移と推計(内訳別)

※令和3年度以降のデータは「旭市総合戦略」での推計値(令和元年12月末時点)

※令和2年度までの数値は、各年度決算「決算カード」数値

◇用語説明

一 般 会 計	市における最も基本的な一般の歳入と歳出に関する会計のこと。目的を限定せずに、市が一般行政を進めるための主要な経費を賄うものである。ほかに国民健康保険事業など特定の事業の歳入と歳出に関する会計を一般会計と区分して特別会計という。
自 主 財 源	市の財源のうち、自主的に収入しうる財源のこと。地方税・使用料・手数料・寄附金など。
市 債 (地 方 債)	道路整備や学校建設など主に資産形成を目的に、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のこと。
地 方 交 付 税	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、全ての地方公共団体が一定の行政水準を維持するために必要な財源を保障する、国税として国が代わって徴収し、国から地方公共団体に再分配されるもの。
国 庫 支 出 金	国や県から事業を行うために交付される負担金や補助金。生活保護費や児童手当の負担金、学校や道路建設の補助金など。
県 支 出 金	
そ の 他 依 存 財 源	依存財源とは市が独自に定めることができない、国や県から交付を受けたり、割り当てられたりするもの。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債など。ここでは、地方譲与税や地方消費税交付金など。

第2項 自主財源の推移と見通し

自主財源の内訳の推移と推計を見ると、これまでは増加傾向にあった「市税以外の自主財源」は令和3年度(2021)以降、減少していくことを見込んでいます。個人市民税、法人市民税、固定資産税の合計値はおよそ74億円であり、今後も一定額の税収が見込まれると予想しています。

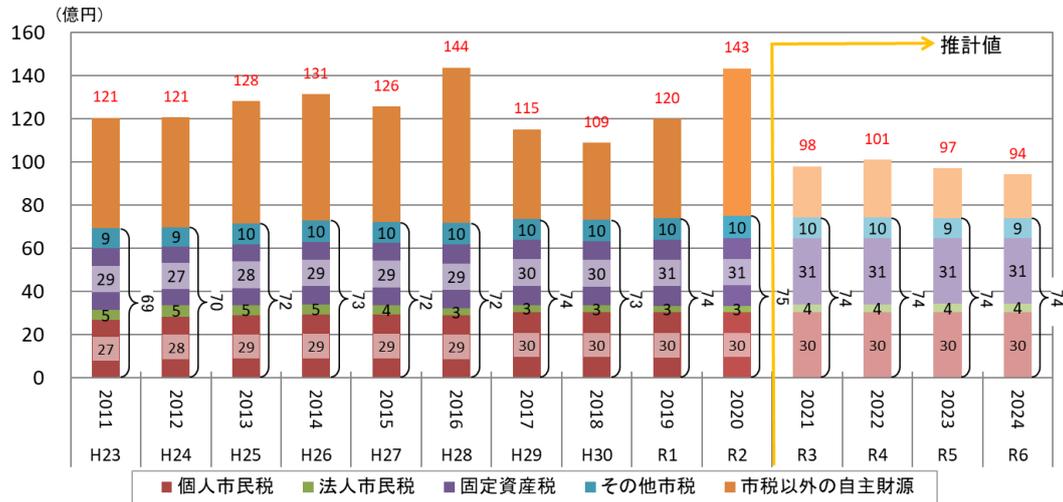


図 5-7 自主財源の推移と推計

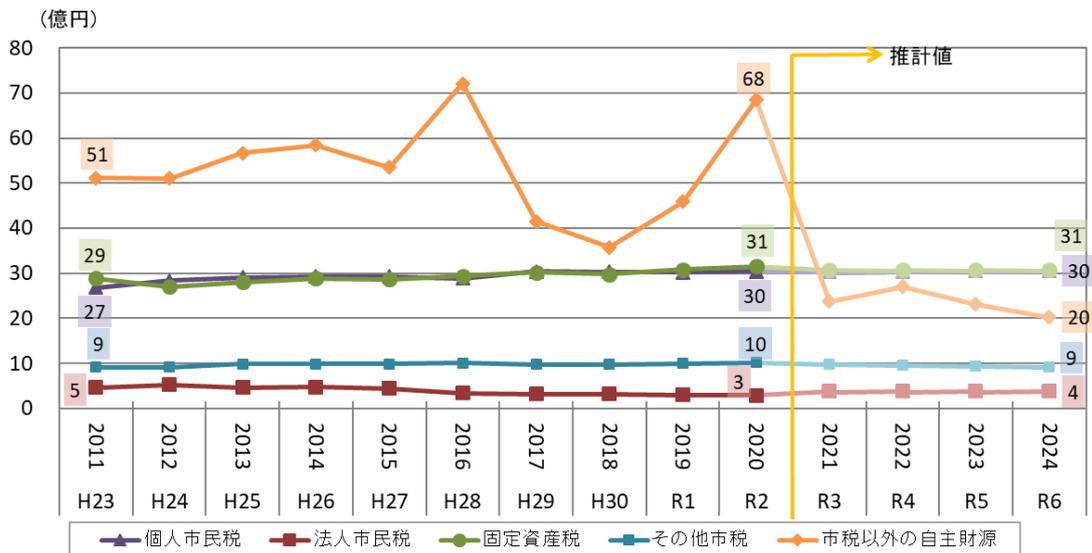


図 5-8 自主財源の推移と推計(内訳別)

※令和3年度以降のデータは「旭市総合戦略」での推計値(令和元年12月末時点)

※令和2年度までの数値は、各年度決算「決算カード」数値

第3節 歳出

第1項 歳出の推移と見通し

旭市の令和2年度(2020)の一般会計の歳出は、456億円となっています。平成23年度(2011)からの推移を見ると平成29年度(2017)まで横ばいから減少傾向にあるものの、平成30年度(2018)から増加傾向を示し、令和2年度(2020)は、新庁舎建設や広域ごみ処理施設の整備等により、456億円と大きく増加しています。

このうち、投資的経費は令和元年度(2019)まで35億円から57億円の範囲で推移していますが、令和2年度(2020)は、新庁舎建設等により、70億円と増加しています。消費的経費は平成24年度(2012)までは、減少傾向を示しましたがその後緩やかに増加し、令和2年度(2020)に318億円と大きく増加しました。これは、新型コロナウイルス感染症対策が要因となっています。

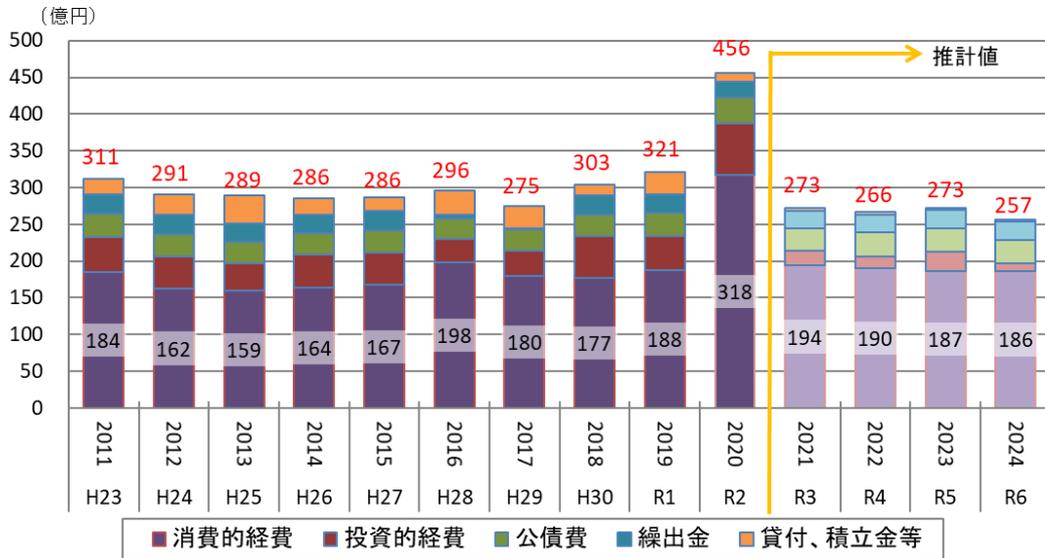


図 5-9 一般会計歳出の推移と推計

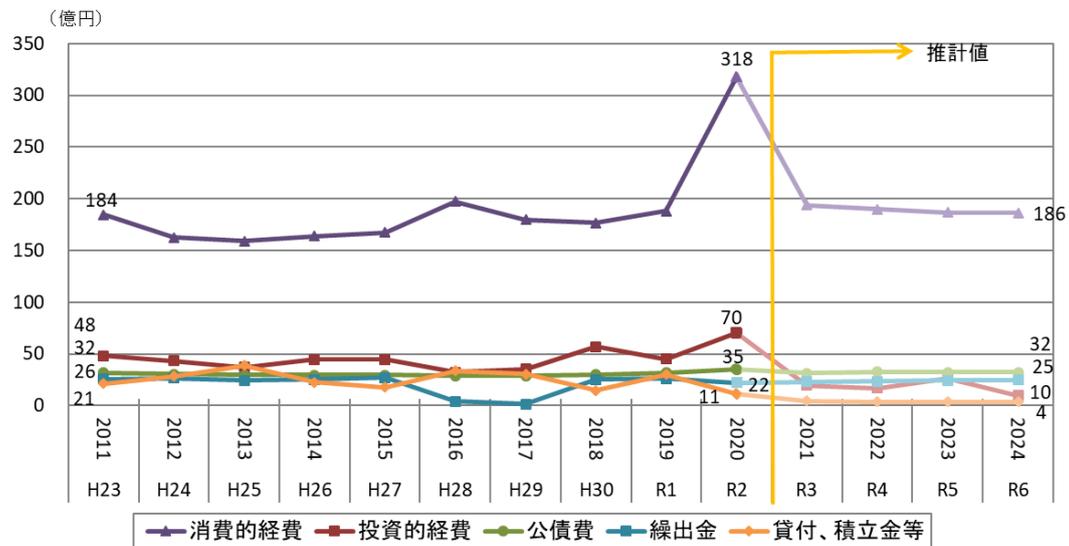


図 5-10 一般会計歳出の推移と推計(内訳別)

※令和3年度以降のデータは「旭市総合戦略」での推計値(令和元年12月末時点)

※令和2年度までの数値は、各年度決算「決算カード」数値

第2項 消費的経費の推移と見通し

消費的経費の内訳を見ると、人件費は平成17年度(2005)の市町村合併以降、大きく減少してきましたが、平成27年度(2015)の49億円から緩やかな増加傾向を示しています。一方、扶助費は過去から継続して増加傾向を示し、今後もその傾向が続くことが予想されています。物件費は、平成24年度(2012)以降おおむね34億円前後で推移していますが、令和2年度(2020)では39億円と近年ではやや増加傾向を示しています。維持補修費は、平成23年度(2011)では1億円程度となっていますが緩やかな増加傾向を示し、今後もその継続が予想されています。補助費等は平成27年度(2015)までは34億円前後で推移していますが、平成28年度(2016)以降に増加傾向を示し、令和2年度(2020)に169億円と大きく増加しています。

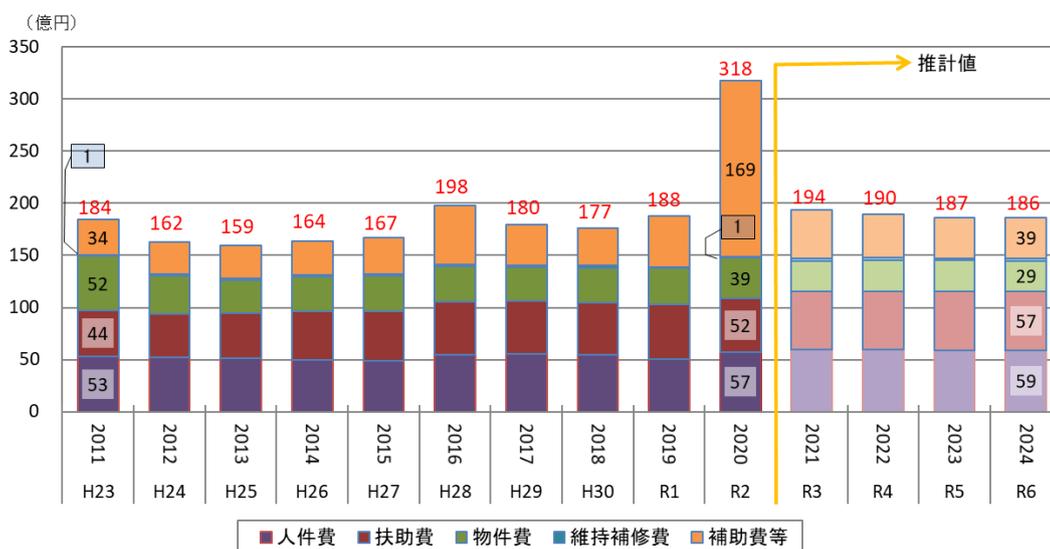


図 5-11 消費的経費の推移と推計

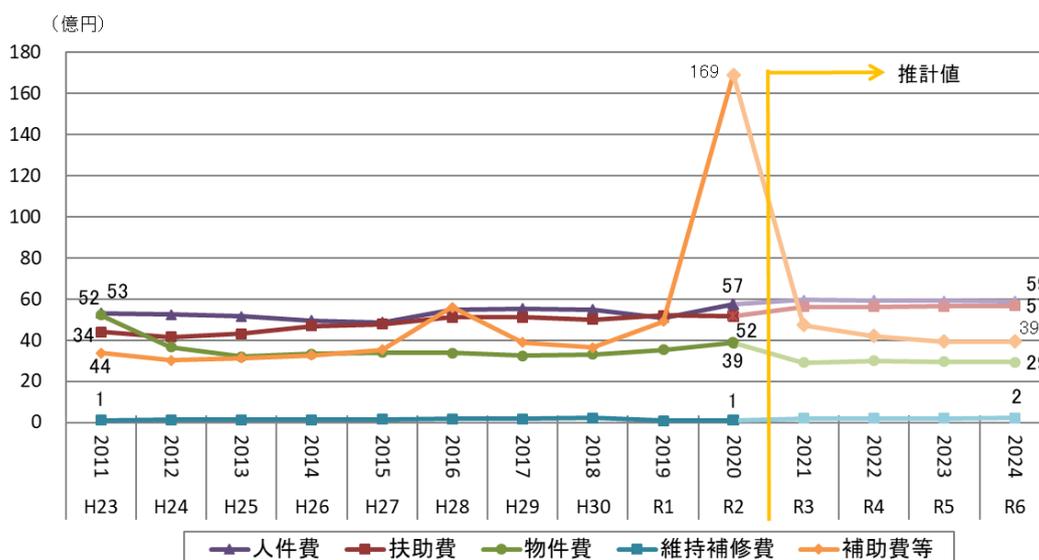


図 5-12 消費的経費の推移と推計(内訳別)

※令和3年度以降のデータは「旭市総合戦略」での推計値(令和元年12月末時点)

※令和2年度までの数値は、各年度決算「決算カード」数値

第3項 投資的経費の推移

(1) 一般会計

平成23年度(2011)から令和2年度(2020)の投資的経費の内訳の推移を見ると、32億円から70億円で推移しており、年平均では45.7億円となっています。このうち、公共建築物の工事費は、6億円から36億円で推移し、年平均では19.1億円となっています。関連する用地取得費や設計業務等を含めると年平均20.7億円となります。

道路・橋梁に関する工事費は7億円から12億円で推移し、年平均では9.3億円となっております。関連する用地取得費や設計業務等を含めると年平均12.1億円となります。

その他の投資的経費には、公園整備費や耕地整理等の農業基盤整備に関する補助金や負担金、合併処理浄化槽設置補助金など、産業や市民生活の基盤整備等様々な分野の補助金が含まれています。これらの年平均は10.4億円となります。

表 5-1 投資的経費の推移

(単位：百万円)

区分	年度										10年間の 年度平均
	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	
投資的経費 (①～⑤の計)	4,812	4,337	3,721	4,465	4,459	3,208	3,516	5,700	4,510	7,011	4,574
①公共建築物関連	1,490	1,307	1,990	2,757	2,552	664	975	2,653	2,500	3,761	2,065
公共建築物工事費(ハコモ)	1,449	919	1,547	2,687	2,488	641	902	2,502	2,391	3,613	1,914
施設用地購入費	0	32	337	0	0	0	0	0	0	0	37
公共建築物工事関連費	40	356	105	70	64	23	72	151	109	148	114
②道路橋梁関連	1,288	1,370	1,001	1,039	1,226	1,405	1,027	1,236	1,093	1,415	1,210
道路橋梁工事費	811	1,030	866	865	1,011	865	701	903	971	1,228	925
道路等用地購入費	180	84	69	53	26	202	79	104	48	23	87
道路橋梁工事関連費	296	256	66	121	189	339	248	229	75	165	198
③その他	900	1,137	606	516	559	1,060	1,445	1,721	711	1,713	1,037
④災害復旧関連	1,023	436	42	27	0	11	0	0	71	18	163
⑤人件費	111	87	82	127	121	68	69	90	135	104	100

※出典：決算カードの内訳

◇用語説明

消費的経費	：経費支出の効果が、当該支出年度又は極めて短期間で終わる性質の経費。後年度に形を残さない人件費や消耗品費のようなものをいう。
投資的経費	：経費支出の効果が、道路、橋梁、公園、学校の建設等、資本形成に向けられる経費。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計をいい、支出の効果が形として将来に残るものに支出される経費。
建設改良費	：企業会計や特別会計において、施設を新たに建設したり、古い施設を更新したりするための費用。ここでは、上水道、下水道、農業集落排水に関する管路等の施設整備に充てている費用。
公債	費：市が借り入れた市債(地方債)の元利償還に要する経費。
扶助	費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対する支援に要する経費。生活保護費、児童手当など。
物件	費：性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費や備品購入費、委託料など。
補助費等	：市から市民や民間団体等に対し、行政上の目的を持って交付される現金的給付のこと。補助金・交付金など。

令和3年度(2021)以降の投資的経費の推計値は、旭市総合戦略の財政シミュレーションによります。令和3年度(2021)からの公共建築物にかかる投資的経費は大きく減少しますが、長期的には増大していくことが予想されています。

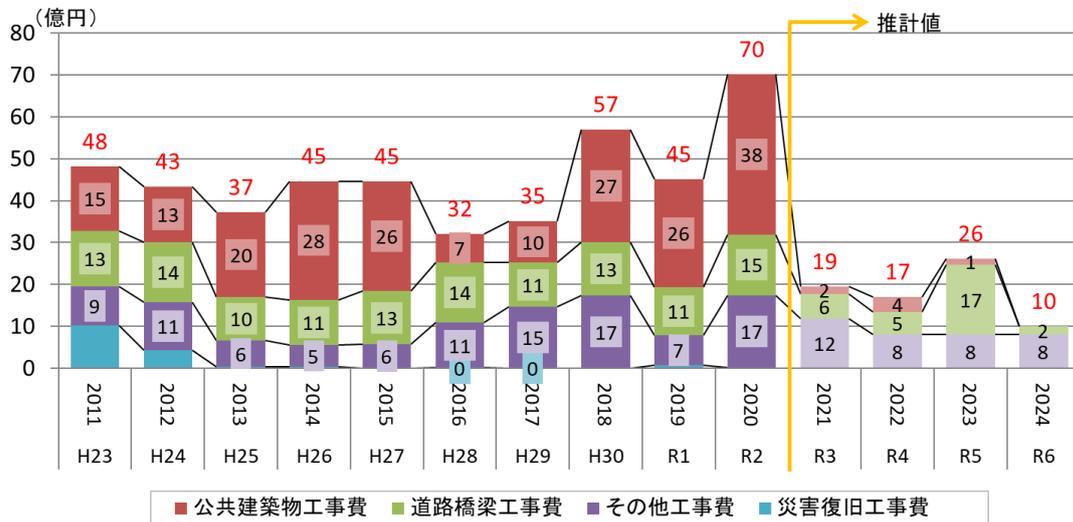


図 5-13 投資的経費の推移と推計

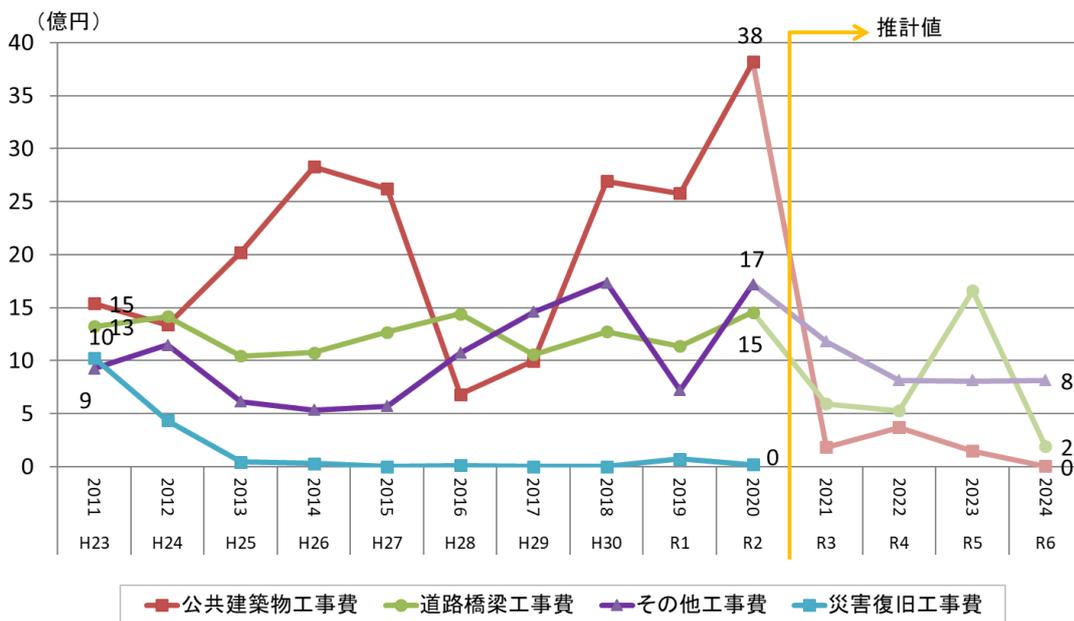


図 5-14 投資的経費の推移と推計(内訳別)

※出典：平成23年度から令和2年度までは決算カードの内訳。令和3年度以降は旭市総合戦略における財政シミュレーション数値であり、第6章(将来更新費用の推計)に記載している推計値とは異なる。
 ※図5-12及び図5-13の各内訳には、用地取得費や設計業務等の工事関連費及び人件費を含む。

(2) 企業会計及び特別会計

上下水道の平成23年度(2011)から令和2年度(2020)の建設改良費の推移を見ると、0.8億円から7億円で推移しており、年平均では2.6億円となっています。このうち、上水道の工事費は、0.5億円から4.1億円で推移し、年平均では1.3億円となっています。

公共下水道の工事費は百万円から6.1億円で推移し、年平均では1.2億円となっています。

農業集落排水の工事費は、50万円から0.6億円で推移し、年平均では1.4千万円となっています。

公共下水道及び農業集落排水は、令和2年度(2020)から企業会計へ移行しています。

表 5-2 建設改良費の推移

(単位：百万円)

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	10年間の 年度平均
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
上水道工事費		92	60	104	55	103	406	160	128	54	98	126
公共下水道工事費		607	78	158	155	95	36	19	19	23	1	119
農業集落排水工事費		0.5	0	0	0	0	37	45	61	0	0	14
合計		700	138	263	210	198	479	223	209	77	99	260

※出典：地方公営企業決算カード

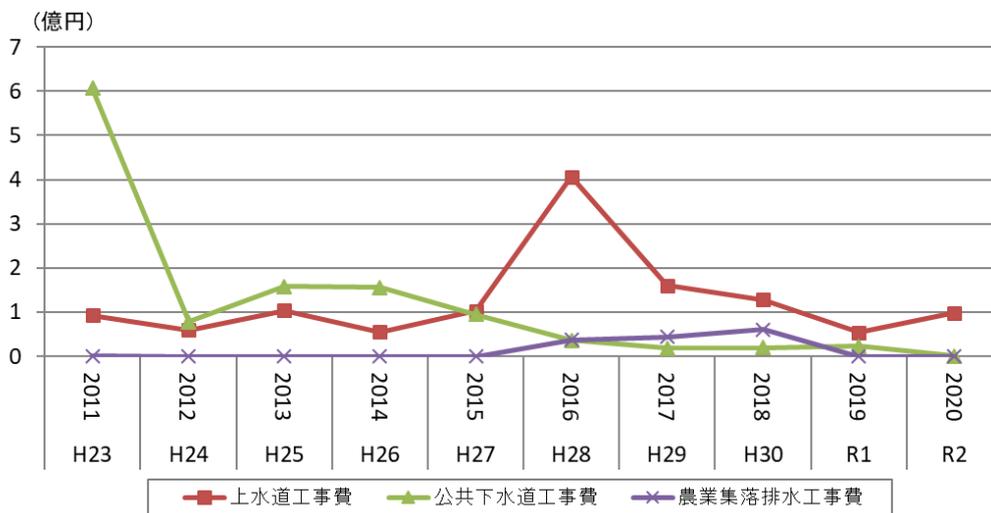


図 5-15 建設改良費の推移(内訳別)

第4項 目的別歳出の推移

平成23年度(2011)以降の歳出の推移を目的別に見ると、高齢者や障害者、児童などの福祉関係の支出である民生費と、総務費で約50%を占めています。民生費は平成17年度(2005)の52億円から平成23年度(2011)の99億円に増加し、平成27年度(2015)の79億円まで一旦減少しましたが、その後は増加傾向を示し、令和2年度(2020)では91億円となっています。近年の総務費、衛生費の増大は、新庁舎の建設や広域ごみ処理施設の整備、新型コロナウイルス感染症対策が大きな要因となっています。

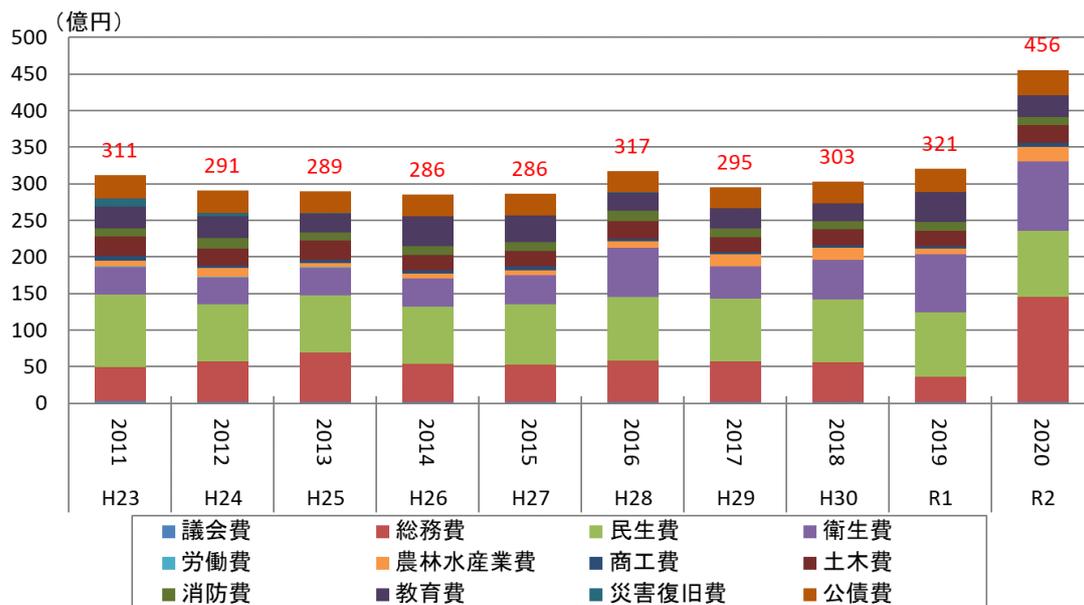


図 5-16 目的別歳出の推移

歳出を性質別の割合で見ると、平成17年度(2005)に対して令和2年度(2020)は、人件費を14ポイント圧縮している一方、投資的経費で3ポイント、扶助費で2ポイント増加しています。令和2年度(2020)の補助費等は、広域ごみ処理施設の整備や、新型コロナウイルス感染症対策が要因となり大きく増加しています。

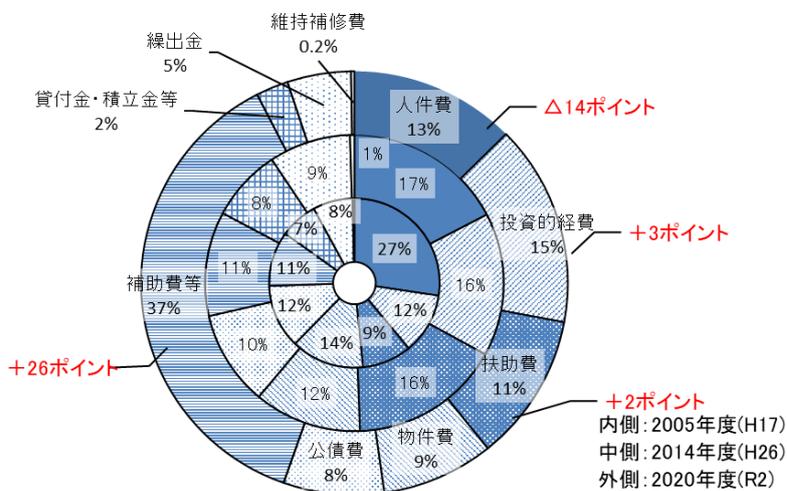


図 5-17 平成17年度(2005)と平成26年度(2014)歳出の性質別決算構成の比較

※出典：歳入歳出決算書

第4節 地方公会計

地方公会計制度とは、これまでの行政の現金主義・単式簿記による予算決算制度に、発生主義、複式簿記を採用することで、見えにくかった減価償却費などのコスト情報や資産・負債といったストック情報の把握を目的に、平成28年度(2016)から全国の自治体で統一基準として運用されているものです。この制度では、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすために、財務書類を公表しています。

この統一的基準では、固定資産(行政資産)を取得から除却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理する帳簿として、固定資産台帳が整備されています。

本項では、学校などの公共建築物や道路などのインフラ資産について、年度ごとの投資額と減価償却額を割合で示し、その推移を公表していきます。減価償却率の上昇が続くことは、老朽した資産を多く抱え、適切な改修や更新が進められていないことを示す指標となります。

減価償却率の推移を見ると平成28年度(2016)から令和元年度(2019)まで上昇していますが、令和2年度(2020)に老朽化した施設の改修や解体、庁舎の建替えを実施したため、令和元年度(2019)から令和2年度(2020)にかけて事業用資産(建物)の減価償却率が低下しております。

【取得価格、減価償却累計額の単位：千円】

		H28	H29	H30	R1	R2	
事業用資産	建物	取得価格	46,593,481	47,230,698	47,302,193	48,933,559	52,768,540
		減価償却累計額	27,899,554	28,803,336	29,688,725	30,589,333	29,129,271
		減価償却率	59.88%	60.98%	62.76%	62.51%	55.20%
	工作物	取得価格	1,740,367	1,744,169	1,748,258	1,765,549	1,823,638
		減価償却累計額	537,979	603,193	668,721	732,591	796,473
		減価償却率	30.91%	34.58%	38.25%	41.49%	43.67%
インフラ資産	建物	取得価格	159,139	159,139	159,139	159,139	(1,663,135)
		減価償却累計額	72,365	74,957	77,550	80,142	(123,789)
		減価償却率	45.47%	47.10%	48.73%	50.36%	(7.44%)
	工作物	取得価格	106,454,640	107,315,217	108,201,084	108,799,019	(103,253,852)
		減価償却累計額	60,928,235	63,274,528	65,638,539	67,981,824	(65,221,759)
		減価償却率	57.23%	58.96%	60.66%	62.48%	(63.17%)
合計	取得額	156,151,289	157,673,655	158,661,368	160,897,250	(161,257,557)	
	減価償却累計額	90,377,286	93,731,850	97,082,117	100,394,003	(96,366,224)	
	減価償却率	57.88%	59.45%	61.19%	62.40%	(59.76%)	

図 5-18 年度別項目別減価償却の状況

※出典：旭市財務諸表

令和2年度の公共下水道事業及び農業集落排水事業の企業会計への移行に伴い、地方公営企業業法適用による固定資産台帳の整備及び計上資産の見直しを行ったため、令和2年度のインフラ資産(建物・工作物)及び合計の数値は括弧書きで表記しております。

事業用資産(建物)：庁舎、学校施設、公民館等の建築物
事業用資産(工作物)：上記施設の外構や駐車場、校庭など
インフラ資産(建物)：公営企業施設(上下水道)の建物や公園のトイレなど
インフラ資産(工作物)：道路、公園、水路、配水管、排水管きよなど

第5節 財政指標の状況

財政力指数は、0.5前後で推移しています。全国市町村及び類似団体の値（令和元年度(2019)）と比較すると、全国市町村平均（0.51）・類似団体平均（0.49）と同程度となっています。

経常収支比率は、全国市町村平均（93.6）・類似団体平均（92.8）よりも低い値となっていますが、平成23年度(2011)以降、増加傾向にあります。実質公債費比率、将来負担比率は減少傾向にあります。実質公債費比率は、全国市町村平均（5.8）よりも高い値となっていますが、将来負担比率は全国市町村平均（27.4）と比較すると低い値となっています。

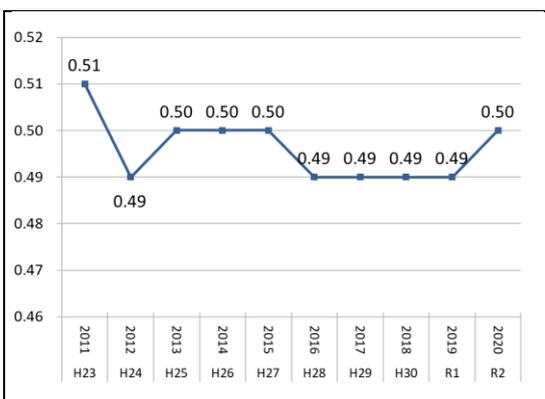


図 5-19 財政力指数の推移

1) 財政力指数

基準財政収入額÷基準財政需要額で算出され、財政力指数が1を超える団体は財源に余裕があることになります。1を下回れば地方交付税の交付団体となり、上回れば不交付団体となります。

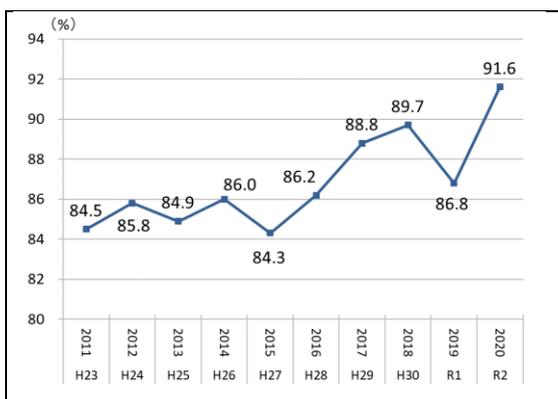


図 5-20 経常収支比率の推移

2) 経常収支比率

使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない経費の割合です。この比率が増加することは、財政の硬直化が進み、新たな事業に取り組むための財源や投資的経費の財源など、その年度に自由に使える財源が不足することを意味します。

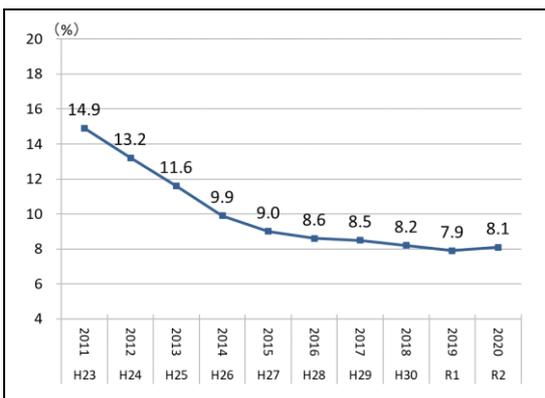


図 5-21 実質公債費比率の推移

3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す数値です。この値が18%以上だと新たに地方債を発行する際に国や都道府県の許可が必要になります。25%以上だと単独事業のために起債を発行することができなくなります。

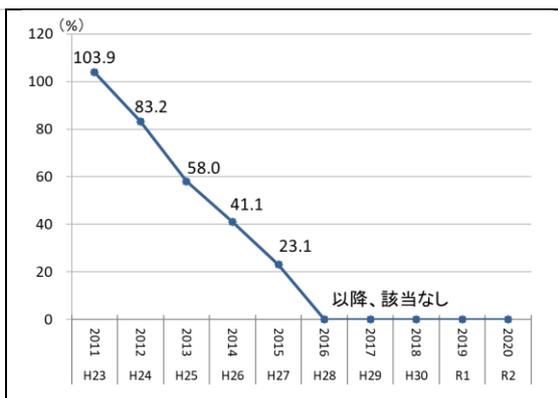


図 5-22 将来負担比率の推移

4) 将来負担比率

一般会計等が将来的に負担しなければならない金額が、標準的な財政規模と比べてどの程度存在するかを表す指標です。この値が350%を超えると、財政健全化計画を策定し、その内容に沿った取り組みを実施する必要があります(政令市を除く市の場合)。

※出典：地方財政状況調査関係資料における決算カード（総務省）

第6章 将来更新費用の推計

第1節 公共建築物に係る更新費用の推計

第2節 インフラ施設に係る更新費用の推計

第3節 公共施設等全体に係る更新費用の推計

第4節 対策後の公共施設等全体に係る更新費用の推計

第6章 将来更新費用の推計

第1節 公共建築物に係る更新費用の推計

第1項 推計方法

平成28年(2016)4月1日現在で旭市が保有している公共建築物を、今後も保持した場合に、今後50年間で必要となる費用を推計しました。

<建築物の耐用年数>

建築物の耐用年数は、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき設定しました。

表 6-1 建築物耐用年数

用途	構造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
	庁舎・事務所・書庫・公民館等		50年	38年
学校・体育館・住宅等		47年	34年	22年
車庫・倉庫・処理場等		38年	31年	17 (15) 年

(※一部抜粋)

<建築物の更新及び大規模修繕時期>

建築物の更新は、耐用年数を経過した時としています。また大規模修繕は、耐用年数の半分を経過した時としています。

<建築物の更新及び大規模修繕費用の推計方法>

建築物の更新は現在と同規模・同構造で建て替えるものとして、費用は1㎡当たりの全国の標準的整備単価に延床面積を乗じて算出しています。単価は鉄筋コンクリート造を基準とし、異なる構造の建築物は以下の係数を乗じた額を設定して算出しています。

※鉄骨造、コンクリートブロック造 = ×0.85

※木造 = ×0.6

大規模修繕は建築物の更新に係る単価の6割に延床面積を乗じて算出しています。この中には、毎年のように発生する軽微な補修工事や設備の更新も含むものとします。

なお、建築物の更新及び大規模修繕の単価には、解体工事費、設計費、設計監理費、土地購入費等の工事関連費用を含んでいません。

表 6-2 建築物の更新単価(円/㎡)

施設類型	基礎単価		
	鉄筋コンクリート	鉄骨・コンクリートブロック	木造
市庁舎	400,000	340,000	240,000
医療・保健・福祉施設	380,000	323,000	228,000
保育所・児童関連施設	330,000	280,500	198,000
学校教育関連施設	330,000	280,500	198,000
生涯学習関連施設	400,000	340,000	240,000
スポーツ施設	360,000	306,000	216,000
産業関連施設	400,000	340,000	240,000
生活環境関連施設	360,000	306,000	216,000
消防・防災関連施設	360,000	306,000	216,000
公営住宅	280,000	238,000	168,000
公園	330,000	280,500	198,000
その他施設	360,000	306,000	216,000

第2項 将来推計

今後、現有施設を全て保有して施設更新を行っていくとすると、50年間で1,369億円
の更新費用が必要となることが予想され、平均では毎年27億円が必要となります。これは、
過去10年間の公共建築物整備に支出された整備費の年平均19.1億円と比較しても
1.4倍の費用が必要となり、年間で約8億円の増となります。

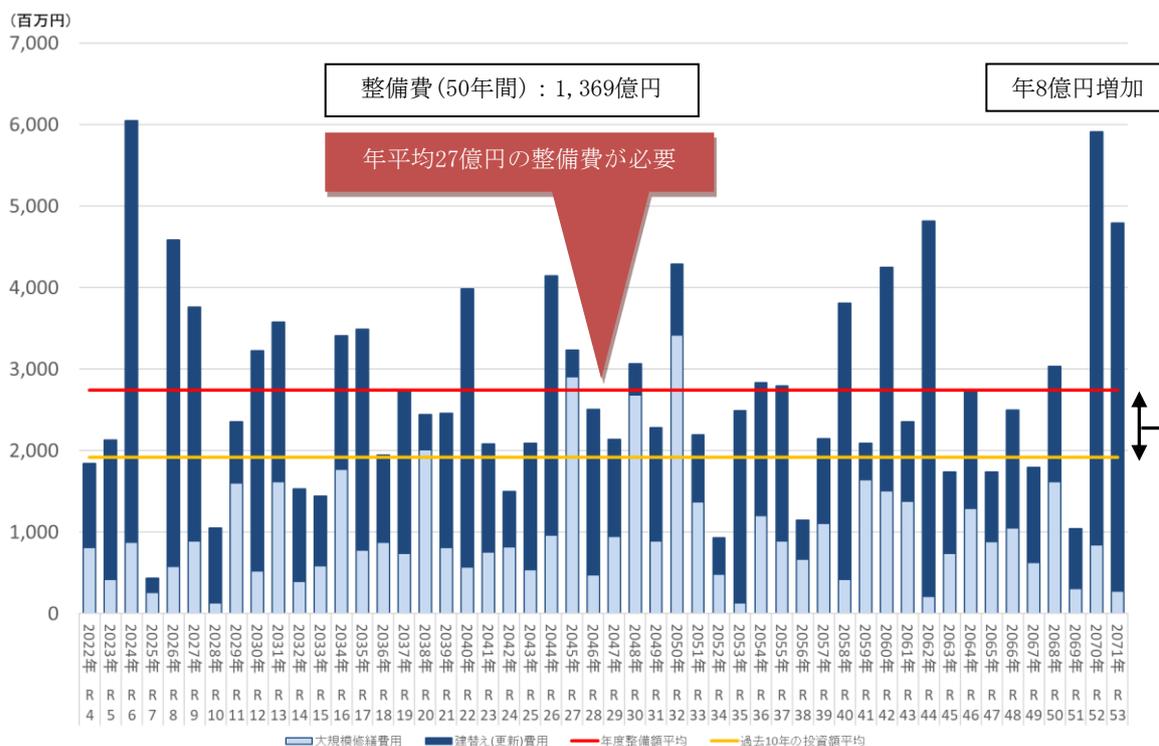


図 6-1 公共建築物の更新費用推計

第3項 対策後の将来推計

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(令和2年度(2020)策定)では、年平均の整備額を16億円以下に抑制することを目標に、具体的整備時期、整備内容、施設再編方法を検討しました。

<推計方法>

- ・施設の更新時期は、耐用年数と現在の施設の状態を基に個々に目標使用年数を定め、存廃、移転、転用等の長期的方針に沿って計画する。
- ・施設の更新費用は、公共施設等総合管理計画で用いた更新単価を用いて算出する。
- ・大規模改修等の改修費用は、施設老朽化度を調査し、部材、部位ごとに改修時期を定め、過去の改修実績額を基にした改修単価から算出する。

上記個別施設計画での長寿命化や施設再編等の対策による今後50年間(令和2年(2020)～令和51年(2069))の更新費用等を推計すると、約642億円となり、年平均額では12.8億円と推計されました。

この計画に基づき、計画的な施設整備や施設再編を進めていくことで、これまでの更新費用等の実績を下回ることとなり、今後の道路や上下水道等のインフラ施設更新への影響を抑えることができる見込みとなりました。

施設の更新や改修に必要となる費用を縮減していくためには、本計画期間後においても、施設量の縮減や機能の集約化といった施設再編と長寿命化等を合わせた対応の継続が重要であることが確認できます。

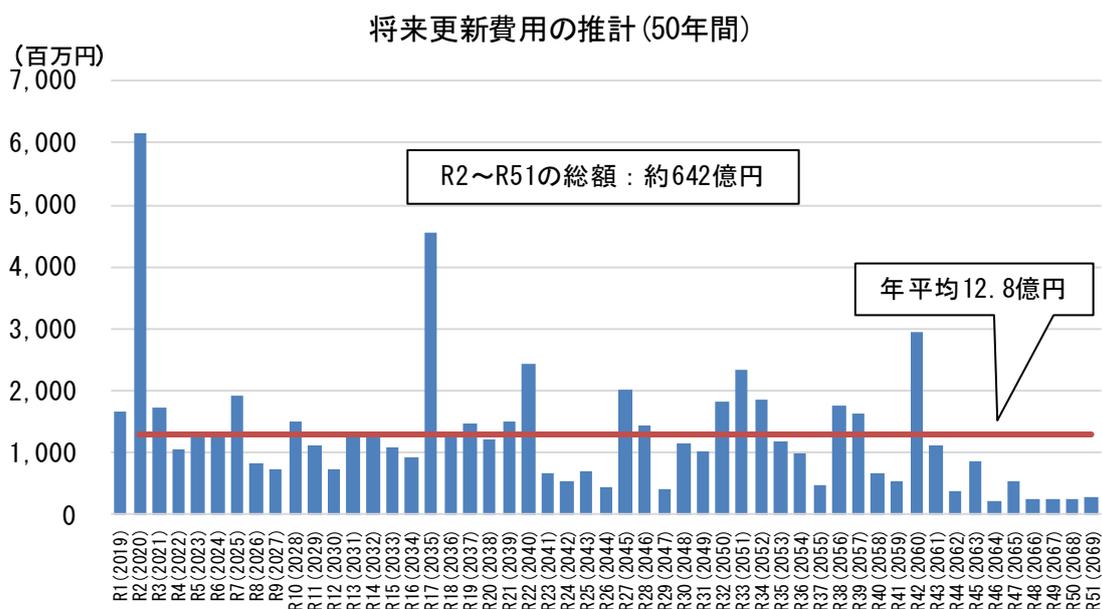


図 6-2 個別施設計画による公共建築物の更新費用推計

※本計画策定にあたり、一部更新費用推計の見直しを行ったため、個別施設計画において記載した費用推計とは差異があります。

第2節 インフラ施設に係る更新費用の推計

第1項 推計方法

令和3年(2019)4月1日現在で旭市が保有しているインフラ施設を、今後も保持した場合に、今後50年間で必要となる費用を推計しました。

更新単価や更新年数は、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」の数値を基に表6-3施設更新単価の数値を設定しました。道路、橋梁については1㎡当たりの単価、上水道、下水道については1m当たりの単価となります。

橋梁については長寿命化計画で示されている推計費用の値を採用し、長寿命化計画以降に敷設された橋梁については表6-3施設更新単価の更新単価及び更新年数を採用しました。

各施設の更新は、道路は舗装の打ち替え、橋梁は架け替え、上水道は布設替え、下水道は更生工法(地面を掘り起こさず下水道の管路を更生する工法)で行うと設定しました。

表 6-3 施設更新単価及び更新年数

分類	種別	更新単価	更新年数
道路	---	4,700 (円/㎡)	15年
橋梁	PC橋	413,000 (円/㎡)	60年
	RC橋	413,000 (円/㎡)	60年
	鋼橋	500,000 (円/㎡)	60年
上水道	管径150mm以下	97,000 (円/m)	40年
	151~200mm	100,000 (円/m)	40年
	201~250mm	103,000 (円/m)	40年
	251~300mm	106,000 (円/m)	40年
	301~350mm	111,000 (円/m)	40年
	351~400mm	116,000 (円/m)	40年
	401~450mm	121,000 (円/m)	40年
	451~550mm	128,000 (円/m)	40年
下水道	管径250mm以下	61,000 (円/m)	50年
	251~500mm	116,000 (円/m)	50年
	501~1000mm	295,000 (円/m)	50年
	1001~2000mm	749,000 (円/m)	50年

第2項 将来推計

今後、現状のインフラ施設を維持し、更新を行う場合、50年間で1,813億円の更新費用が必要となってくることが予想され、平均では毎年36億円が必要となります。

これは、過去10年間に支出された整備費の年平均11.8億円と比較しても約3倍の費用が必要となり、年間で24億円の増となります。

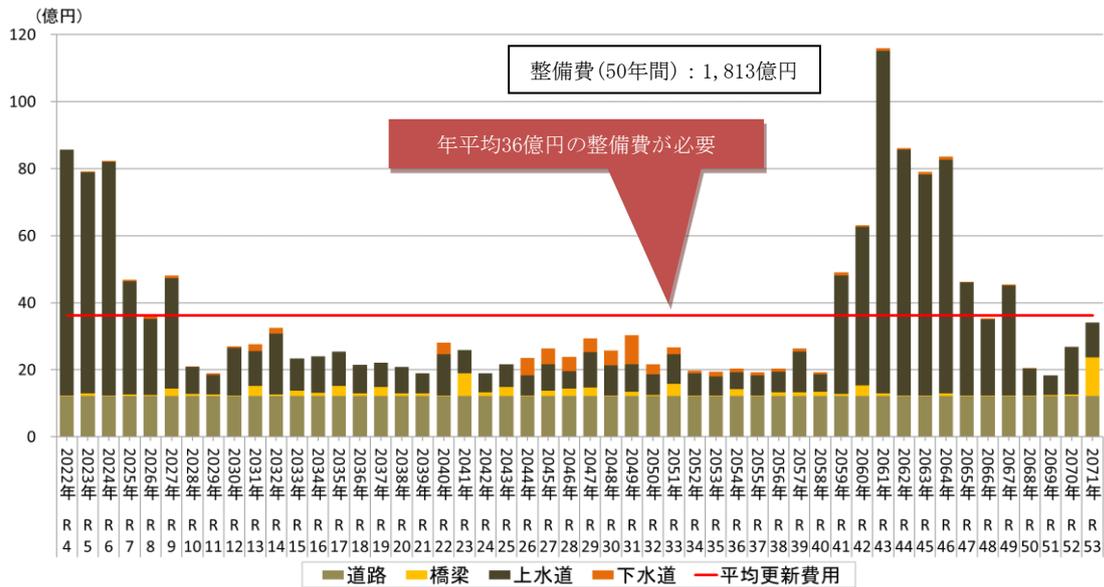


図 6-3 インフラ施設の更新費用推計

第3節 公共施設等全体に係る更新費用の推計

旭市が現在保有する公共建築物とインフラ施設を今後も維持し耐用年数を基準に更新を行っていくとすると、50年間で3,181億円の費用が必要となってくることが予想され、平均では毎年64億円が必要となります。これは、過去10年間の公共建築物及び道路・橋梁整備に支出された年平均28.4億円（用地取得費、設計業務等の工事関連費、人件費を除く）と上下水道整備に支出された年平均2.6億円を足した31億円と比較すると2倍の費用が必要となり、年間で33億円の増となります。

今後は、生産年齢人口の減少に伴い税収の減少が予想され、高齢人口とともに扶助費の増加も見込まれていることから、施設更新に充てられる費用の確保は非常に困難になることが予想されます。

特に、図6-3から今後20年の間には、施設更新のために莫大な費用が必要になることが確認できます。

50年間で必要な更新費用：3,181億円（年平均64億円）
現状の2倍の費用が必要となる見込み

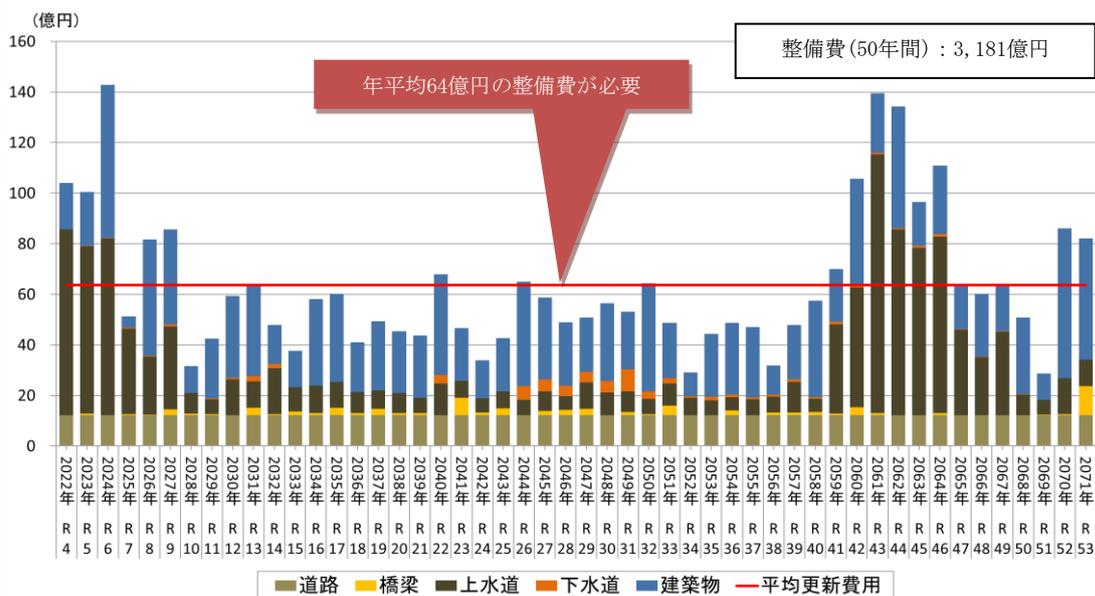


図 6-4 公共施設等の更新費用推計

第4節 対策後の公共施設等全体に係る更新費用の推計

旭市が現在保有する公共建築物とインフラ施設の今後の維持修繕活動を各種長寿命化計画に則って実施していくこととすると、50年間で1,184億円の費用が必要になると算出されます。年平均額では24億円となり、過去10年間の支出実績を下回る結果となりました。計画の実現にむけては、公共施設の再編、長寿命化対策の進捗管理を適切に行っていかなければなりません。

また、道路に関しては、新規路線整備や道路改良工事の予定を一切考慮していないことから、本推計以外にこれまでの実績に準じた費用の発生も予想されます。

50年間で必要な更新費用：1,184億円（年平均24億円）
現状の0.8倍に費用が抑制できる見込み

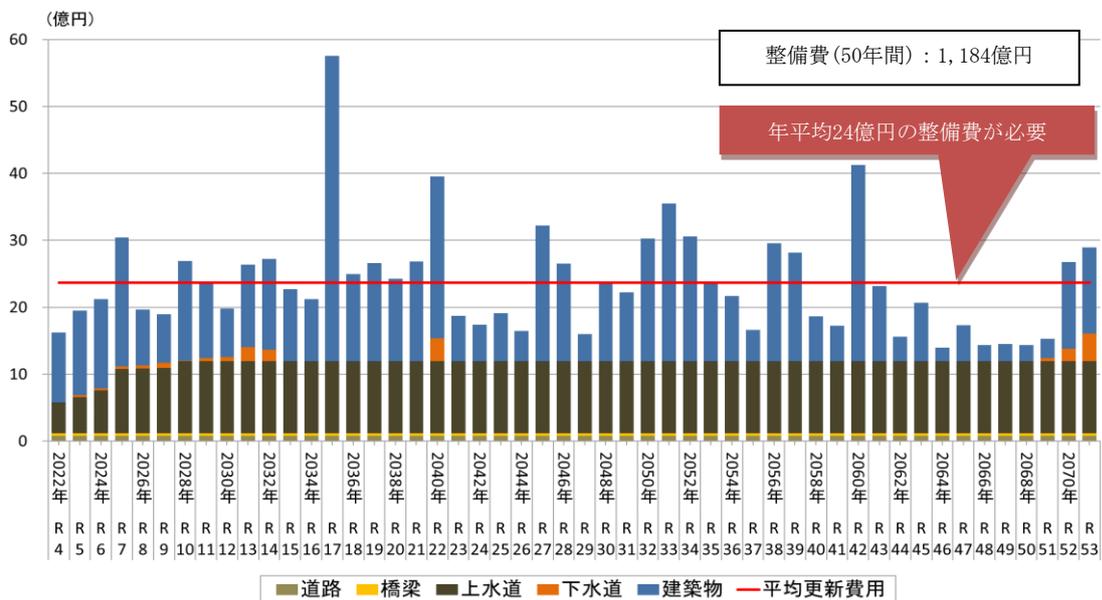


図 6-5 公共施設等の更新費用推計

■算出に用いた計画等

種別	長寿命化等計画名称	費用算出の根拠等
建築物	旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画	施設再編による施設量の縮減及び長寿命化対策年平均12.8億円
道路	旭市舗装修繕計画	路面ひび割れ率40%で修繕実施。年間7,600万円を上限として修繕を平準化して実施(舗装更新のみ)年額7,600万円
橋梁	旭市橋梁長寿命化修繕計画	長寿命化を推進し、予防保全型による修繕を実施年額4,000万円
上水道	旭市水道事業ビジョン	管路の耐用年数を1.5倍に延長して算出される更新整備額の年平均額10.7億円を上限に、平準化して実施年額10.7億円
下水道	旭市公共下水道ストックマネジメント計画 農業集落排水処理施設最適整備構想	長寿命化を推進し、予防保全型による修繕・更新を実施

第7章 リスク分析

第1節 財務リスク

第2節 需給リスク

第3節 物的リスク

第7章 今後のリスク

第1節 財務リスク

- ・人口の減少による歳入の減少及び少子高齢化による社会保障費の歳出増加が懸念されます。
- ・社会保障費の増大により、施設整備に充てるべき投資費用の確保が困難になります。
- ・施設整備に充てるべき不足する財源を起債で賄い続ければ、将来負担が増大し財政悪化を加速しかねません。
- ・工業団地等への企業誘致は、新たな歳入を増加させる可能性を有していますが、同時に既存企業のより有利な他自治体への移転による歳入の減少も考えられます。

■人口や財政は、不確実な要素が多く含まれるため今後の予想が難しく、人口は、国立社会保障人口問題研究所の推計値と、旭市独自の推計値の間にも差異は生じています。しかし、人口減少・生産年齢人口の減少という点においては共通しており、税収の減少に伴い公共施設等の整備に充てる費用の確保が難しくなることが懸念されます(公共施設等の運営が健全に行えなくなるリスク)。

Point

施設の運営が健全に行えなくなるリスクが高まります。

第2節 需給リスク

- ・今後の市内の経済活動等の変化により地域ごとに公共施設サービス需要の変化が起こり、その変化に既存施設が対応できなくなる可能性があります。
- ・人口減少や人口構成が変化することにより、現在の施設需要と将来の施設需要に差が生じることが懸念されます。
- ・施設の需給を検討する際には、単純に利用者数を考慮した分析や市内の施設配置状況等の机上分析だけではなく、施設利用者の満足度を高めるための工夫や施設を利用していない人の需要の掘り起こしを目的とした意見聴取、周辺自治体までを見渡した配置バランスなどを反映させる必要があります
- ・今後の需要として、より高機能な設備等(高度情報化・省エネルギーに対応、バリアフリー化等)を有した施設が求められることが懸念されます。

■人口構成や経済活動の変化等により、施設利用者の需要変化が予想され、今後は利用者満足度や施設機能、施設数、施設規模等の多方面から施設の在り方を考える必要があります。

Point

施設サービス需給の質的・量的不適合リスクが高まります。

第3節 物的リスク

- ・建築物の老朽化は常に進行し、その状態はそれぞれ異なります。たとえば、耐用年数が過ぎていても建築物そのものが使えなくなるというわけではなく、反対に建築年が新しい建築物でも修繕が必要な施設は存在するということが考えられます。これら施設の正確な現状を把握し、適正な機能保全には、相応の時間と費用が必要になることが懸念されます。
- ・施設は、保有しているだけで人や財政等の資源を消費しています。現状施設を保有し続けた場合の費用と、将来その整備に充てられる費用には大きな差異が生じています。
- ・インフラ施設は人口減少等の要因に関わらず、総量の縮減は困難であり、絶えず適正な維持管理が必要となります。
- ・将来は現在と同じだけの施設整備財源を確保することが困難であると予測され、財源不足を理由として適切な維持保全活動ができなければ、人的・物的事故等の発生が懸念されます。

■公共施設等の詳細な現状を把握し、適正な機能保全には、時間と費用が必要となり、将来の財源確保難と合わせると、現状の公共建築物及びインフラ施設の維持管理や整備が不十分となる可能性があります。そして、適切な維持管理や更新を行わない施設では、人的・物的事故等の発生が懸念されます(事故発生リスク)。

Point

施設の管理不全による事故発生リスクが高まります。

第二編 公共施設等の管理に関する基本的な方針

第8章 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針

第1節 取組体制

第2節 現状や課題に関する基本認識

第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第8章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

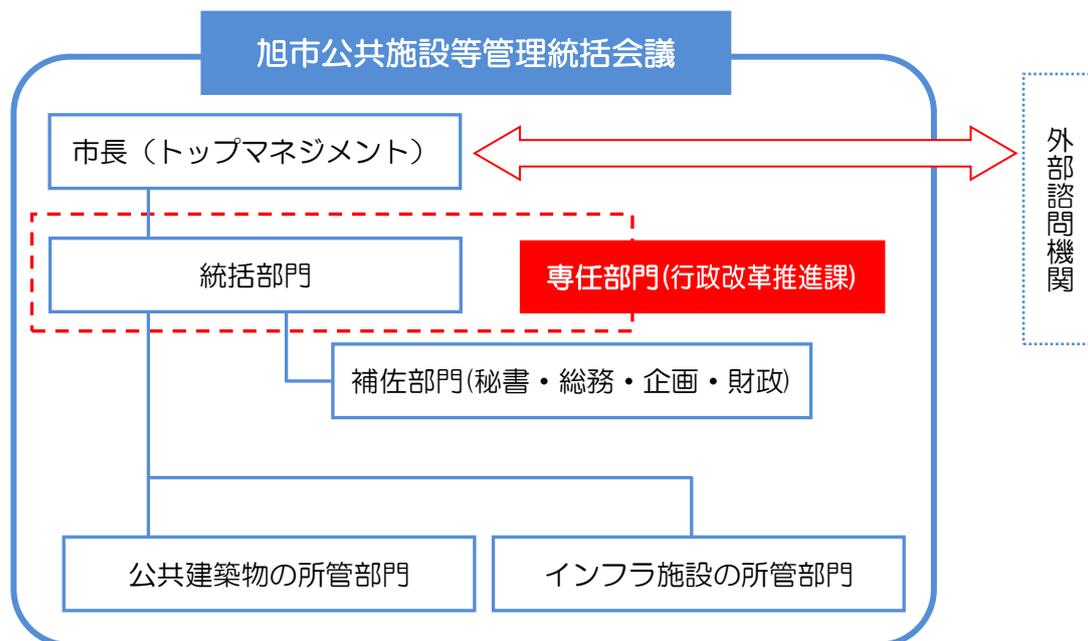
第1節 取組体制

公共施設等の施設の各部門を横断的に管理し、一体的にマネジメントを推進していくために、専任部門を位置付け、市長をトップとした旭市公共施設等管理統括会議を活用した全庁的な取組体制を構築します。

専任部門には、財政部門、財産管理部門、営繕部門の機能の一部を段階的に組み入れ、施設所管部門と連携して、各分野について横断的に公共施設等の整備や再編の在り方を検討します。専任部門は、行政改革推進課資産経営班として平成30年度(2018)に設置しました。

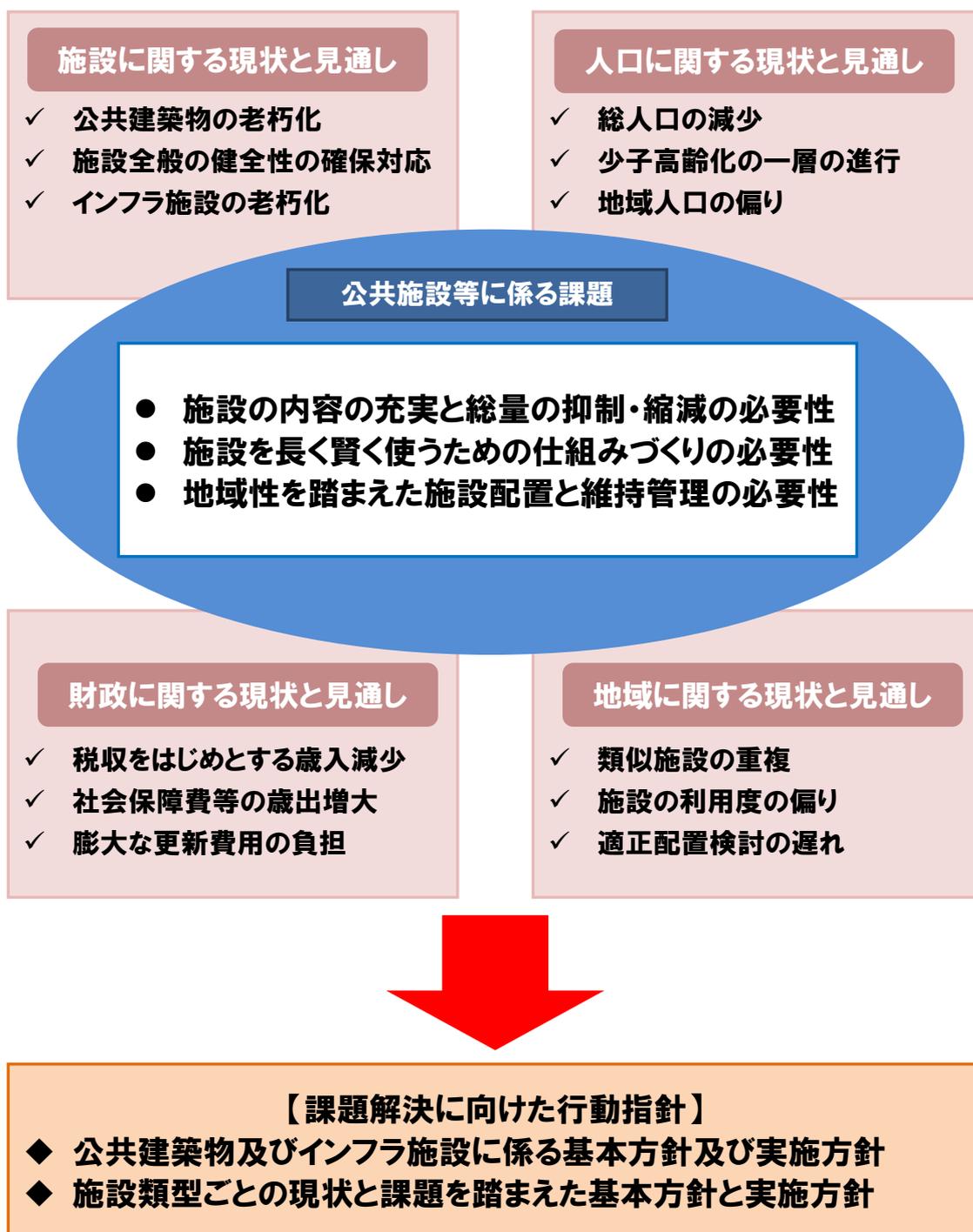
また、公共施設等の効率的で効果的な維持管理・修繕・更新等を行うため、施設管理活動の履歴を蓄積するデータ管理の仕組みを構築し、あわせて専任部門と施設所管部門の連携を強化することで、修繕・更新等計画の立案から実施までを一連のサイクルで実施するマネジメント体制を確立します。

さらには、市民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を進めるとともに、行政職員一人ひとりが公共施設のマネジメント導入の意義を理解し、共通意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していく仕組みづくりを進めます。



第2節 現状や課題に関する基本認識

旭市では公共施設等に係る現状と将来の見通しを踏まえて、次のように課題を整理しました。こうした課題を踏まえて、目指すべき将来像としての「ビジョン」を定め、そのビジョンに基づいた基本方針及び実施方針をもとに、公共施設等に関する総合的かつ計画的な管理について中長期的な視点から推進します。



第1項 公共施設等の品質

▶公共施設等の老朽化の進行や健全性確保

全ての公共施設は、年を経るごとに老朽化が進行していきます。

旭市の公共建築物を築年別に延床面積で見ると、昭和50年代から多くの施設を整備してきたことが確認でき、今後20年間では公共建築物全体の半分以上が耐用年数を迎えることが確認できています。

近年では、学校教育施設を中心に耐震化や施設の更新を行ってきましたが、それ以外の公共建築物では、耐震性の確保や飛散性アスベスト建材への対応等、安全性に課題を抱えた施設がまだ数多く存在するなど、施設老朽化を含めて施設の健全性に大きな課題を抱えています。

これらの施設は、その健全度の回復に向けた必要な整備を進めるとともに、施設そのものの存在の必要性を精査した上で廃止解体を含めた、今後の在り方を検討していく必要性があります。

市内には、道路、橋梁のほか上下水道など、市民の生活に直結するインフラ公共施設が張り巡らされています。インフラ公共施設で提供されるサービスは、空気のように、いつでも、どこでも享受できるサービスとして市民に認識されていますが、公共建築物同様、施設の老朽化が進行しています。

特に、昭和50年代初期に一斉に整備された上水道の配水管は、すでに耐用年数である40年を経過し始めました。現在、配水管の老朽化に伴う多発的漏水事故等の発生はありませんが、今後は、配水施設の設備や配水管の計画的な更新が必要になってきます。

市民のライフラインであるインフラ施設は、その事故が市民生活に直結することから、絶えず適正な維持管理に努め計画的な施設更新を実施していくために、管理体制を強化する必要性があります。

第2項 人口

▶人口減少および少子高齢化による公共施設に対する市民ニーズの変化

旭市の総人口は、昭和40年(1965)の61,522人から平成7年(1995)のピーク時までの30年間で約9,900人増加したものの、その後の25年間で約7,600人減少し、令和2年(2020)では63,745人となっています。今後もこの傾向は継続することが考えられ、令和32年(2050)には国立社会保障・人口問題研究所の推計方法で42,687人、市独自推計でも51,598人まで減少すると推計されています。

また、人口の推移を年代別で見ると、年少人口、生産年齢人口の減少及び老年人口の増加により、今後も少子高齢化の進展が見込まれます。

これらの人口構成の変化により、保育所や学校教育施設は小規模化が進み、余剰スペースの発生が予測される反面、保健・福祉施設などでは、高齢者の需要の高まりが考えられるなど、公共施設に対するニーズの変化が予想されます。

市内の人口動態を見れば、市外への人口流出のみならず、市内の利便性の高い市街地などへ人口の集中が起こるなど、地域ごとに人口構成や人口動態が異なり、今までの公

共施設では、その需要と供給に大きなギャップが生じつつあります。

このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、施設機能の転用など既存公共施設の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

第3項 財政

▶財政力の低下と公共施設等に係る更新費用への備え

市の財政面では、今後の生産年齢人口の減少やそれに伴う経済活動の低迷予測から、税収の減少が見込まれるなど、市全体の歳入は縮小していくことが予測されています。

同時に、市内の人口構成は、少子高齢化の進展により高齢者人口が増加傾向を示しており、高齢者対策への支出のほか、少子化対策への支出など市民の社会保障に対する支出が、今後も増大していくと見込まれています。

このような財政予測の中、市の保有する全ての公共建築物とインフラ施設を今後も所有し続けた場合の今後50年間の更新費用は、総額3,181億円と推計され、年額にすると約64億円に及びます。

過去10年間の既存の公共施設等の整備に充ててきた金額は、年平均で約48億円と今後の推計費用との差は16億円程度となっていますが、このうち約12億円は、推計費用には計上していない工事関連経費のほか、震災復興整備、公園整備、耕地整理等の農業基盤整備に関する補助金や負担金、合併処理浄化槽設置補助金など、産業や市民生活の基盤整備等様々な分野の補助金も含まれていることを考慮すると、将来が現在の財政規模のままであると仮定しても年間30億円近い財源不足が見込まれます。

さらに、今後20年の間には、公共建築物や上水道の配水管の一斉更新時期を迎えていくことから、整備に必要な財源の確保のほか、限られた財政枠の中でどのようにして更新を進めるのか、負担の大きな山をいかにして平準化していくかを検討していく必要があります。

このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等の在り方を検討する必要があります。

第4項 合併に係る市の事情

▶合併に伴う施設機能の重複と配置問題

1市3町の合併により平成17年(2005)に誕生した旭市ですが、現在の公共施設の多くは、それぞれの行政区域で整備された施設を引き継いでいます。旧市町で整備した公共施設は、それぞれの区域で行政サービスを提供していたことで、現在では数多くの類似した施設が存在することになっています。

また、機能の重複した施設が市内に多数存在することで、住民の施設利用の選択肢が増え、より利便性や機能性の高い施設へ利用者が集中するなど、住民の施設利用形態が変化してきています。

今後は、現在の行政区域や将来の人口規模に見合った施設配置の実現に向け、重複機能の解消や施設規模の適正化、集約と分散配置を考慮しながら、総合戦略の地域特性を

生かしたゾーニングの考え方に基づき、将来都市像の実現に向けた施設整備を展開していく必要があります。

第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第1項 課題解決に向けた行動指針の全体像

【課題解決に向けた行動指針の全体像】

旭市では、課題解決に向けた行動指針として、ビジョン、基本方針及び実施方針を定めます。



【旭市が目指す三大ビジョン】

質と量の最適化

～市民サービスの維持・向上を図るために～

旧市町単位を基準とした施設存廃の検討から脱却し、公共施設の最適配置と集約化を検討することで、市の将来的な財政見通し及び行政改革の指針に即した持続可能性のある公共施設の在り方を追求します。また、将来の人口構成変化や公共施設更新にあわせて、施設総量の縮減を図ります。

さらに、施設の集約化を進める一方で、中長期的に存続する施設の多機能化、施設機能の確保・強化及び広域連携等を推進し、住民サービスの維持または向上を図ります。

施設マネジメントの推進

～行政改革を推進するために～

公共施設等の全体像を的確に把握し、施設の利用状況、維持管理に係る運営コスト状況など建設から廃止までのライフサイクルコスト全体を視野に入れ、財政負担の軽減を図りながら効率的かつ持続可能な施設運営を目指した中長期的な施設維持管理体制を確立します。

また、従来の行政区域や施設運営方法に固執せず、近隣市町との連携や民間企業との協力を促進し、財政負担の軽減を図りつつ効率的な施設の維持運営を目指すとともに、市民の安全や住民サービスの質を守る観点から、公共施設全体の総合的なマネジメントに取り組みます。

協働によるまちづくり

～地域の発展と活性化のために～

年代や地域性を越えて多様な交流を生み出す場のひとつとして、公共施設が市民の大切な資産であるとの認識のもと、将来へのまちづくりの一環として将来の市民のための地域の発展と活性化を目指し、市民と共に考え問題意識を共有しながら、協働によるまちづくりに取り組みます。

【公共建築物の基本方針】

質と量の最適化

- ① 最適配置の実現
- ② 目標縮減率の達成

施設マネジメントの推進

- ③ 公共施設の有効活用を目指した人材及び外部組織の活用
- ④ 計画的な修繕・更新の推進

協働によるまちづくり

- ⑤ 市民参加の積極的な推進
- ⑥ 公民連携手法の積極的な採用

① 最適配置の実現

旭市のこれまでの歴史や地域性に加え、今後の人口分布や推移予測を考慮しながら、地域の活動に必要な地域拠点施設に配置すべき機能と規模を整理するとともに、市域全体を対象にして配置すべき中枢施設の機能と規模を整理するなど、地域区分や施設用途、施設規模の面から将来に向けた最適配置の実現に取り組みます。

また、施設の管理水準の見直しを図り、施設の役割や機能に応じた品質管理を目指し、提供する住民サービスの維持向上に努めます。

② 目標縮減率の達成

市民一人当たり延床面積の適正化、公共施設等の将来的な維持更新費用の縮減及び平準化の視点を踏まえた目標縮減率を定め、その達成に努めます。

本計画期間では、公共施設の適正な維持管理や施設整備(更新)を実現し施設の持続可能性を高めるために、整備費及び維持管理費の確保に向けて施設総量(延床面積)の10%程度(平成28年(2016)比)の縮減を目標とします。また、本計画期間終了後においても継続することで、概ね30年間で20%以上の縮減を目指します。

将来コストを的確に把握し、安定的かつ継続的な財源確保を図り、将来整備に必要な財源として30億円以上を基金として積み立てます。

なお、市民生活に密着したインフラ施設は、総量を縮減することが非常に困難であることから、今ある施設を長持ちさせながら大切に使うことを基本とし、施設の新設・管理・更新に至るまでのトータルコストの削減に向けて、具体的な施策の方向性を施設類型ごとに明確化します。

③ 公共施設の有効活用を目指した人材及び外部組織の活用

今後、施設の老朽化が進行し、要修繕箇所が多発化することや設備の点検・更新を計画的に実施する必要性を考慮すると、施設所管部門がサービス提供から建物維持管理を

全て管轄することは時間・予算・人員確保の面から非常に困難です。

したがって、施設所管部門はサービス提供の充実に注力し、建物維持管理は法定点検の実施や日常的な維持管理にとどめ、計画的な大規模修繕や戦略的な改修・設備更新等は可能な限り専門組織（FM¹⁰専任部門や営繕部門及び外部事業者）に役割を委ねるものとし、

④ 計画的な修繕・更新の推進

最適配置、総量縮減、公共施設の有効活用の観点から、施設ごとに中長期的な活用の方向性を定め、検討の内容と時期に関する考え方を明確化します。

検討内容と時期を明確化することで、計画的な修繕を実現し、トータルコストの削減と適正な維持管理を実現するとともに、意思決定手続きの透明化を図り、開かれた公共施設マネジメントの達成を目指します。

⑤ 市民参加の積極的な推進

維持管理の効率化と充実を図る観点から、市民参加の公共施設マネジメントを積極的に推進します。

公共施設等の再編に伴う既存施設の移転、統廃合等を進める場合には、施設利用者や市民との情報共有を図るとともに、ワークショップ等の手法を用いながら、今後の整備の方向性の協議・調整を進めていきます。

また、公共施設等の事故の発生を未然に防ぐため、市民からの不具合の発見や市民参加による維持保全活動を促進し、市民と行政の協働による効率的な維持保全体制の構築を検討します。

⑥ 公民連携手法の積極的な採用

公的サービスの役割と意義を踏まえつつ、民間での実施が可能なサービスは民間に移譲することを原則とし、職員人件費の削減を図りつつ、民間市場の活性化を図り、地域経済の活性化にもつながる公民連携の手法を積極的に取り入れます。

また指定管理者制度をはじめとした民間事業者のノウハウを積極的に公共施設の維持管理に取り入れ、民間の創意工夫を活用したサービスの向上を図ります。

さらに施設の利用度向上や広告収入等の増加など、歳入の確保に向けた各種の取り組みの導入を図ります。

¹⁰ ファシリティマネジメント(FM)とは、既存の施設を有効活用しながら、施設資産全体としての質が最適となるよう総合的に企画・管理し、活用する手法。

【インフラ施設の基本方針】

質と量の最適化

- ① 優先度を明確化した上での施設整備の推進
- ② 総量の抑制とトータルコストの低減

施設マネジメントの推進

- ③ 長寿命化をはじめとした維持管理の適切な実施

協働によるまちづくり

- ④ 市民参加による維持管理の推進

① 優先度を明確化した上での施設整備の推進

将来的な人口動態やまちづくりの方向性を踏まえ、将来的な視点を盛り込みながらインフラ施設の整備に関する優先順位とその内容を明確化します。

② 総量の抑制とトータルコストの低減

市民生活に密着したインフラ施設は、総量を縮減することが非常に困難であることから、今ある施設を長持ちさせながら大切に使うこととし、施設の新設・管理・更新に至るまでのトータルコストの削減に向けて、具体的な施策の方向性を施設類型ごとに明確化します。

③ 長寿命化をはじめとした維持管理の適切な実施

国や県の動向、関係法令の改正動向等を注視しながら、維持管理の計画的な実施を推進します。

予防保全と事後保全の切り分けや長寿命化の推進に関する基準策定等を推進し、特にライフラインの断絶を招かないような持続可能性の高いインフラ施設の維持管理を目指します。

④ 市民参加による維持管理の推進

市民参加による道路や公園のゴミ拾い等の美化活動等を積極的に推進し、市民と行政が一体となって魅力あるまちづくりに取り組むための維持管理を推進します。

第4項 基本方針を達成するための具体的な実施方針

【実施方針】

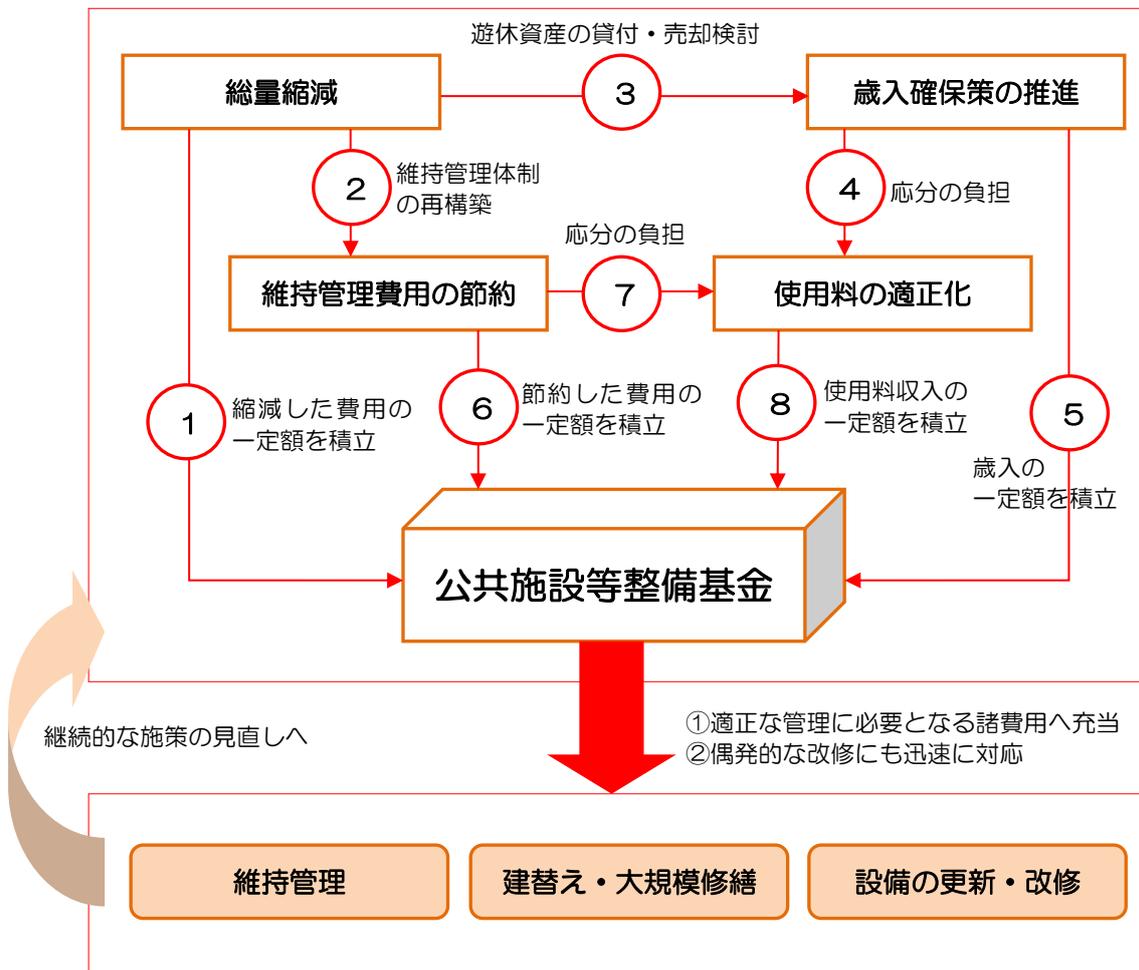
(1) 財源確保の実施方針

公共施設等の適正管理を実現するためには、安定的かつ継続的な財源の確保が不可欠となります。そこで、旭市では次のとおりに財源確保を図り、各種の実施方針を効果的に推進することとします。

■財源確保のための各種方策

方策	概要
施設総量の縮減	<p>統廃合や複合化等の手法を駆使して総量縮減を進め、建替え等の更新費用や毎年の維持管理費用の低減を図り財源の余裕度を高めます。</p> <p>また総量縮減によって生じた用途廃止施設については貸付や売却によって歳入の確保を図ります。</p>
維持管理費用(ランニングコスト)の節約	<p>電気代の節約に繋がる機器への更新、効率的な運営及び管理手法の導入を推進するなどして、毎年の歳出を抑制します。</p> <p>また、施設を新築する際には、施設の建設から維持管理運営、廃止解体までのライフサイクルコストを設計の段階から十分に検討、検証し、トータルコストの縮減に努めます。</p>
施設等に係る使用料の適正化	<p>利用者負担と税負担の基本的な考え方や在り方を示し、料金設定の基準を明確化します。また、適正化に向けて行政コストや使用料金を施設用途ごとに定期的に検証し、公共性や公平性の観点を踏まえつつ、施設の維持管理に必要な使用料水準への見直しを図ります。</p>
新たな歳入確保策の推進	<p>遊休資産の貸付や売却、壁面広告等の共用部分の有効活用等を推進し、施設の使用料以外の歳入確保を図ります。</p>
公共施設等整備基金の創設と活用	<p>将来の財政状況の変動に長期的に対応できるよう、施設整備に対する資金留保を計画的、積極的に行うため、施設の維持保全及び再編等の整備に充当するための基金を創設します。また、上記の方策による収益を今後の施設整備への留保資金として積み立てます。</p>
地方公会計の活用	<p>公共施設の更新等に係る中長期的な経費の見込みの算出や、適切な施設マネジメントを実現していくために、固定資産台帳データや地方公会計制度に基づく財務諸表を活用し、将来に向けて持続可能な市政運営に努めていきます。</p>

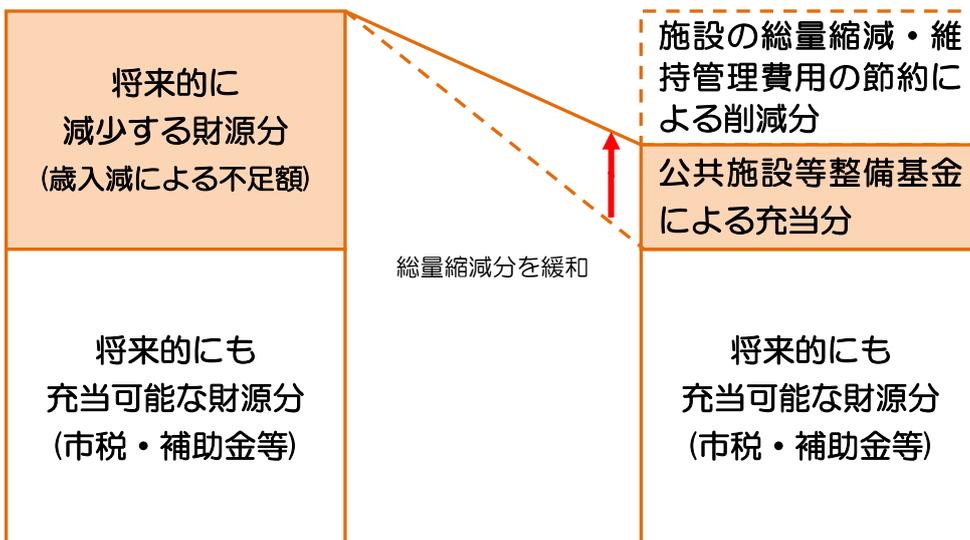
■ 公共施設等整備基金の活用のしくみ



■ 公共施設等に係る財源不足分の補てんイメージ

現状を前提とする将来見通し

財源確保策実施後の将来見通し



(2) 公共施設等の適正管理に係る実施方針

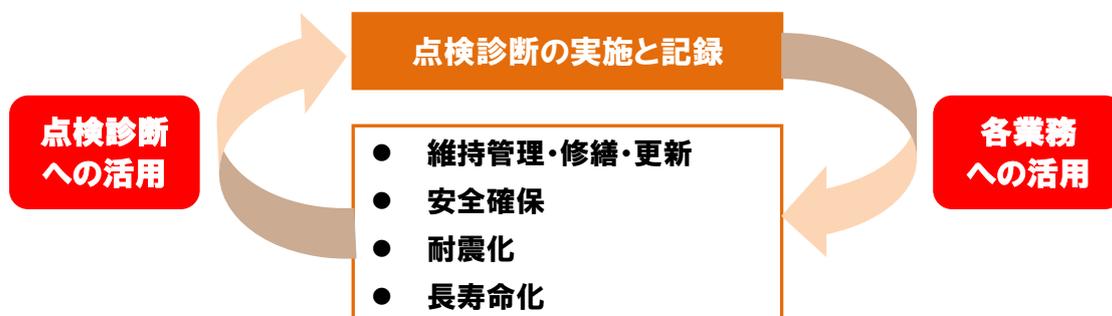
(ア) 点検診断等の実施方針

点検診断は、全ての維持管理の原点であることから、国等のマニュアルに的確に準拠しながら不具合・不適合箇所の早期発見に努めます。

定期点検のみならず日常点検を強化するため、庁内の関係部署との連携を図り職員の点検に対する能力開発や向上に努めるとともに、民間事業者の活用も視野に入れた効率的な点検診断を実施するものとします。また住民や施設利用者からの通報体制の仕組みを構築するなど多面的な維持管理体制の強化・充実を図ります。

実施した点検診断の結果については、適切な記録化と共有を促進し、継続的な点検診断の実施や修繕更新計画等への積極的な活用を図ります。

点検診断業務をもとに適切なマネジメントサイクルを確立します。



(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

運営委託及び指定管理者制度等の積極的な活用を図り、公民連携によるサービス向上と市の財政負担の軽減化を図ります。

施設の設置目的や特徴に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保の方針策定と実施の推進を図ります。インフラ施設については、特に国等の指針やマニュアルに基づいて、適切な維持管理の実施に努めます。

修繕・更新の実施にあたっては、施設ごとの今後の方策を踏まえた修繕更新計画を策定して中長期的な観点からライフサイクルコストの低減に努め、安易な建替えや場当たりの修繕等により発生しがちな二重投資を抑制します。

予防保全型の維持管理を原則としつつ、設備更新等の適切なタイミングを逃さず、緊急修繕にも迅速に対応できるように、必要な整備費用の確保を目的とした基金の創設と運用を推進します。

指定管理者制度を活用した施設では、トータルコストの低減を図る観点から市との役割分担を明確化し、指定管理者による適切な点検や経常修繕を促進する効率的な施設の維持運営体制を構築します。

修繕・更新工事を実施する際には、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）等の民間活力・民間資金を積極的に活用して、財政負担の軽減を図るように努めます。

予め施設の方向性を策定し、計画的な維持管理・更新等を推進します。

予め施設の方向性（存続期間・更新時期・更新内容※）を策定

今後の個別計画を策定した施設から優先的に維持管理等に必要な予算を確保し、二重投資等の無駄な支出を抑制します。

維持管理・修繕・更新等の実施

品質・安全面	計画的な施設更新(建替え・修繕)の実施
サービス面	適切な運営委託等による民間活力の導入
コスト面	歳入確保策の推進、指定管理・PFI等

※統廃合や用途変更の方針

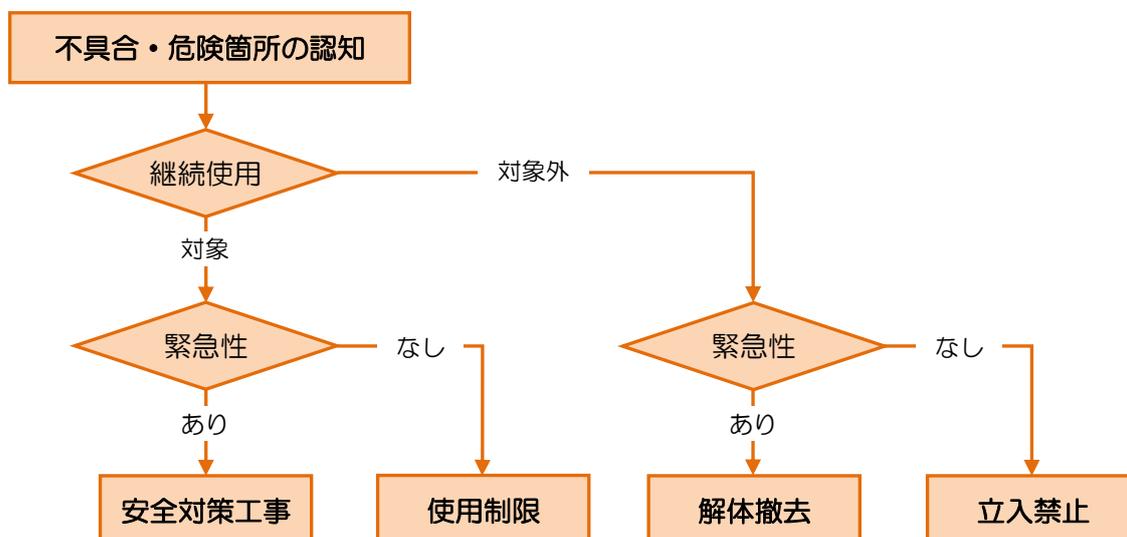
(ウ) 安全確保の実施方針

施設の用途やサービス内容に応じた安全基準を定め、点検診断結果を踏まえた安全確保の実施（改修工事等）に努めます。

今後の施設整備にあたっては、高度な安全管理を必要とする設備の設置は可能な限り抑制し、安全管理に関する財政的・人的な負担軽減に努めます。また既存施設に設置されている危険性の高い設備類については、順次使用の中止及び撤去を推進します。

用途廃止をした施設についても、そのまま放置することで倒壊や火災を誘発しないように速やかな活用又は除却を推進します。

■安全確保のための実施フロー



(エ) 耐震化の実施方針

国等の定める耐震基準に準拠し、旭市耐震改修促進計画に則り施設の耐震化を推進します。

既に施設の廃止や建替えの方策が決定している施設であって、費用対効果の観点から耐震化を見送る施設については、住民や利用者への周知を図るとともに、速やかな機能移転による施設利用の休止、停止措置を検討するほか解体・更新を実施します。

また、公共施設の多くが地域防災拠点（避難所、避難場所等）など災害時等における重要な付帯的な機能を有していることから、構造的耐震性を確保するほか災害時等においても機能を十分に発揮できるよう、非構造部材等の耐震化を併せて推進します。

■耐震化の目標

公共建築物	令和8年度(2026)までに耐震化率(面積比)98%を実現
-------	-------------------------------

(オ) 長寿命化の実施方針

国等の方針を踏まえた速やかな長寿命化計画の策定と実施を推進します。また策定済みの長寿命化計画については適切な見直しを図りながら確実な実施に努めます。

長寿命化計画の有無にかかわらず、修繕や更新工事の際には、トータルコストを低減する観点から、予防保全と事後保全を効果的に切り分けしながら効果的な長寿命化の工法や設備の採用を検討します。

また長寿命化対策の過程において、施設への需要の変化等を踏まえながら必要に応じて「減築」や「一部撤去」等を行い、維持管理費用や更新費用の増大を招かないように留意します。

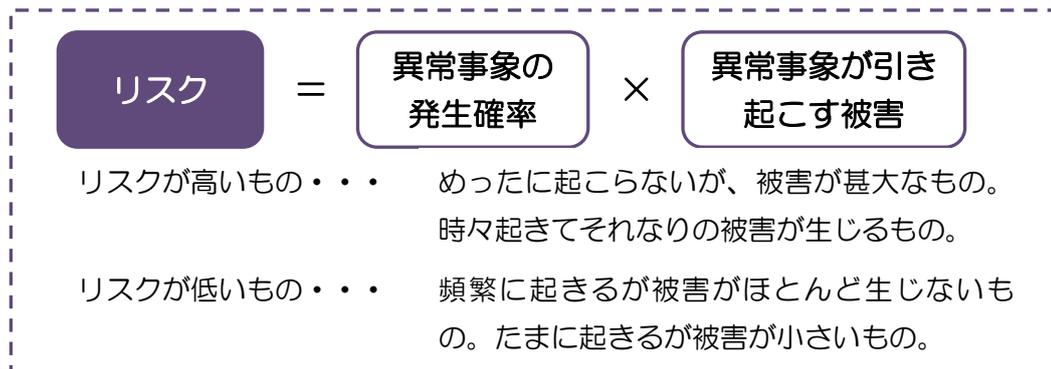
■長寿命化の実施方針における主要原則

原則1	国等の方針を踏まえた長寿命化計画の策定と実行
原則2	長寿命化の観点からの工法や設備の採用(※)
原則3	施設需要の変化に応じて長寿命化の内容見直し(減築等)

■予防保全と事後保全の効果的な切り分けの視点

一般的にリスクが大きい場合は、被害を小さくするために予防保全が望ましく、リスク(※)が小さい場合は点検などに要する保全費用を節約する意味で事後保全でも十分と考えられます（「学校施設の長寿命化改修の手引（平成28年1月・文部科学省）P.82より引用」）。

(※) リスクの考え方



(「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成28年1月・文部科学省) P.82 参考①を編集)

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進方針

多数の人が利用する公共施設は、高齢や障害のために体が不自由な人、妊婦、乳幼児を連れた人、外国人など、様々な人々の多様な利用が想定されます。年齢、国籍、性別、個人の能力などを問わず、誰もが公平に、安全に、安心して、そして快適に利用できるためには、社会環境においてバリアフリーやユニバーサルデザインによる施設整備が必要です。

公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状況等を踏まえながら、千葉県福祉のまちづくり条例や千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

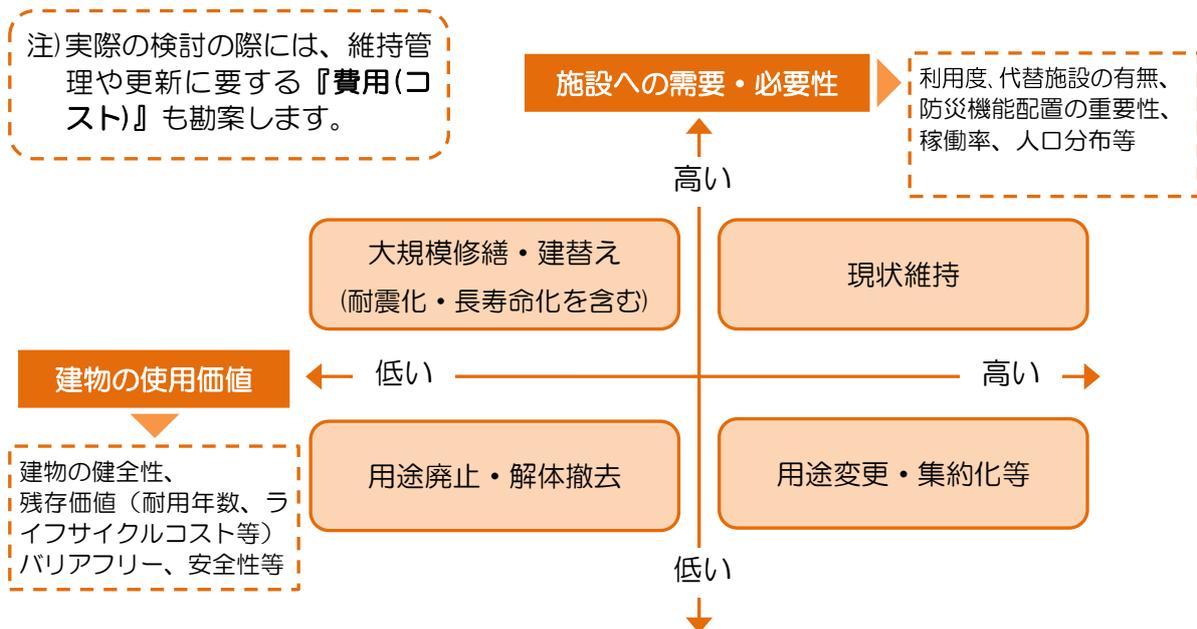
(キ) 統合や廃止の推進方針

公共建築物は総量縮減を図る観点から、新規整備を抑制し、施設を更新する際には原則として複合化や集約化を検討するほか、他の施設の用途変更による有効活用を推進します。新たな施設整備の必要性が生じた場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行うものとしします。

また、統合や廃止を計画的に実施するために、個別の施設ごとに存廃に係る基本方針を定めるとともに、実際に統合や廃止を検討する際の評価基準や検討時期のルールを定めて、確実な総量縮減を図ります。統合や廃止にあたっては、防災機能の充実や強化、地域コミュニティの活性化を損なうことのないように、住民合意を得ながら、内容及び手続きの適正化に努めます。

施設の統廃合等を進める場合は、事前に発生する余剰資産の活用方法を決定した上で行うものとし、活用未定の遊休資産については、速やかに貸付、売却又は解体を実施し、財政負担の軽減を図るものとしします。

■ 需要(必要性)及び建物の使用価値を勘案した検討方針



■統合や廃止に係る手法のイメージ図

手法の概要	手法のイメージ図	
	実施前	実施後
複合化 (用途の異なる施設を同一の建物に配置) ポイント：建物を効率的に使って、機能を残しつつ施設の総量を減らします。	施設A 	施設A+B
集約化 (用途が同じ施設を同一の建物に配置) ポイント：建物を効率的に使って、機能を残しつつ施設の総量を減らします。	施設A 	施設A+A'
用途変更 (既存建物を活用して別の用途の施設に改修) ポイント：新築費用を節約します。	施設A 	施設A
移設・移転 (対象施設を他の場所に移す) ポイント：類似施設とのバランスや利用者の利便性により配置し直します。		施設A
廃止 (用途廃止・解体撤去) ポイント：ニーズに合わせて施設を廃止して市の支出を大幅に節約します。	施設A 	
民営化 (譲渡を含む) ポイント：民間のノウハウを使って、機能を残しつつ市の支出を減らします。	施設A 	施設A
減築 (建替えの際に規模を縮小) ポイント：ニーズに合わせて機能を残しつつ市の支出を大幅に節約します。	施設A 	施設A

(ク) 民間連携の取組方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」を踏まえて、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図ります。

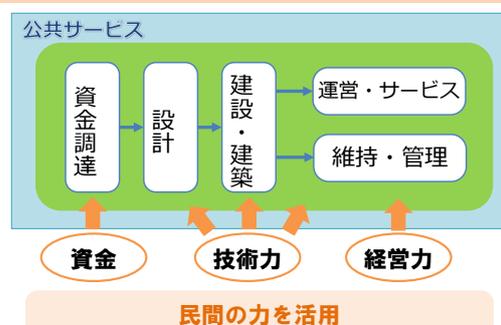
公民が連携して公共サービスの提供を行うしくみであるPPP/PFIを推進し、以下の手法の採用を積極的に検討します。

今後の推進が望まれる民間連携の例

PFI

PFI(Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

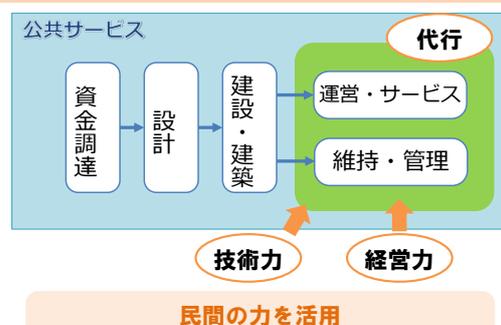
PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。



指定管理者制度

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした制度です。

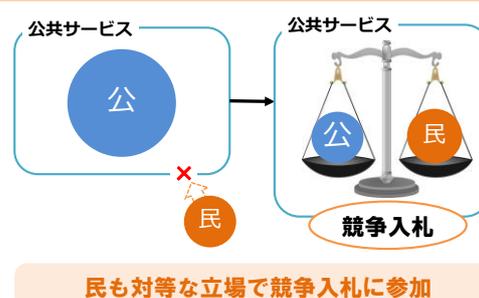
提供サービスに裁量の範囲が広い施設については高い導入効果が期待できます。



市場化テスト

官民競争入札・民間競争入札をいい、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の観点から総合的に最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みです。

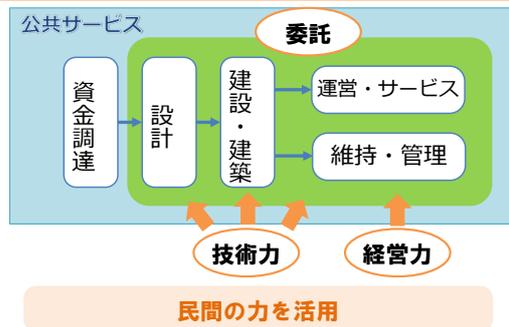
公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用し、良質かつ低廉なサービスを実現することを目指します。



公設民営(DBO)方式

公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間事業者へ委託する事業方式をいいます。

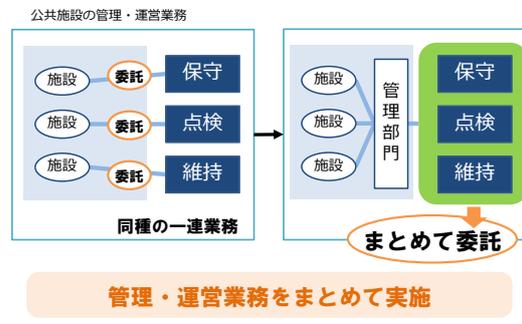
地方債により民間より低い資金調達コストで財政負担の平準化を図りつつ、施設整備段階から運営事業者のノウハウを活用します。さらに施設の整備運営等に公共の意向を反映しやすいというメリットがあります。



包括的民間委託

複数業務化の要素を含んだ上で、複数年度化、性能規定化の要素を持つ公共施設等管理に係る業務委託をいいます。

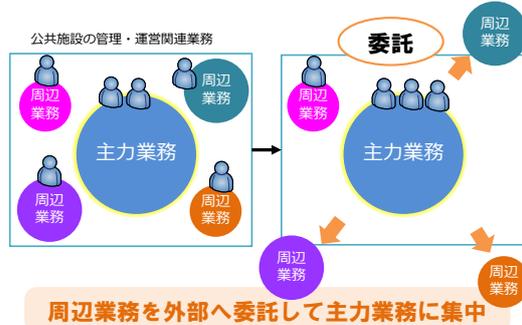
複数業務化により民間のノウハウの活用によるコスト削減を期待でき、複数年度化により委託事務量の軽減や受託者にとっては維持管理ノウハウ構築のインセンティブ、安定的な業務の遂行等のメリットがあります。



アウトソーシング

アウトソーシング (outsourcing) は業務を外部に委託することを指し、経営の補完や本来業務への選択の集中度を高める際に用いられる手法のひとつです。

アウトソーシングには、民間のノウハウや組織を効率的に活用して、行政内の組織のスリム化とサービス向上を図る狙いがあります。



(ケ) 余剰資産の利活用方針

用途廃止した施設及び市有地については、用途変更や貸付等による有効活用を検討し、老朽化状況や改修工事の実現性の観点から有効活用が困難である場合には、売却による歳入確保を図ります。また、施設利用者の利便性の向上を目的に設置される飲料自動販売機などは、競争入札によって決定し、その収益を施設維持管理に係る費用の財源として活用します。

余剰資産は低・未利用なスペースや一時的に休止している施設を含む包括的な概念として定義し、余剰の有無及び余剰が生じる見込については、所管課からの報告とマネジメント推進部門の定期的な検証により余剰の把握と情報共有に努めます。

(コ) 広域連携の取組方針

近隣自治体との施設の近接度合いや生活圏域の重複等の実態を踏まえ、市域を越えた施設の共同利用の促進を図ることで、市民の利便性向上と市の財政負担の軽減に努めます。

また、防災機能の拡充や道路・上下水道などの生活インフラの基盤整備については、近隣自治体のほか県との連携を強化し、新たな施設整備のニーズへの対応を図ります。

(3) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

前掲の「第1節 取組体制」における体制の構築を推進するほか、市では以下の体制構築方針を推進します。

今後の個別施設の方向性の検討やPPP/PFI等の各種方策の導入検討にあたっては、学識経験者や専門家のほか、民間事業者の参画を得ながら適正な管理の推進に必要な知見を最大限に活用します。

また、市職員においても積極的に各種研修に参加するなどして、点検診断や維持管理の実施に必要な技術の習得に努めます。

第9章 施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

第9章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

◆公共建築物

(1) 市庁舎

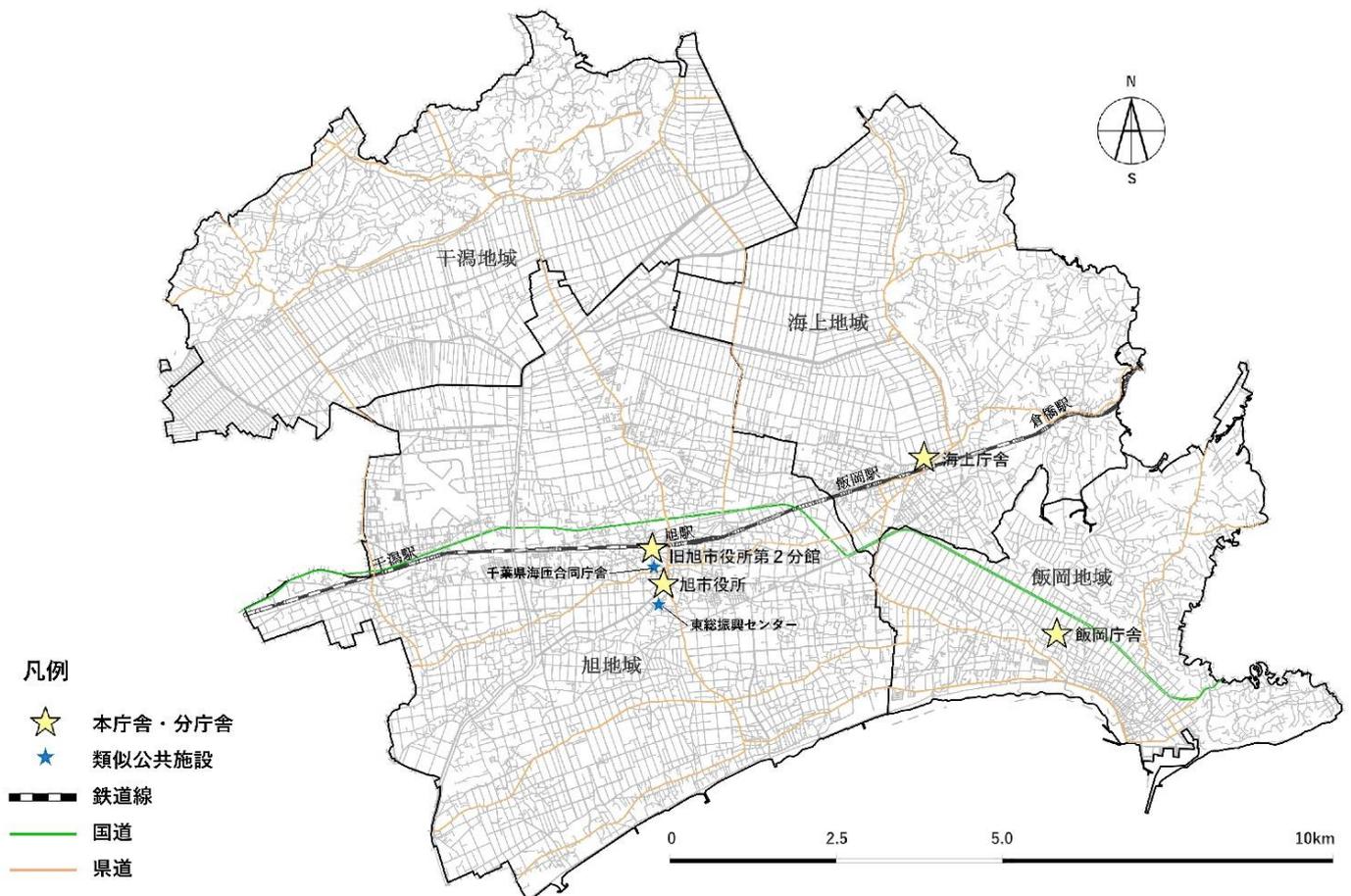
① 施設一覧

(本庁舎・分庁舎)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0011	旭市役所	旭	R2(2020)	12,645.03
0012	旧旭市役所第2分館	旭	H4(1992)	417.32
0040	海上庁舎(旧海上支所)	海上	S59(1984)	3,645.15
0050	飯岡庁舎(旧飯岡支所)	飯岡	S48(1973)	2,900.98

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(本庁舎・分庁舎)

- ・ これまで老朽化や耐震性能等、多くの課題を抱えていた市役所本庁舎は、令和2年度(2020)の移転改築により、庁舎機能を集約化し、支所機能を廃止しました。
- ・ 海上庁舎は、消防海上分署のほか隣接公共施設と連携して公共的目的により利用を継続しています。庁舎1階は、健診会場など多目的に利用し、2階は令和4年(2022)2月から東総地区広域市町村圏事務組合に貸し付け、3階は書庫及び倉庫として利用しています。

④ 基本方針

庁舎は災害時の拠点施設としての役割を持つことを踏まえて、災害に強い施設づくりを推進します。また、将来の行政需要の変化に応じて、他用途への機能転換に柔軟に対応できる施設整備を推進するとともに、市全体の公共施設の集約化に資する施設整備の在り方を検討します。

本庁舎は、計画的な修繕や設備更新を進め、適正な管理を継続することで長寿命化を推進します。

海上庁舎は、今後も隣接公共施設と連携して公共的目的により利用を継続します。

飯岡庁舎は、廃止解体を進め、跡地は隣接保育所の拡張用地等の活用を検討していきます。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

市庁舎は通常の定期点検に加え、非常時を想定した点検診断等の実施基準を定めて確実に運用します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

長期の継続的かつ安定的な施設利用を念頭におき、BCP（事業継続計画）やライフサイクルコストの低減を念頭に置いた維持管理及び更新等を推進します。

(ウ)安全確保の実施方針

点検診断等によって危険性が認められた建物や設備類については速やかな撤去を推進します。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

設備等のメンテナンス性や将来のあらゆる変化に対応できる柔軟性の高い庁舎として機能保全を図るとともに、長寿命化対応への視点を持って改修等の整備を進めます。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

社会環境の変化に応じ、バリアフリーやユニバーサルデザインを踏襲した施設整備を進めていきます。

(キ)統合や廃止の推進方針

市庁舎に必要な機能や行政サービスの維持向上の観点を踏まえて必要な面積を確保しつつ、総量縮減に取り組むものとします。さらに、市庁舎については特に非常時対応も念頭に置いた機能確保等を検討します。

(ク)民間連携の取組方針

行政機能の配置や行政サービス範囲の変化による利便性の低下を防ぐため、民間事業者との連携を強化し、身近で利用しやすい行政サービスの充実を図ります。

また、施設維持管理に民間事業者の知見を活用し、効率的施設管理の一環として包括的施設管理業務委託の導入を検討します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

耐震性能等の安全性が確保されている庁舎の余剰スペースは、他機能への転用や民間への貸付、売却を検討し積極的な有効活用を図ります。老朽化の著しい安全性の確保されていない施設は、廃止解体を推進します。

(コ)広域連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(2) 医療・保健・福祉施設

① 施設一覧

(医療関連施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0070	旭市国民健康保険直営滝郷診療所	海上	S46(1971)	227.56

(保健センター)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0100	旭市保健センター(旧飯岡保健センター)	飯岡	H8(1996)	1,615.28

(健康関連施設)

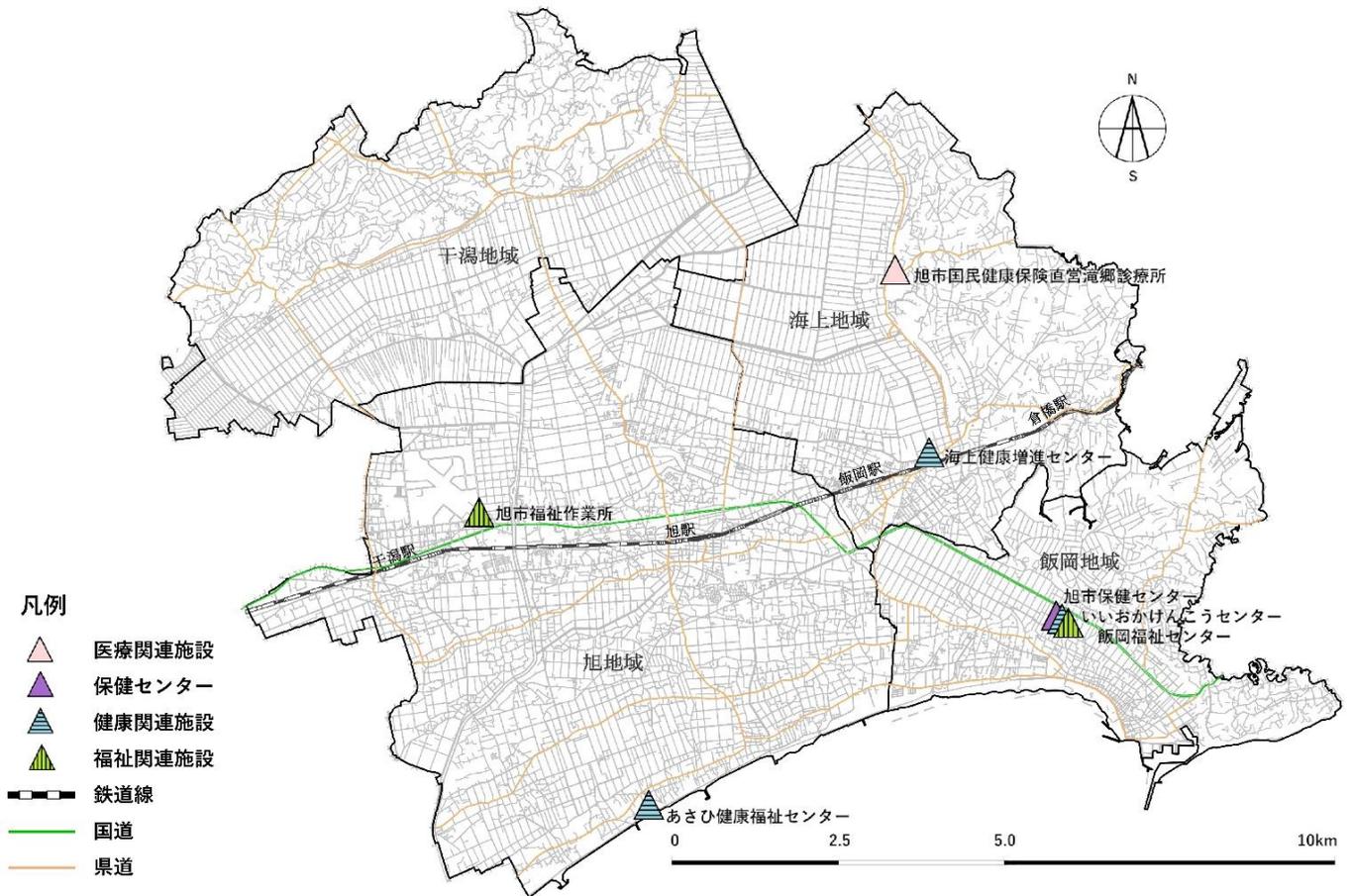
番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0120	あさひ健康福祉センター	旭	H16(2004)	894.94
0130	海上健康増進センター	海上	H14(2002)	571.20
0140	いいおかけんこうセンター	飯岡	H14(2002)	300.00

(福祉関連施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0150	飯岡福祉センター	飯岡	H8(1996)	1,856.45
0170	旭市福祉作業所	旭	H8(1996)	103.39

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(医療関連施設)

- ・ 建物は耐用年数を経過しており老朽化の進行が著しく、耐震診断やアスベスト含有吹付材の使用状況調査が未実施の状態です。また、施設特性からバリアフリーへの対応改善が望まれます。
- ・ 運営面では一定の患者数が見込まれているものの、コロナ禍での影響や地域の人口減少等で、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、現状では、診療収入の回復は見込めず、経営環境に課題を有しています。

(保健センター)

- ・ 保健センターは、令和3年度(2021)に旧飯岡保健センターを旭市保健センターとし整理統合化を図り、機能廃止した施設は転用を図りました。
- ・ 地域ごとの健診業務は、それぞれの公民館等を活用することで施設の利用率を高めています。
- ・ 建築後25年を経過し、設備更新や内装改修の必要性が高まっています。
- ・ 市域中心部から離れて配置されていることから、市民の利便性に課題があるとともに、

本庁舎健康づくり課からの職員配置等が必要であることから、業務効率化など運営面に課題を有しています。

(健康関連施設)

- ・ 建築後20年程度の比較的新しい施設ですが、プールや浴室関連等の特殊な設備を設置しているため多くの維持管理費がかかっています。今後は設備の老朽化に伴う維持管理費の増大が見込まれることや、老朽化した設備の適正更新が課題です。

(福祉関連施設)

- ・ 飯岡福祉センターは、社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者としてその運営を委託しています。
- ・ 旭市福祉作業所は、心身障害者の自立的支援施設として、特別支援学校卒業生などへの支援が民間施設も含めても不足している中で大きな役割を担っています。

④ 基本方針

施設の老朽化状況や利用実態からみた存続の必要性を踏まえて、施設の集約化を推進します。なお、施設の集約化によって、住民サービスの低下を招かないように、長期利用を前提に、更新を行う施設については、市民の交通アクセスへ十分配慮した立地条件を検討するとともに、駐車場や駐輪場を十分に確保するように努めます。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

高齢者や乳幼児等の施設利用者の実態に合わせて、安全性確保や非常時対応に必要な点検及び診断を推進します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

バリアフリー化や利用者の安全確保に必要な改修工事は積極的に推進し、施設機能の充実に努めます。ただし、利用者数が少ない施設（今後の見込みも含む）については、費用対効果の観点から必要最小限の工事のみを実施し、財政負担の軽減にも配慮します。

施設は、利用者推移の減少がない限り施設を存続し、適正な管理を継続していくために、使用料等の見直しを定期的実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

高齢者や乳幼児等の利用実態に合わせて、万全な安全確保に必要な基準を定めて運用します。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

用途変更等によって今後の長期利用が可能な施設については長寿命化を推進します。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設利用者の多くが高齢者であることから、バリアフリー化を徹底し、その安全確

保を継続していきます。また、建物の構造等において、バリアフリー対応が困難な施設については、大規模改修や施設更新の際に対応を図ります。

(キ)統合や廃止の推進方針

今後の利用需要の低下や施設の老朽化に伴う更新費用の増加が予測されることから、複数存在する同種施設については統廃合によって集約化を推進します。

民間事業者においても実施可能な事業は可能な限り民間にて実施することを原則とし、トータルコストの縮減を図ります。

(ク)民間連携の取組方針

指定管理者制度による民間活用の拡大を推進します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

広域的なサービスの展開を視野に入れた施設の再配置や共同利用の在り方について検討を進めます。

(3) 保育所・児童関連施設

① 施設一覧

(保育所)

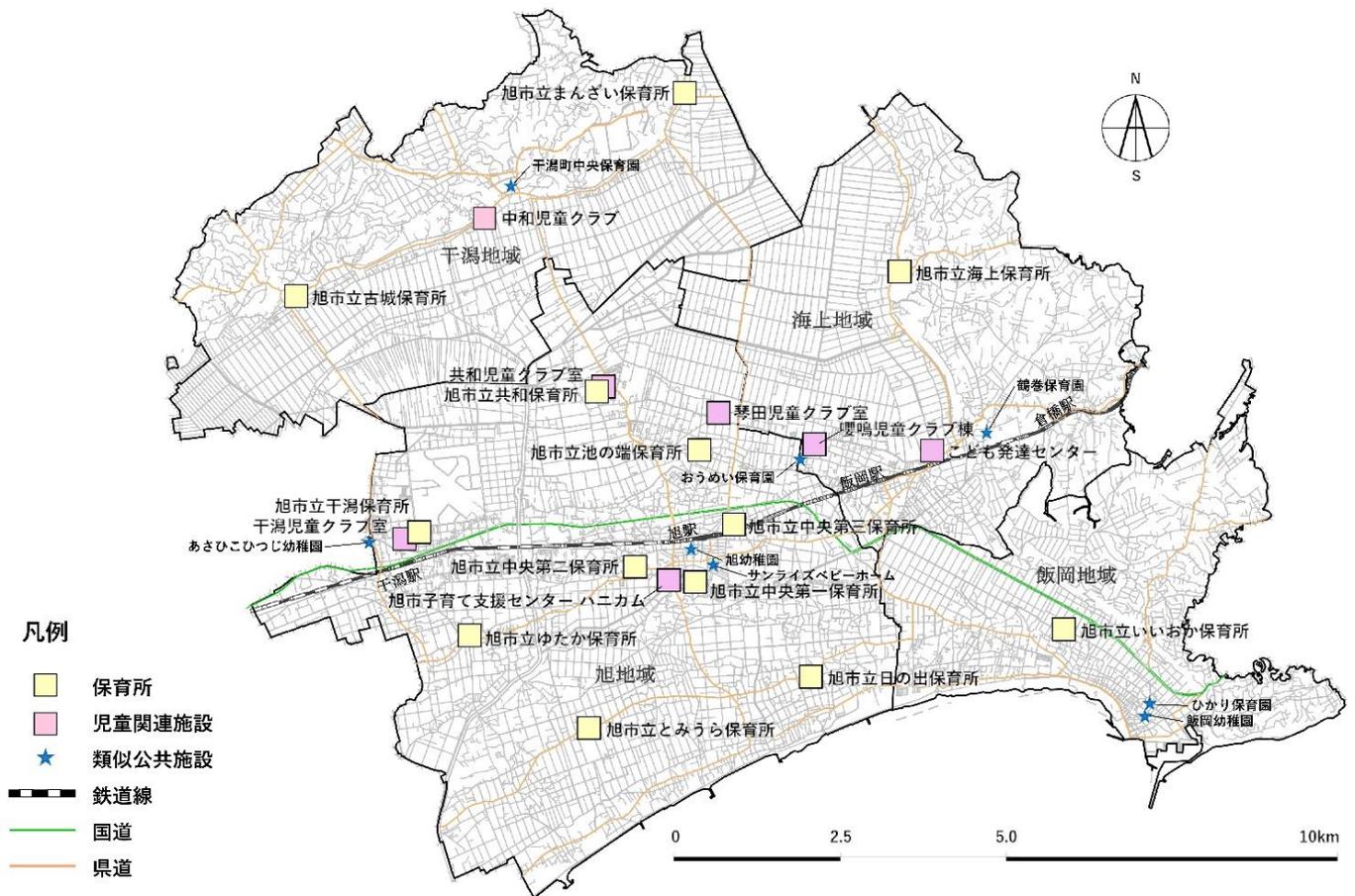
番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0180	旭市立中央第一保育所	旭	S55(1980)	1,174.12
0190	旭市立中央第二保育所	旭	S50(1975)	637.72
0200	旭市立中央第三保育所	旭	S54(1979)	881.96
0210	旭市立干潟保育所	旭	H15(2003)	866.09
0220	旭市立日の出保育所	旭	S63(1988)	894.32
0230	旭市立とみうら保育所	旭	S52(1977)	862.37
0240	旭市立ゆたか保育所	旭	S51(1976)	864.02
0250	旭市立共和保育所	旭	S56(1981)	848.96
0260	旭市立池の端保育所	旭	H5(1993)	756.88
0270	旭市立海上保育所	海上	R1(2019)	609.53
0300	旭市立いいおか保育所	飯岡	H25(2013)	1,010.62
0310	旭市立まんざい保育所	干潟	S54(1979)	815.02
0320	旭市立古城保育所	干潟	S61(1986)	916.47

(児童関連施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0325	旭市子育て支援センターハニカム	旭	H5(1993)	251.50
0327	こども発達センター	海上	H1(1989)	951.59
0331	共和児童クラブ室	旭	H24(2012)	133.68
0332	嚶鳴児童クラブ棟	海上	H25(2013)	230.21
0333	干潟児童クラブ室	旭	H26(2014)	161.47
0334	琴田児童クラブ室	旭	H26(2014)	134.51
0335	中和児童クラブ	干潟	S56(1981)	227.25

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(保育所)

- ・ 市内に13施設を設置しています。入所定員に対する入所率83%で入所希望者に対する施設量は充足しています。
- ・ 建築後30年以上が経過している施設においても、一部の施設を除き、大規模改修や定期的な維持補修により建物の状況は良好に保たれています。
- ・ 児童一人当たりの保育所の維持管理運営経費は年々上昇傾向にあり、令和2年度(2020)では児童一人当たり約102万円と直近5年間で約20万円上昇しており、より効率的な施設運営が求められる状況にあります。
- ・ 借地料の発生している施設や耐震性のない施設が存在しています。

(児童関連施設)

- ・ 子育て支援センターは、令和3年度(2021)に本庁舎に移転し、バリアフリーに対応するなど、良好な環境となっています。
- ・ こども発達センターは、平成25年度(2013)から旧海上保健センターの一部を活用して運営していましたが、海上保健センターの廃止に伴い、建物の大半をこども発達センターとして利用継続しています。

- ・ 児童クラブは学校施設の一部を活用して運営していますが、児童数の増加に伴い平成24年度(2012)には専用のクラブ室を建設しました。近年の児童クラブの利用者数は増加傾向にあります。

④ 基本方針

施設の計画的な維持更新と子育てに関わる機能の拡充を図るための最適配置を実現するとともに、市が担うべき保育・児童福祉の機能を追求しながら、民間事業者との協働により活力と魅力ある子育て環境の整備に努めます。

児童の安全確保のために適切な施設の維持保全に努め、安心して子供を遊ばせる、預けることの出来る保育所等、児童の健全な育成に寄与する施設整備を推進します。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

建物及び設備のみならず、園内の遊具や諸工作物についても園児や児童への事故の危険性を最小化するために点検及び診断を徹底します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

指定管理者制度の導入や民間への運営委託を推進し、財政負担の軽減を図ります。施設の統廃合や更新に合わせて、借地はその解消を推進します。

今後の修繕・更新工事は、施設の存廃に係る方針を策定した施設について優先的に実施するものとします。

(ウ)安全確保の実施方針

施設周辺状況から災害発生危険区域等に該当する場合や、点検診断によって危険性が認められた設備、工作物については速やかに使用中止の措置をとるなど、速やかな安全確保策を講じるものとします。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

幼児、児童等その特性に合わせてバリアフリー化を推進し、その安全確保を継続していきます。また、建物の構造等において、バリアフリー対応が困難な施設については、大規模改修や施設更新の際に対応を図ります。

(キ)統合や廃止の推進方針

将来の人口動態や保育に対する需要の予測などを見据え、施設の老朽化による維持管理経費を抑制し、効率的で質の高い保育を子供たちに提供するため、老朽化の著しい施設から順次、再編を進めていきます。

公立保育所は、令和3年度(2021)に策定した旭市立保育所再編計画に基づき、保護者や地域との合意形成を図りながら13箇所ある保育所を8箇所に集約していきます。

(ク)民間連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.92 参照)

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

生活圏が他市に及ぶ場合には、隣接自治体との施設の共同利用を推進します。

(4) 学校教育関連施設

① 施設一覧

(小学校)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0340	旭市立中央小学校	旭	H22(2010)	8,973.00
0350	旭市立琴田小学校	旭	H4(1992)	3,349.00
0360	旭市立干潟小学校	旭	S48(1973)	4,771.00
0370	旭市立富浦小学校	旭	S41(1966)	3,687.00
0380	旭市立矢指小学校	旭	H23(2011)	4,941.33
0390	旭市立共和小学校	旭	S39(1964)	3,424.00
0400	旭市立豊畑小学校	旭	S42(1967)	3,927.00
0410	旭市立鶴巻小学校	海上	S54(1979)	3,786.00
0420	旭市立滝郷小学校	海上	S57(1982)	3,602.00
0430	旭市立嚶鳴小学校	海上	S51(1976)	4,577.00
0440	旭市立三川小学校	飯岡	H11(1999)	4,707.00
0450	旭市立飯岡小学校	飯岡	S52(1977)	5,995.00
0460	旭市立中和小学校	干潟	S63(1988)	3,343.00
0470	旭市立萬歳小学校	干潟	H2(1990)	3,897.00
0480	旭市立古城小学校	干潟	H5(1993)	4,335.00

(中学校)

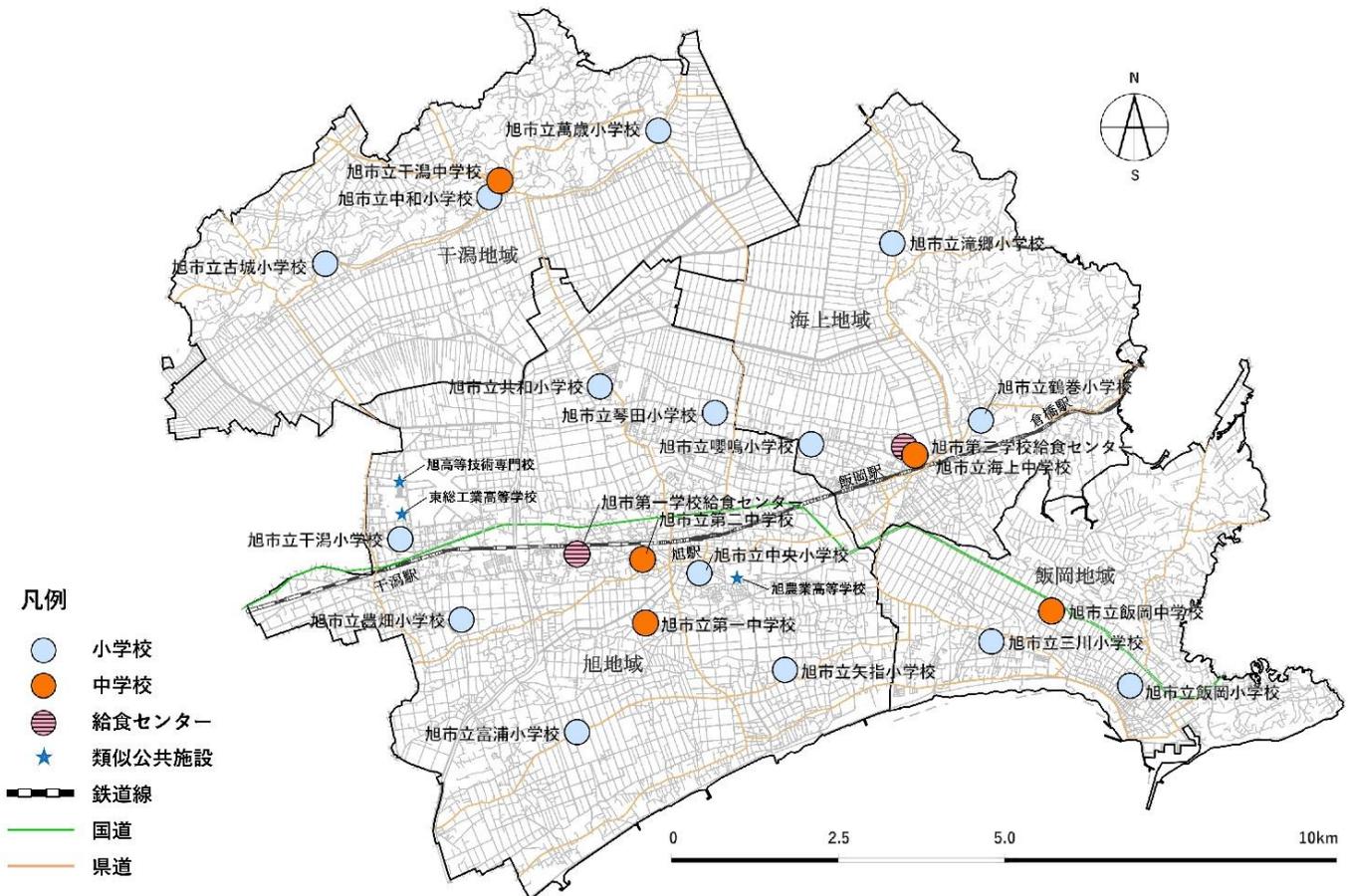
番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0490	旭市立第一中学校	旭	S54(1979)	9,426.00
0500	旭市立第二中学校	旭	H20(2008)	11,716.00
0510	旭市立海上中学校	海上	H18(2006)	6,857.00
0525	旭市立飯岡中学校	飯岡	H27(2015)	7,453.58
0530	旭市立干潟中学校	干潟	S58(1983)	5,975.00

(給食センター)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0540	旭市第一学校給食センター	旭	H12(2000)	1,807.46
0551	旭市第二学校給食センター	海上	H24(2012)	2,270.84

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(小学校)

- ・ 小学校は15校を有しており昭和40年代から50年代にかけて建設された校舎が多くありますが、そのほとんどの施設は大規模改修工事を実施済みです。
- ・ 児童数の減少に伴い施設規模と児童数のバランスが崩れ、利用効率性に課題のある施設があります。
- ・ 敷地のほとんどが土砂災害危険区域に指定され、一部は土砂災害特別警戒区域に指定されている施設があり、安全性確保の方策検討が必要です。
- ・ 屋内運動場の地域開放による利用者数は、学校ごとに開きが大きいものの全体では年間7万人を超えています。受益者負担の適正化を図る観点から、地域開放では使用料徴収を導入しています。

(中学校)

- ・ 中学校は5校を有していますが、大規模校が突出しているため施設の規模に開きが見られます。
- ・ 建築年度の古い建物の建て替えや大規模改修を順次行っています。今後も、建築後30

年を超える建物において、大規模改修工事等の対応が必要となってきます。

- ・ 屋内運動場の地域開放による利用者数は、全体で年間3万人を超えています。受益者負担の適正化を図る観点から、地域開放では使用料徴収を導入しています。

(給食センター)

- ・ 平成12年(2000)、平成24年(2012)に建設された比較的新しい施設です。特殊な設備を保有していることから、日常管理の徹底及び設備機器の定期的な更新が必要です。設備更新に必要な多額の経費を確保することが今後の課題となっていきます。
- ・ 今後の児童数・生徒数減少への対応を検討する必要があります。

④ 基本方針

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの能力や社会性などを身につけることが必要であり、小・中学校においては一定の集団規模が確保されていることが望まれます。そこで、将来の人口動態や児童生徒数の推移を見据え、将来に向けて拡大が予測される様々な課題への対応や学校教育の目標をよりよく実現するために、学校の適正規模、適正配置等の在り方を示します。また、各学校が地域コミュニティの中核を担ってきたことから、地域との合意形成を図るとともに、他の公共施設との複合的な利用も含め、地域に開かれた学校教育施設の在り方について併せて検討します。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

建物及び設備のみならず、校庭内の遊具や諸工作物についても児童生徒の事故の危険性を最小化するために点検及び診断を徹底します。

また、避難所指定されている学校の建物については、非常時を想定した点検診断を日常から実施するものとします。

学校給食センターについては、特に衛生設備や給排水設備等の衛生面に関する設備類の保守点検を徹底します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

校舎や屋内運動場を中心として、光熱水費や修繕費の低減化を図るために、よりエネルギー効率の高い器具や長寿命な設備への更新を推進します。

施設の更新にあっては、今後の児童生徒数の推移予測のほか、近隣公共施設との複合化を含め、長期的施設運営の可能性を精査、検討した上で整備を進めます。

(ウ)安全確保の実施方針

小中学校と近隣公共施設機能の複合化等を進める場合には、児童生徒の安全確保を検証しながら推進します。

小中学校の統廃合によって使用中止又は用途廃止した建物のうち、安全性の確保されていない施設は、速やかな解体撤去を推進します。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

社会環境の変化に応じ、バリアフリーやユニバーサルデザインを踏襲した施設整備を進めていきます。

(キ)統合や廃止の推進方針

将来の児童生徒数予測などから、児童生徒の良好な学習環境等の確保を前提に適正配置・適正規模の在り方を示し、保護者や地域との合意形成を図りながら進めていきます。

令和3年度(2021)に策定した旭市学校再編基本方針に基づき、中学校3校、小学校7校への再編を進めていきます。

第一学校給食センターは、令和22年度(2040)までに建築物の建て替え又は第二学校給食センターとの統合化を含めた在り方を再検討します。

(ク)民間連携の取組方針

小中学校の建替えや複合化等を進める場合には、公民連携手法を積極的に活用します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

公共施設の集約化や複合化を積極的に推進する観点から、余裕教室の現状や将来の児童生徒数の増減見込みについて庁内での情報共有を促進します。

(コ)広域連携の取組方針

一般開放の効果的な利用や災害時の避難施設としての利用を中心として、広域的な施設の有効活用の在り方を積極的に検討します。

(5) 生涯学習関連施設

① 施設一覧

(公民館・公民館等類似施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0560	旭市海上公民館	海上	S55(1980)	1,879.32
0571	旭市干潟公民館(ひかた市民センター)	干潟	S56(1981)	2,607.83
0580	旧旭市民会館	旭	S41(1966)	1,260.36
0590	いいおかユートピアセンター	飯岡	H2(1990)	3,101.27
0600	旭市青年の家	旭	S47(1972)	851.69
0610	旭市民会館(あさひ市民センター)	旭	S54(1979)	1,506.28
0620	コミュニティセンター	干潟	H4(1992)	394.21
0630	ふれあいセンター	干潟	H6(1994)	408.58
0640	農村環境改善センター	干潟	S54(1979)	804.88
0650	萬歳地区多目的研修センター	干潟	S60(1985)	439.01

(図書館)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0671	旭市図書館(県立東部図書館)	旭	H9(1997)	303.11

(文化施設)

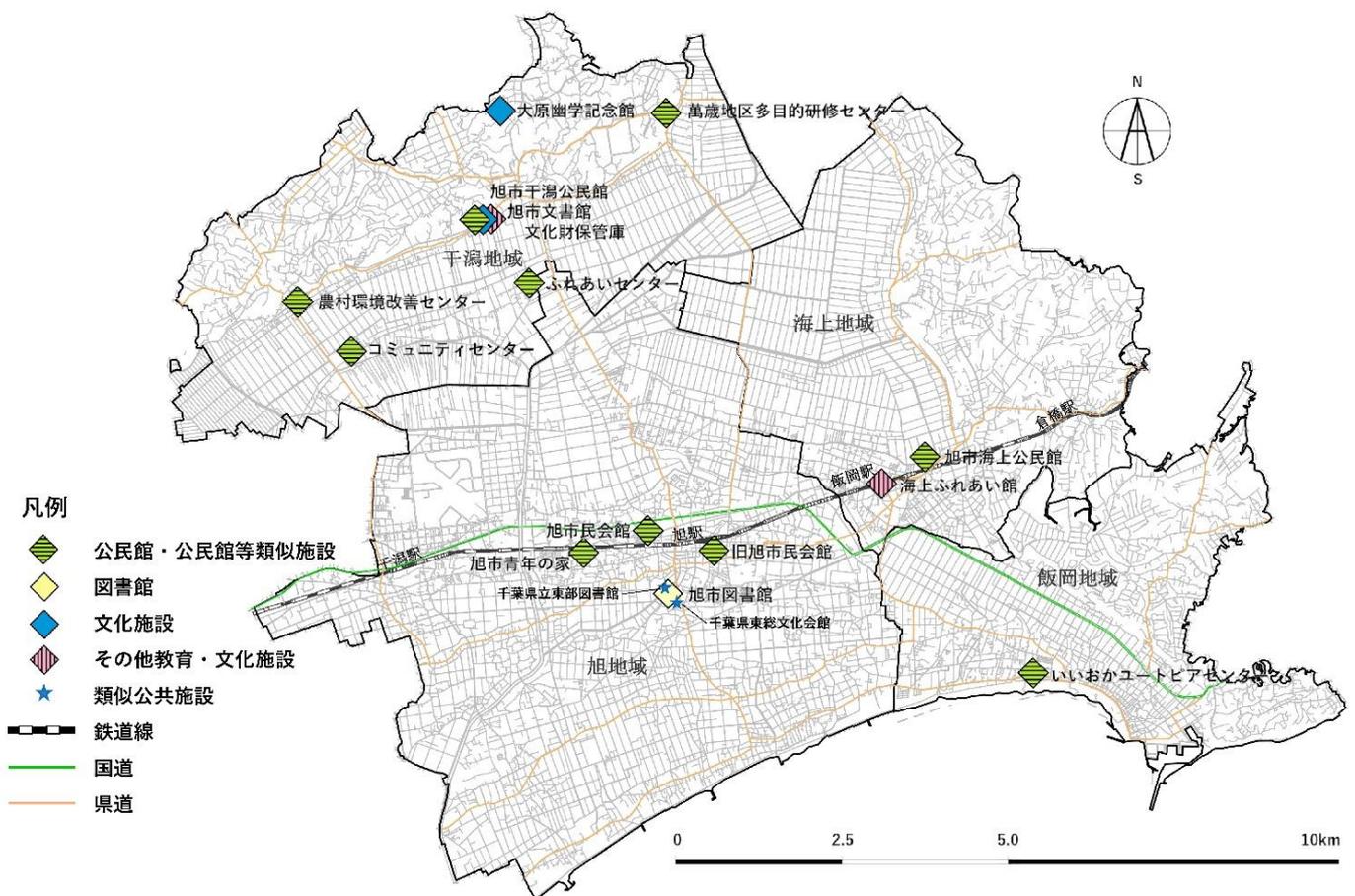
番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0680	大原幽学記念館	干潟	H6(1994)	1,134.28
0701	旭市文書館(ひかた市民センター)	干潟	S56(1981)	100.80

(その他教育・文化施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0710	海上ふれあい館	海上	H9(1997)	135.71
0716	文化財保管庫(ひかた市民センター)	干潟	S56(1981)	511.85

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(公民館・公民館等類似施設)

- ・ 10施設を有していますが、利用者の少ない施設や稼働率の低い部屋があります。また、一部の施設において設置目的と利用実態のかい離もみられます。
- ・ 施設全体では約94%（延床面積で約12,450m²）が建築後30年以上を経過しており、老朽化が進行している状況です。また、耐震診断未実施の施設や、飛散性アスベスト含

有建材が未除去、バリアフリー対応の不足等の施設が存在しています。

- ・ 干潟公民館は、大規模改修したひかた市民センター(旧干潟支所)へ令和2年度(2020)に移転し、これまでの施設は廃止解体しています。
- ・ 第二市民会館は改修工事を実施し、令和4年(2022)4月に旭市民会館(あさひ市民センター)として開館しました。
- ・ 施設運営費の収入となる施設使用料は、施設にかかる全体経費の数%に留まっており、受益者負担と税負担の在り方を検討した施設使用料の見直しが必要です。

(図書館)

- ・ 老朽化が著しく、耐震診断も未実施の状況であった旧市民会館から移転し、令和3年(2021)7月から県立東部図書館の一部を借用して開館しています。
- ・ 県立図書館との役割分担により、幅広い分野の図書の閲覧が可能となり、利用者範囲の拡大に結び付き施設利用者は増加傾向にあります。
- ・ 借用面積の制限により、一部の図書を別の施設で閉架または保管しているため、図書館運営面で課題が生じています。

(文化施設)

- ・ 文化施設は他の生涯学習施設に比べて利用者数が少ない状況です。
- ・ 大原幽学記念館は、駐車場からのアクセス等に課題があります。また、収蔵品の保管等のための施設の維持管理費及び事業運営費が多額となっています。
- ・ 文化財等の保管場所や展示場所に課題を抱えていた飯岡歴史民俗資料館と文化財保管庫は廃止解体し、令和2年度(2020)からひかた市民センター内に文化財保管庫を設置し、移設が完了したことで文化財の適正な管理を実現しています。

④ 基本方針

多様化する住民ニーズを踏まえ、社会教育の促進、地域団体活動に対する支援、生きがいの創造や地域づくり活動などの拠点として、地域に開かれた生涯学習関連施設の在り方を検討します。

生涯学習関連施設の中には、老朽化の進行した施設や、安全性、耐震性が確保されていない健全度の低い施設が存在し、近い将来には、施設の在り方を踏まえた統廃合や更新が必要です。今後は他の施設との複合化を含め、適正配置に向けた整理統合を進めていきます。

また、施設の維持管理費は、そのほとんどを税金で賄っている現状を踏まえ、税負担と利用者である受益者負担の適正バランスを検証し、適正な使用料金の在り方の方向性を示し、順次見直しを図っていきます。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

建物及び設備のみならず、施設内の備品類や諸工作物についても施設利用者の事故の危険性を最小化するために点検及び診断を徹底します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

指定管理者制度や運営委託を積極的に活用して維持管理の効率化と適正化を推進します。また、受益者負担の適正化を図る観点から、施設使用料と減免基準の見直しを図ります。施設の安全性や健全性の維持向上に係る修繕等については積極的に実施を図るために、施設の存廃を含めた中長期的視点によって保全計画を策定するものとします。

(ウ)安全確保の実施方針

老朽化の進行が著しく、安全性の確保のための改修工事に多額の費用が見込まれるときは、今後の施設ライフサイクルコストと改修に係る投資額の検証を行い、改修工事の効果が小さいと判断される施設については、解体撤去も視野に入れて迅速かつ的確な安全確保策を講じるものとします。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 88 参照)

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

社会環境の変化に応じ、バリアフリーやユニバーサルデザインを踏襲した施設整備を進めていきます。

(キ)統合や廃止の推進方針

中長期的な施設の有効活用を図る観点から施設の利用実態を重視して同種類似施設を幅広く捉え、積極的な類似機能の集約化を推進します。

老朽化の著しい進行や耐震性能不足など施設の安全性等に多くの課題を抱える施設は、速やかに施設の使用休止や機能移転等を推進します。旧市民会館及び青年の家は、令和4年度(2022)の廃止解体を予定しています。

(ク)民間連携の取組方針

地域振興や観光振興等に資する機能的役割を活用し、民間事業者との連携によって施設のPRを積極的に図るものとします。

(ケ)余剰資産の利活用方針

一時的な余剰資産や低・未利用なスペースについて、他用途への転用を積極的に図ることで施設の有効活用を推進します。

(コ)広域連携の取組方針

近隣自治体のみならず県との連携を強化して、生涯学習関連施設の有効活用を図るものとします。

(6) スポーツ施設

① 施設一覧

(体育館)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0720	旭市総合体育館	旭	H9(1997)	5,921.00
0730	旭市青年の家体育館	旭	S46(1971)	1,045.96
0740	海上キャンプ場体育館	海上	H1(1989)	1,519.45
0750	飯岡体育館	飯岡	S58(1983)	1,375.00

(野球場)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0770	旭スポーツの森公園野球場	旭	H9(1997)	538.00
0780	海上コミュニティ運動公園野球場	海上	H16(2004)	438.00
0790	海上野球場	海上	S45(1970)	0.00
0800	飯岡野球場	飯岡	H24(2012)	19.87
0810	干潟さくら台野球場	干潟	H6(1994)	165.00

(庭球場)

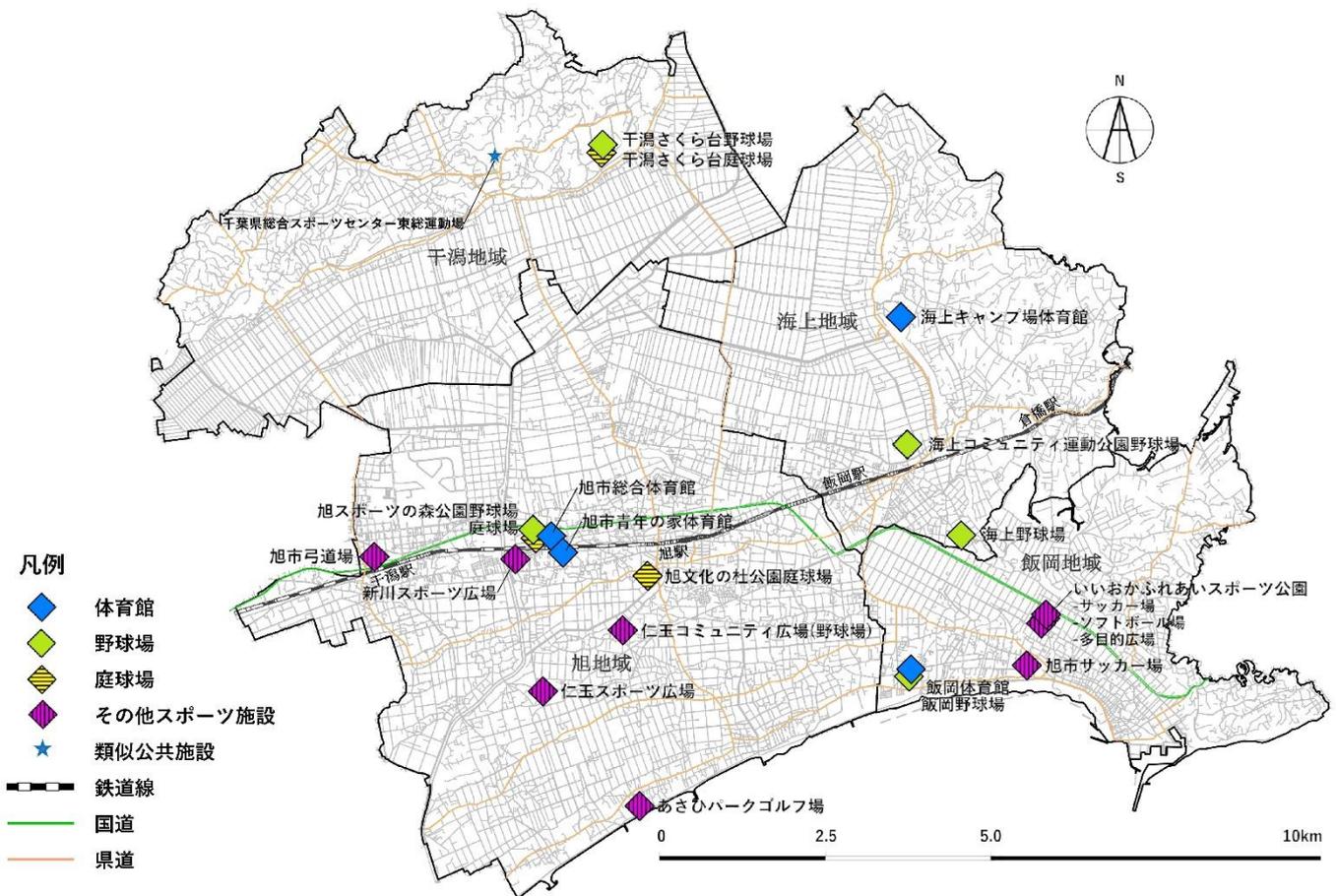
番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0830	旭スポーツの森公園庭球場	旭	S61(1986)	0.00
0860	干潟さくら台庭球場	干潟	H6(1994)	0.00
0865	旭文化の杜公園庭球場	旭	H24(2012)	0.00

(その他スポーツ施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0867	旭市サッカー場	飯岡	H6(1994)	360.00
0870	旭市弓道場	旭	S61(1986)	95.00
0900	いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場	飯岡	H8(1996)	0.00
0910	いいおかふれあいスポーツ公園ソフトボール場	飯岡	H8(1996)	110.49
0920	いいおかふれあいスポーツ公園多目的広場	飯岡	H8(1996)	0.00
0930	あさひパークゴルフ場	旭	H19(2007)	296.31
0940	仁玉コミュニティ広場(野球場)	旭	S59(1984)	0.00
0950	仁玉スポーツ広場	旭	H12(2000)	0.00
0955	新川スポーツ広場	旭	H17(2005)	7.80

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(体育館)

- ・ 老朽化の進行が著しく建物自体に課題を抱えている施設が存在しています。
- ・ 総合体育館は施設利用者数が多い反面、他の体育館と比較して多額の運営経費がかかっています。
- ・ 総合体育館を除く体育館施設では、利用者数が学校の屋内運動場の地域開放利用者数と同程度に留まっています。

(野球場)

- ・ 大会での利用やスポーツ少年団の活動の場、合宿での利用と観光機能の分担など、各施設が規模と役割を少しずつ代えながら機能しています。
- ・ 利用頻度の少ない施設や、利用団体へ管理を委託している施設があります。

(庭球場)

- ・ 施設間で、稼働状況や利用者一人当たりの市の負担額などに大きな差があります。
- ・ テニスコートの舗装面は、定期的な補修を行い良好な状態で管理されています。また、ほとんどの施設でナイター照明を有しています。

- ・ 施設使用料は運営経費の20%から30%を占めています。
(その他スポーツ施設)
- ・ 弓道場、卓球場、サッカー場、ソフトボール場、多目的広場、パークゴルフ場などの施設を有しています。
- ・ 旧飯岡中学校跡地に旭市サッカー場（愛称：しおさいスタジアム）を建設し、令和4年(2022)4月より利用を開始しました。旧部室棟は改修し、サッカー場の管理棟に転用しました。
- ・ 令和4年度(2022)にあさひパークゴルフ場の改修工事を予定しています。
- ・ 市内には専用球場のほか、スポーツ少年団の活動の場としての広場が多く存在しています。これらの広場は、利用団体の自主的管理により市の費用発生は少額です。
- ・ 老朽化が著しく耐震診断も未実施の施設が存在しています。
- ・ 観光機能を一部担っている施設については、機能の補完や強化を検討する必要があります。

④ 基本方針

将来の更新費用や維持管理費用の負担状況を踏まえながら、近隣市町との広域的な施設利用の在り方を検討するとともに、学校教育施設における体育施設の有効活用を推進し、市内におけるスポーツ施設及びその類似施設の集約化を図ります。また、利用率の低い施設は、利用目的の転換や利用促進を図るとともに、施設の統廃合に向けた検討を進めます。

施設使用料の適正な負担の在り方を検討するとともに、民間移譲や民間活用を推進し、市の財政負担を最小化しながらスポーツ施設の維持存続に努めます。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

建物本体や設備のみならず、スポーツ活動に用いる備品類についても安全確保に係る基準を策定して点検診断を定期的にも実施するものとします。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

地域との協働や利用団体との連携によって維持管理の充実と適正化を図るものとします。また、受益者負担の適正化を図る観点から、施設使用料と減免基準の見直しを図ります。

今後は学校教育施設との共同利用も視野に入れて施設の存廃方針を策定し、中長期的な施設の在り方を踏まえた修繕・更新を計画的に実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

老朽化が著しく進行、又は損傷が頻発している諸工作物については速やかな使用中止措置を講じるとともに、改修や解体撤去を実施するものとします。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 88 参照)

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

社会環境の変化に応じ、バリアフリーやユニバーサルデザインを踏襲した施設整備を進めていきます。

(キ)統合や廃止の推進方針

学校施設との共同利用を推進するために、今後の市のスポーツ施設の在り方について方向性を策定するものとします。

低利用施設は、民間移譲を含め施設の在り方を検討します。

青年の家体育館は、令和4年度(2022)の廃止解体を予定しています。

(ク)民間連携の取組方針

市内宿泊施設との連携による合宿利用の活用を図るなど、施設の利用を促進するほか、スポーツ施設全体での指定管理者制度の導入を図り施設運営の効率化を推進します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

余剰土地利用として一時的、暫定的にスポーツ施設として活用する場合は、その期間を予め定め、市民に周知し、その後は民間売却を原則とします。

(コ)広域連携の取組方針

大規模施設で維持管理費用が多額となる施設については、可能な限り近隣自治体との共同設置・利用を推進するものとします。

(7) 産業関連施設

① 施設一覧

(農業関連施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0960	旭市民農園(鎌数)	旭	H15(2003)	0.00
0970	旭市民農園(岩井)	海上	H15(2003)	0.00
0980	旭市農産物処理加工センター	干潟	H3(1991)	194.40
1000	旭市海上農産物処理加工センター	海上	H16(2004)	99.37

(観光関連施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
0940	旭市営海浜プール(いいおか潮騒ホテル)	飯岡	S41(1966)	80.20
0945	旭市飯岡刑部岬展望館	飯岡	H12(2000)	808.20
1020	ふれあいの海辺便益施設(椎名内)	旭	H4(1992)	180.81
1030	レストハウス(萩園公園)	飯岡	H4(1992)	133.00
1040	旭市長熊釣堀センター(長熊スポーツ公園)	干潟	H4(1992)	159.00
1045	道の駅「季楽里あさひ」	旭	H27(2015)	1,737.50

(宿泊施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1050	海上キャンプ場	海上	H6(1994)	960.25

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

④ 基本方針

産業育成の観点からのみではなく、市民の生きがいの創造や健康増進等の観点から施設の多機能化を推進します。また、施設の収益性やコスト負担を検証しながら民間事業者との連携や地域住民との協働を図り、民間活力を取り入れた施設の有効活用を図ります。施設の多機能化や官民連携の困難な施設は施設の廃止を検討します。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

建物本体や設備のみならず、体育関連の諸工作物についても安全確保に係る基準を策定して点検診断を定期的実施するものとします。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

地域との協働や利用団体との連携によって維持管理の充実と適正化を図るものとします。

また、受益者負担の適正化を図る観点から、施設使用料と減免基準の見直しを図ります。

(ウ)安全確保の実施方針

老朽化が著しく進行、又は損傷が頻発している諸工作物については速やかな使用中止措置を講じるとともに、改修や解体撤去を実施するものとします。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

社会環境の変化に応じ、バリアフリーやユニバーサルデザインを踏襲した施設整備を進めていきます。

(キ)統合や廃止の推進方針

低利用施設の今後の在り方を検討し、複合化や統廃合を推進します。

(ク)民間連携の取組方針

市内の関連施設との共同利用（利用補助券の活用）等を推進します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

大規模施設で維持管理費用が多額となる施設については、可能な限り近隣自治体との共同設置・利用を推進するものとします。

(8) 生活環境関連施設

① 施設一覧

(上水道施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1070	旭配水場	旭	S56(1981)	904.11
1080	旧旭市水道お客様センター	旭	H20(2008)	50.78
1090	海上配水場	海上	S56(1981)	50.60
1100	飯岡配水場	飯岡	S56(1981)	65.00
1110	干潟配水場	干潟	S54(1979)	166.00

(下水道・汚水処理施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1120	旭市浄化センター	旭	H11(1999)	4,629.02
1121	旭中央汚水ポンプ場	旭	H24(2012)	469.78
1130	東町都市下水路浄化施設	旭	H5(1993)	0.00
1140	菘園生活排水処理施設	飯岡	H3(1991)	146.39
1150	旭市江ヶ崎地区農業集落排水処理施設	旭	H9(1997)	467.00
1160	旭市琴田地区農業集落排水処理施設	旭	H12(2000)	276.86

(ごみ処理施設)

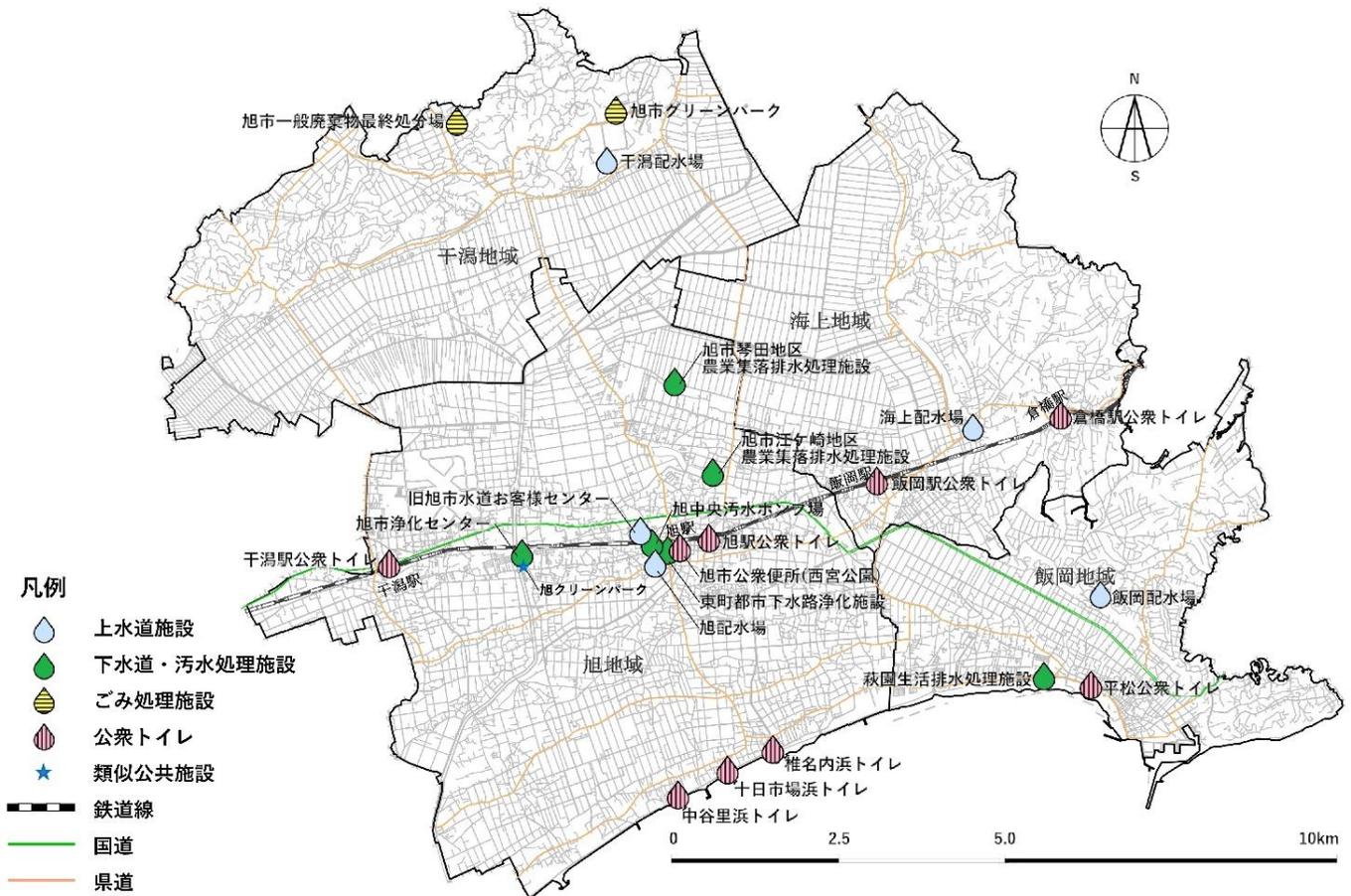
番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1180	旭市グリーンパーク	干潟	H8(1996)	558.26
1190	旭市一般廃棄物最終処分場	干潟	S55(1980)	0.00

(公衆トイレ)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1200	旭市公衆便所(西宮公園)	旭	H2(1990)	16.97
1210	干潟駅公衆トイレ	旭	H22(2010)	35.03
1220	飯岡駅公衆トイレ	海上	H9(1997)	0.00
1230	旭駅公衆トイレ	旭	H22(2010)	38.84
1240	十日市場浜トイレ	旭	H20(2008)	13.60
1250	中谷里浜トイレ	旭	H16(2004)	25.18
1260	椎名内浜トイレ	旭	H22(2010)	27.62
1270	倉橋駅公衆トイレ	海上	H10(1998)	18.72
1290	平松公衆トイレ	飯岡	H8(1996)	8.25

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(上水道施設)

- 配水場は建築後40年近く経過し、施設の耐震性能はおおむね確保されていますが、設備類を含め老朽化が進行しています。水道事業ビジョンや水道施設耐震化計画に基づいた施設整備や施設再編へ取り組んでいます。

(下水道・汚水処理施設)

- 施設は建築後20年を経過し老朽化への対策を検討する時期となりますが、多数の機械設備等を有し施設の維持管理に多額の費用がかかる施設であることから、今後は適正な時期に大規模修繕等を行い新たな投資コストを抑制する必要があります。
- 設備運転管理は民間委託しています。
- 効率の運営に向けた公共下水道接続率の向上が課題です。
- 農業集落排水処理施設では、非常時の施設運転用の発電設備の不足があります。

(ごみ処理施設)

- ごみ処理施設は、令和3年度(2021)から3市共同運営の広域ごみ処理施設が稼働し、これまでの処理施設は機能を停止しています。旧クリーンセンター施設は、東総地区広

域市町村圏事務組合へ移管し、現在はごみ処理施設までの中継施設として運営されています。

- ・ 旭市グリーンパークなどの最終処分場は、埋め立て終了後も、施設の閉鎖まで管理する必要があります。

(公衆トイレ)

- ・ 施設は比較的新しく建物状態は良好です。施設のほとんどにバリアフリートイレを設置していますが、一部未設置のものもあります。
- ・ 施設の所管管理課が複数存在しており一元的な管理となっていないことや、見回り等の人的維持管理コストが上昇傾向にあることも課題です。

④ 基本方針

生活基盤を支える施設の特徴に鑑みて、中長期的な観点から施設の修繕及び更新を計画的に実施し、長寿命化の視点を踏まえたサービスの継続性と持続可能性を実現します。また、各施設の特性を踏まえ、受益者の適正な使用料負担の在り方を検討し、健全な事業運営の推進を実現します。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

国や県等の指針やマニュアル類に基づいて適切な点検診断を実施します。また、予防保全を推進する観点から日常点検の適正化を図るものとします。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

高度な安全管理を要する施設については、職員の適切な管理技能の習得と向上を推進するとともに、民間事業者を積極的に活用して継続的かつ的確な維持管理を実施するものとします。

施設の修繕・更新を計画的に進めるために、中長期的な観点から施設の存廃方針を策定し、その方針に基づいて計画的な更新等を実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

施設運営に使用する薬品や薬剤を適正に管理し、災害時における流出や飛散を防止するため、保管体制及び施設の強化を進めます。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

今後の人口動態の見込みやまちづくりの方針に沿って必要な総量を設定して、中長期的な存続を図る施設については長寿命化を図るものとします。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

社会環境の変化に応じ、バリアフリーやユニバーサルデザインを踏襲した施設整備を進めていきます。

(キ)統合や廃止の推進方針

更新費用のみならず維持管理費用の低減効果を踏まえて、統合や廃止を推進します。

(ク)民間連携の取組方針

指定管理者制度や包括的な管理委託などを積極的に活用して、公民連携によるサービス向上と持続的な施設の活用を図るものとします。

公衆トイレについては日常点検や維持保全活動に対して、住民協働による維持管理手法の導入を検討します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(9) 消防・防災関連施設

① 施設一覧

(消防本部・消防署)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1300	旭市消防本部・旭市消防署	旭	S60(1985)	1,929.59
1310	旭市消防署海上分署	海上	S59(1984)	113.90
1320	旭市消防署飯岡分署	飯岡	S48(1973)	148.66
1321	消防庫(飯岡支所内)	飯岡	S48(1973)	72.00
1330	旭市消防署干潟分署	干潟	S46(1971)	354.73

(消防団関連施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1340	1-1-1消防庫(旭1-1)	旭	H14(2002)	134.12
1351	1-1-2消防庫(旭1-2)	旭	H28(2016)	67.07
1360	1-1-3消防庫(旭1-3)	旭	H8(1996)	81.00
1370	1-2-1消防庫(旭2-1)	旭	H2(1990)	65.41
1380	1-2-2消防庫(旭2-2)	旭	H4(1992)	59.62
1390	1-2-3消防庫(旭2-3)	旭	H5(1993)	59.41
1400	1-3-1消防庫(旭3-1)	旭	H5(1993)	81.00
1410	1-3-2消防庫(旭3-2)	旭	H15(2003)	109.30
1430	1-3-3消防庫(旭3-3)	旭	H18(2006)	89.42
1440	2-4-1消防庫(旭4-1)	旭	H4(1992)	74.53
1450	2-4-2消防庫(旭4-2)	旭	H6(1994)	77.76
1460	2-4-3消防庫(旭4-3)	旭	S61(1986)	46.20
1470	2-5-1消防庫(旭5-1)	旭	H6(1994)	77.76
1480	2-5-2消防庫(旭5-2)	旭	H8(1996)	66.24
1490	2-5-3消防庫(旭5-3)	旭	H7(1995)	66.20
1500	2-6-1消防庫(旭6-1)	旭	H12(2000)	91.50
1510	2-6-2消防庫(旭6-2)	旭	H5(1993)	59.62
1520	2-6-3消防庫(旭6-3)	旭	H10(1998)	59.62
1530	2-7-1消防庫(旭7-1)	旭	H12(2000)	89.42
1540	2-7-2消防庫(旭7-2)	旭	H10(1998)	66.24
1550	3-1-1消防庫(海1-1)【地元所有】	海上	H5(1993)	59.60
1560	3-1-2消防庫(海1-2)	海上	H21(2009)	89.44
1570	3-1-3消防庫(海1-3)【地元所有】	海上	H15(2003)	89.12
1580	3-2-1消防庫(海2-1)	海上	H9(1997)	86.95
1590	3-2-2消防庫(海2-2)【地元所有】	海上	H6(1994)	59.62

(消防団関連施設)

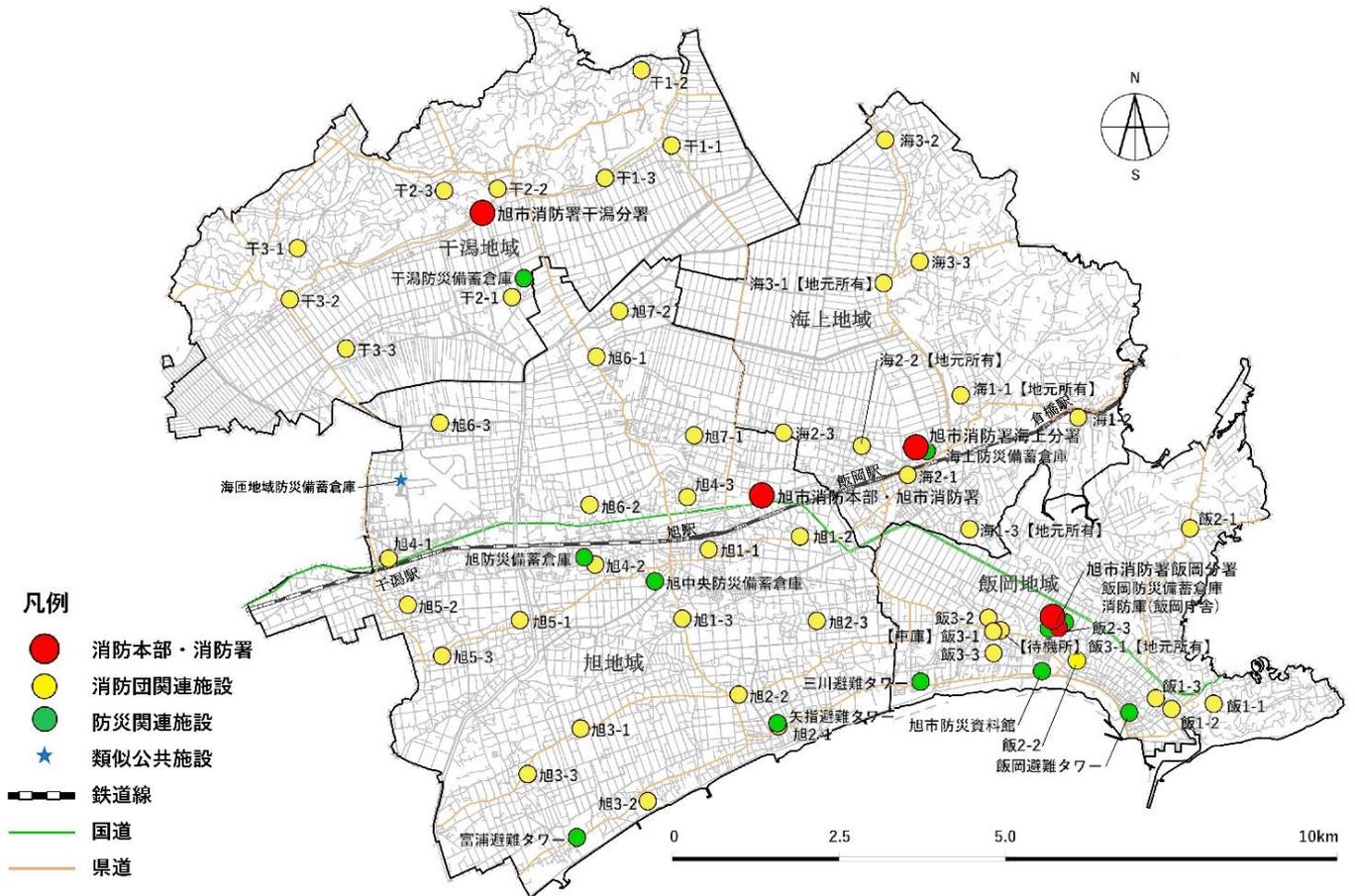
番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1601	3-2-3消防庫(海2-3)	海上	H23(2011)	69.92
1620	3-3-1消防庫(海3-1)【地元所有】	海上	H10(1998)	67.07
1630	3-3-2消防庫(海3-2)	海上	H18(2006)	69.92
1641	3-3-3消防庫(海3-3)	海上	H22(2010)	89.42
1671	4-1-1消防庫(飯1-1)	飯岡	H21(2009)	89.42
1672	4-1-2消防庫(飯1-2)	飯岡	H20(2008)	109.30
1673	4-1-3消防庫(飯1-3)	飯岡	H23(2011)	91.09
1676	4-2-1消防庫(飯2-1)	飯岡	H24(2012)	89.42
1681	4-2-2消防庫(飯2-2)	飯岡	H28(2016)	69.92
1685	4-2-3消防庫(飯2-3)	飯岡	H23(2011)	109.30
1700	4-3-1消防庫【車庫】(飯3-1)	飯岡	H5(1993)	51.03
1701	4-3-1消防庫【待機所】(飯3-1)【地元所有】	飯岡	H1(1989)	66.24
1721	4-3-2消防庫(飯3-2)	飯岡	H25(2013)	89.42
1735	4-3-3消防庫(飯3-3)	飯岡	H24(2012)	89.42
1811	5-1-1消防庫(干1-1)	干潟	H28(2016)	69.92
1821	5-1-2消防庫(干1-2)	干潟	H28(2016)	63.34
1831	5-1-3消防庫(干1-3)	干潟	H29(2017)	59.83
1855	5-2-1消防庫(干2-1)	干潟	H27(2015)	109.30
1861	5-2-2消防庫(干2-2)	干潟	H26(2014)	69.92
1871	5-2-3消防庫(干2-3)	干潟	H30(2018)	56.30
1881	5-3-1消防庫(干3-1)	干潟	H22(2010)	89.42
1882	5-3-2消防庫(干3-2)	干潟	H22(2010)	89.42
1970	5-3-3消防庫(干3-3)	干潟	H20(2008)	109.30

(防災関連施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
1980	旭防災備蓄倉庫	旭	H13(2001)	75.84
1985	旭中央防災備蓄倉庫	旭	H26(2014)	94.50
1990	海上防災備蓄倉庫	海上	H19(2007)	40.50
2000	飯岡防災備蓄倉庫	飯岡	H19(2007)	40.00
2010	干潟防災備蓄倉庫	干潟	H19(2007)	40.00
2012	旭市防災資料館(いいおか潮騒ホテル内 H26～)	飯岡	S45(1970)	156.07
2013	三川避難タワー	飯岡	H24(2012)	110.40
2014	矢指避難タワー	旭	H25(2013)	110.40
2015	飯岡避難タワー	飯岡	H26(2014)	115.03
2016	富浦避難タワー	旭	H26(2014)	134.82

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(消防本部・消防署)

- ・ 建築後30年から40年以上を経過しており施設の老朽化が進行しています。
- ・ 分署が複合施設として配置されているため、出動時の動線と施設利用者の動線が交錯するなど、施設利用者の安全確保に課題があります。

(消防団関連施設)

- ・ 消防団の再編及び再編により不要となった施設の在り方についての検討が必要です。
- ・ 消防団の団員確保に努める必要があります。

(防災関連施設)

- ・ すべての施設は建築後20年未満であり、施設の状態は良好です。

④ 基本方針

地域防災計画やハザードマップ等に即した施設の最適配置の在り方を検討し、災害に強いまちづくりの実現に取り組みます。公共施設の更新の際には備蓄倉庫や備蓄コンテナの設置を必ず検討することとし、消防・防災関連施設の設置場所の確保に努めます。また、

広域的な消防体制の構築と施設の整備を積極的に推進します。

消防団組織は、地域に密着した消防団活動の特性が損なわれないよう、地域住民との十分な協議のもと、組織の再編を推進し、消防庫や消防車両の維持更新に努めます。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

他施設との併設や複合化による設置が推進される状況に鑑みて、庁内横断的な点検診断を実施して、適正化と効率化を図ります。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

消防団や地域住民との連携によって維持管理の協働を推進し、非常時にも迅速に施設を活用するために必要な維持管理体制の充実を図るものとします。

老朽化した消防車両や備蓄機能の充実を図るために必要な更新を計画的に実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

市内全域に設置されている防火水槽は、落下事故等を防止するため有蓋化を推進するとともに、消防水利の適正な確保に努めます。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

今後更新された施設については長寿命化を推進し、施設の中長期的な利用を図るものとします。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

(全体の方針と共通するため省略 P.89 参照)

(キ)統合や廃止の推進方針

ハザードマップや人口動態等を総合的に勘案して施設配置の適正化に努めるとともに、施設の近接度合いによって集約化や移設を積極的に検討します。

分署については、海上分署と飯岡分署を統合し、新たな統合分署の建設を予定しています。

(ク)民間連携の取組方針

立地特性や施設の性格に鑑みて民間との連携によって消防体制の充実を図るものとします。

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

災害対応の広域的な対応を図る観点から近隣自治体のみならず県との連携も強化して、施設の有効活用と適正配置を実現するものとします。

(10) 公営住宅

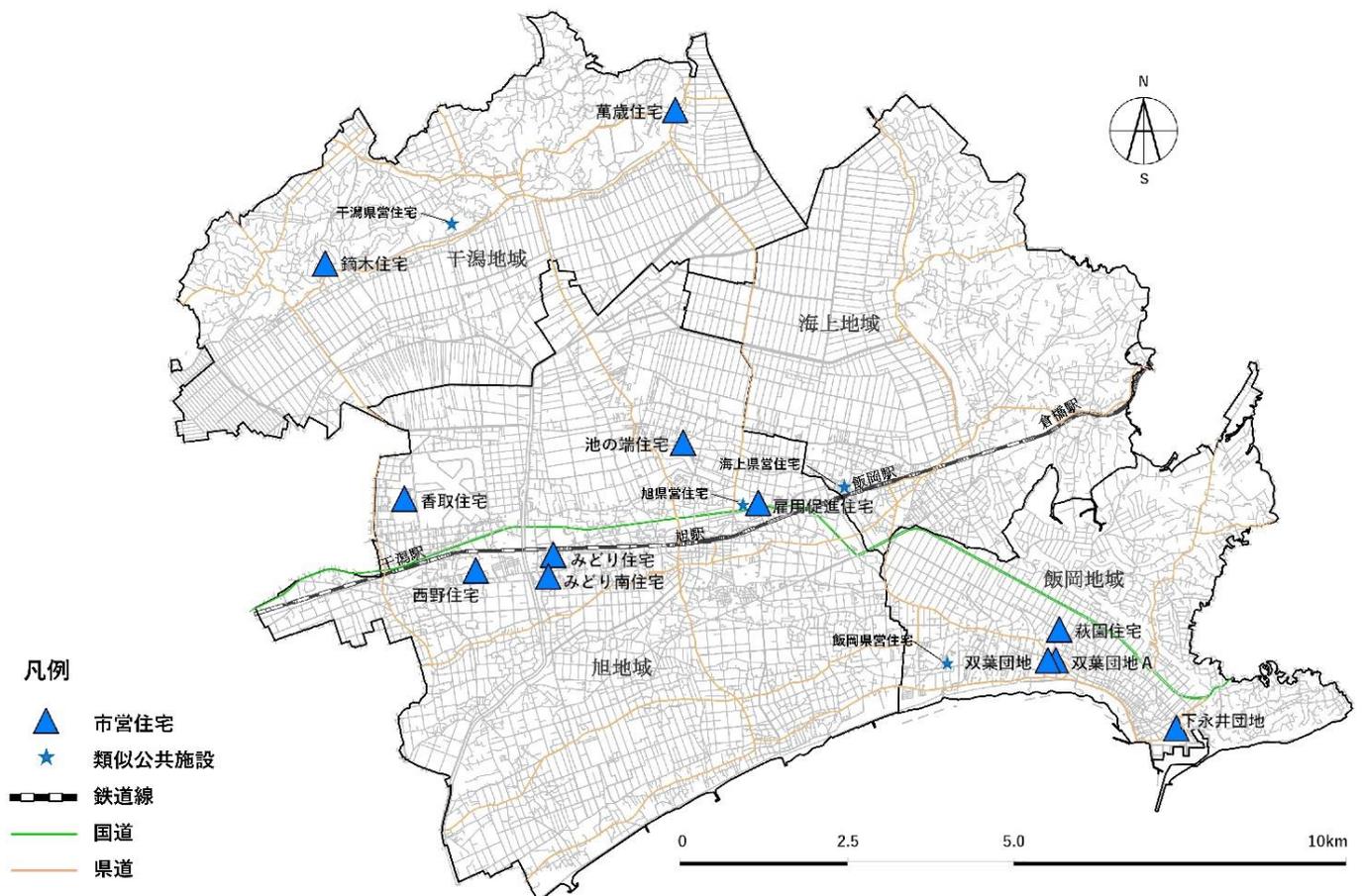
① 施設一覧

(市営住宅)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
2030	西野住宅	旭	S43(1968)	2,245.30
2040	みどり住宅	旭	S45(1970)	1,800.80
2050	みどり南住宅	旭	S46(1971)	1,095.60
2060	池の端住宅	旭	S49(1974)	1,991.70
2070	香取住宅	旭	S50(1975)	2,679.26
2080	双葉団地A	飯岡	S52(1977)	1,495.20
2090	双葉団地	飯岡	S44(1969)	1,401.54
2100	下永井団地	飯岡	S46(1971)	864.06
2110	萬歳住宅	干潟	H3(1991)	858.72
2120	鍋木住宅	干潟	H9(1997)	1,423.55
2130	雇用促進住宅	旭	S52(1977)	3,545.64
2135	萩園住宅	飯岡	H25(2013)	1,956.73

※延床面積は、当該機能面積を示しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(市営住宅)

- ・ 老朽化が著しいために用途廃止（解体）予定となっている住宅以外は、旭市公営住宅等長寿命化計画に基づき修繕又は改善を実施しています。
- ・ 施設廃止した跡地の利用を検討する必要があります。
- ・ 雇用促進住宅は、設置当初の目的とかい離して長期居住者が多数いる状況であり、長期的には在り方の検討が必要です。

④ 基本方針

旭市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の適正な維持管理を推進するとともに、老朽化の著しく進行した用途廃止を予定する施設は、入居者の移転や退去をもって廃止・解体を進め、市営住宅の総量の縮減を図ります。一方で高齢者賃貸住宅等の福祉の観点から踏まえた新たな公営住宅のニーズに対しては、民間事業者との連携を図りながら、中長期的に市が関与すべき公営住宅の将来像を踏まえた施設整備を推進します。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

共用部分のみならず専有部分についても定期的な点検診断を実施し、施設全体の安全性と健全性を維持するものとします。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

包括的な運営委託の導入を検討するなど、市営住宅全体としての維持管理の効率化を積極的に図るものとします。

(ウ)安全確保の実施方針

安全管理上の必要性に応じて、居室の使用中止や利用者の移転を実施して、建物の損傷や破損等による事故の危険性を最小化します。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

旭市公営住宅等長寿命化計画に沿って、適切な長寿命化を実施します。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

(全体の方針と共通するため省略 P.89 参照)

(キ)統合や廃止の推進方針

旭市公営住宅等長寿命化計画に沿って、統廃合を推進します。跡地については貸付や売却を推進します。

(ク)民間連携の取組方針

民間の空き家や賃貸住宅についても公営住宅の機能を担うものとして供給を促進し、建築費用等の効率化を図るものとします。また、公営住宅の効率的かつ適正な維持管理体制の構築を目指し、指定管理者制度の導入を検討します。

(ケ) 余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ) 広域連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(11) 公園

※公園内に設置されているトイレやあずまや等の便益施設は、インフラ施設の「公園」に合わせて記述しています。

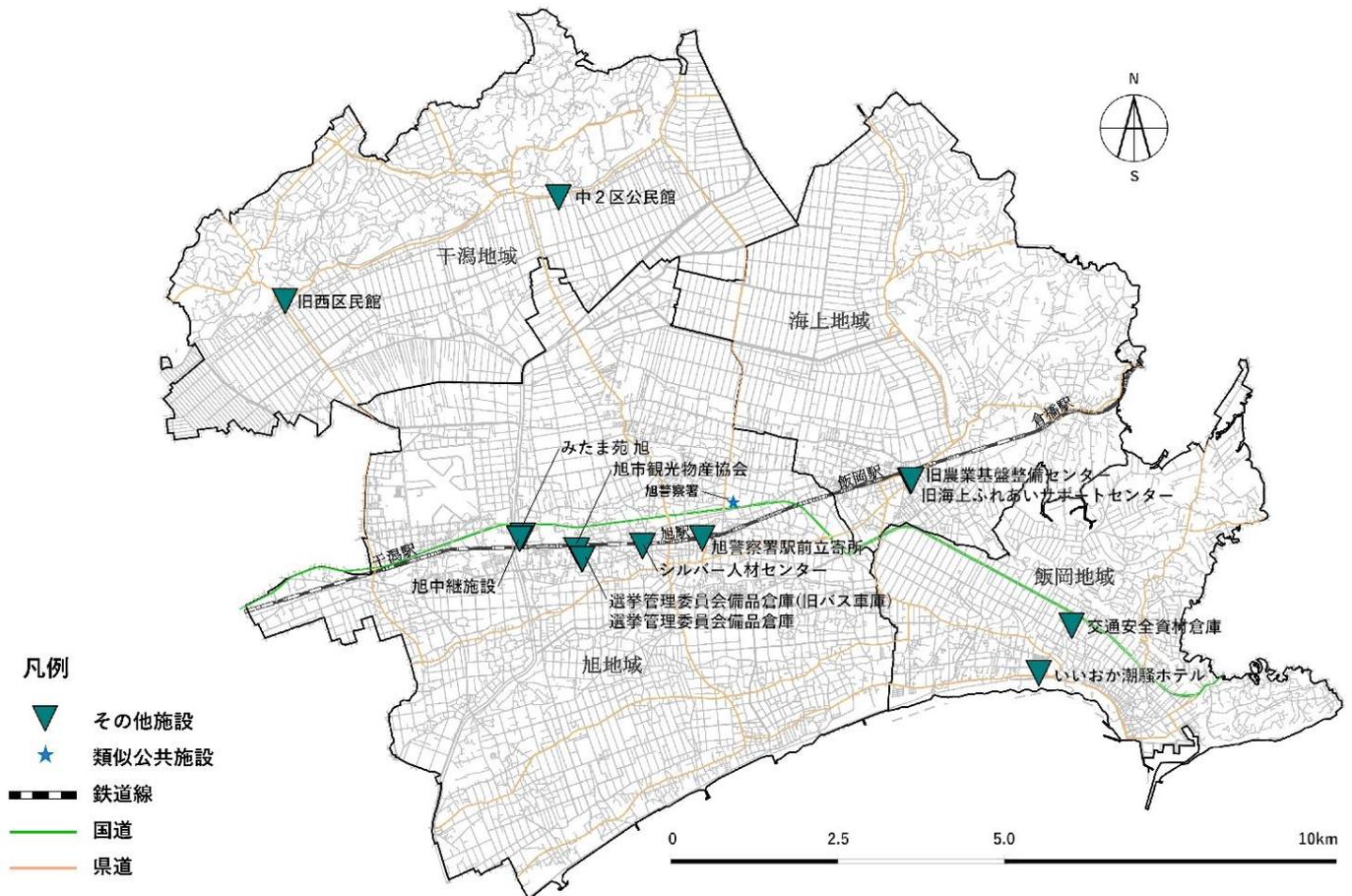
(12) その他施設

① 施設一覧

(その他施設)

番号	施設名	地域名	建築年度	延床面積(m ²)
2870	みたま苑 旭	旭	H8(1996)	865.00
2890	旭警察署駅前立寄所	旭	S56(1981)	9.93
2900	交通安全資材倉庫	飯岡	H10(1998)	39.00
2930	選挙管理委員会備品倉庫(旧バス車庫)	旭	H3(1991)	156.83
2932	選挙管理委員会備品倉庫	旭	H11(1999)	43.20
2950	いいおか潮騒ホテル	飯岡	S42(1967)	3,548.45
3000	中2区公民館	干潟	S47(1972)	236.47
3010	旧西区民館	干潟	M44(1911)	193.90
3020	シルバー人材センター	旭	S45(1970)	294.15
3030	旧農業基盤整備センター	海上	H12(2000)	23.10
3050	旭市観光物産協会(旭市青年の家内)	旭	S47(1972)	147.23
3060	旧海上ふれあいサポートセンター	海上	S46(1971)	393.00
1170	旭中継施設(旧旭市クリーンセンター)	旭	H4(1992)	3,898.28

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(みたま苑 旭)

- ・ 火葬炉を設置していることから、設備の運転を安全に行うため毎年炉の補修や点検を行うなど、設備の機能保全に多くの費用が掛かっています。また、築年数の経過とともに修繕経費が増加傾向にあります。
- ・ 施設の維持管理は、市が実施し、火葬業務は民間委託にて運営しています。

(交通安全資材倉庫)

- ・ 施設は、木造で築後18年を経過し老朽化が進行しています。現在は飯岡地区の交通安全指導員の資材置場となっており、今後の管理運営及び譲渡・廃止も含めて検討が必要となります。

(バス車庫)

- ・ 築後25年を経過し老朽化が進行しています。今後は、市バスの運営形態等の在り方の検討に併せて、施設の改修や更新等を検討していく必要があります。

(いいおか潮騒ホテル)

- ・ 平成26年度(2014)から新たに建物を民間へ無償貸付けをして運営している宿泊施設で

す。費用対効果の検証や、避難施設としての市の適正管理を徹底する必要性があります。

(その他普通財産)

- ・ 地域活動や産業活動の活性化に資する団体等に、市の財産を貸し付けています。今後は、市有財産の最適化を図る観点から、移譲や売却等の検討が必要です。

④ 基本方針

市民生活になくてはならない施設機能は、今後も継続して適正な維持管理を行い、長寿命化を推進します。

市内の団体等に貸し付けている普通財産は、市有財産の最適化を図る観点から、移譲や売却等を推進し施設量の縮減に努めます。

⑤ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

定期的な点検及び診断を実施し、施設全体の安全性と健全性を維持するものとします。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

包括的な運営委託の導入を検討するなど、維持管理の効率化を積極的に図るものとします。

設備の故障等による機能停止を未然に防止するため、予防保全を徹底するほか、適正な時期を捉えた設備の更新を進めます。

(ウ)安全確保の実施方針

安全管理上の必要性に応じて、施設の使用中止や貸付を取りやめ、建物の損傷や破損等による事故の危険性を最小化します。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

(全体の方針と共通するため省略 P.89 参照)

(キ)統合や廃止の推進方針

(全体の方針と共通するため省略 P.90 参照)

(ク)民間連携の取組方針

貸付普通財産については、市有財産の最適化を図る観点から、移譲や売却等を推進し施設量の縮減に努めます。

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

◆インフラ施設

(1) 道路

① 現状及び課題

- ・ 市道は約1,131km（実延長、舗装率は71%）です。市内の道路網は、国道、県道が骨格を成し、市道1級・2級路線がそれを補完する形で市域全体に張り巡らされています。
- ・ 一部の国道や市街地では渋滞の発生がみられることから、緊急車両の通行や渋滞緩和、地域間の交流活動の活発化のために新規の幹線道路整備を進めています。

② 基本方針

道路構造物について、個々の道路環境（自然特性、道路利用状況、構造特性等）を踏まえ、道路管理者が定期的に点検・診断を行い、安全性及び維持管理の効率性の確保を目的とする予防的な保全による維持管理を実践し、安全・安心なサービス水準を確保することを目標とします。

③ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

日常的な点検及び診断を確実に実施するとともに、路面性状調査や道路付属物の点検を計画的に実施して、道路ストックマネジメントを推進します。また、効率的かつ効果的に点検等を実施するため、最新技術を用いた調査の導入を検討します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検診断結果を踏まえて保全計画を策定し、舗装や付属物の維持管理や修繕を計画的に実施します。また、上下水道等における道路舗装作業との連携を図り、効率的で効果的な道路管理を推進します。

(ウ)安全確保の実施方針

道路陥没や舗装の凹凸等によって通行に支障が生じることのないように、損傷の危険性が認められた場合には速やかな措置を講じて安全確保を図るものとします。また付属物についても腐食や損傷によって機能が著しく低下したものは速やかに対応します。

(エ)耐震化の実施方針

（全体の方針と共通するため省略 P.88 参照）

(オ)長寿命化の実施方針

長寿命化計画を策定し、過去の修繕履歴や今後の劣化・損傷の見込み等の予測を踏まえながら、必要に応じて長寿命化の観点を取り入れた工法の採用を検討します。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

（全体の方針と共通するため省略 P.89 参照）

(キ)統合や廃止の推進方針

必要性の低い道路付属物については解体撤去を推進し、総量縮減を図ります。

(ク)民間連携の取組方針

舗装の異常箇所等について、住民や通行者からの簡便で正確な通報体制の構築など、異常の発見から対応完了までの効率的かつ効果的な住民協働による維持管理手法の導入を検討します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(2) 橋梁

① 現状及び課題

- ・ 市が管理する橋梁は319橋、総延長は約2.4kmあります。架設から50年を経過する高齢化橋梁は、令和3年度(2021)時点では約30%ですが、20年後の令和23年度(2041)には約80%となる見込みです。

② 基本方針

旭市では平成30年度(2018)に橋梁長寿命化計画を策定し、橋梁の維持管理方法をこれまでのやむを得ず実施してきた対症療法的な管理から予防保全型管理に転換し、計画的な維持管理を実践しています。今後も定期点検の実施による長寿命化計画の見直し等を行い、引き続き計画的な維持管理を推進します。

③ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

定期的な日常点検を行うとともに5年に1回の定期点検を実施し、橋梁の健全性を把握します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

策定した長寿命化計画に基づいて修繕や更新を計画的に実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

危険性が認められた橋梁については速やかな通行止め等の措置を講じて、事故の発生及び拡大を防ぐものとします。また、用途廃止した橋梁についても速やかな解体撤去を推進します。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P.88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

橋梁長寿命化計画に基づき長寿命化対策を確実に実施します。また、5年に1回の定期点検結果に基づき長寿命化計画を必要に応じて見直します。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

(全体の方針と共通するため省略 P.89 参照)

(キ)統合や廃止の推進方針

使用頻度、更新の費用対効果等を踏まえて、中長期的に存続を図ることが困難な橋梁については廃止を検討します。

(ク)民間連携の取組方針

橋梁の異常箇所等について、住民や通行者からの簡便で正確な通報体制の構築など、異常の発見から対応完了までの効率的かつ効果的な住民協働による維持管理手法の導入を検討します。

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(3) 上水道

① 現状及び課題

-
- ・ 市が管理する上水道の配水管の総延長は約612kmですが、このうち布設から40年以上を経過している配水管は、令和3年度(2021)で約30%ですが、20年後の令和23年度(2041)には約90%を占める見込みです。

② 基本方針

市民に安全な水を安定供給していくために、上水道施設の耐震化と長寿命化を進めるとともに、今後耐用年数を経過していく上水道の配水管の計画的更新を進めていきます。

また、上水道施設の更新にあたっては、水質や適正水圧確保を目的とした配水池からの供給区域を見直すとともに、運営体制の効率化や更新費用の平準化を図るなど、持続可能な上水道経営に努めます。

③ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

上水道施設の健全度が低下しないよう定期的な診断・評価を図ることで水道事業の持続性と健全性を確保します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検診断結果に基づいて、優先度や重要度を踏まえた計画的な修繕・更新を実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

水道法による規制に基づき、制度の適切な運用・改善によって水道水の安全確保を

図ります。

(エ)耐震化の実施方針

上水道施設の耐震化を図ることにより自然災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道を実現します。

(オ)長寿命化の実施方針

長寿命化計画を策定して管路の長寿命化を推進します。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

(全体の方針と共通するため省略 P.89 参照)

(キ)統合や廃止の推進方針

水道の需要量の減少を受け、配水系統の再編や配水管網の再構築を検討し、水道システムの改善を図ります。

(ク)民間連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P.94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

水道事業が抱える様々な課題に対処するため、千葉県では県内水道の統合・広域化の検討を進めています。今後は千葉県のほか関係近隣市町との協議を重ねながら、その実現の可否を含めた検討を継続していきます。

(4) 下水道

① 現状及び課題

- ・ 公共下水道や農業集落排水などの管きよの総延長は約65.7kmですが、このうち管破損の危険性が高まる敷設後30年以上を経過している管きよは、令和3年度(2021)時点では存在していませんが、20年後の令和23年度(2041)には約90%を占める見込みです。

② 基本方針

時代は事業・サービスの拡充期から人口減少社会へと転換しており、下水道経営環境が厳しさを増しています。住民サービスの安定供給に支障をきたさないよう地方公営企業法を適用し、経営戦略の策定、長寿命化計画の策定のもと、持続可能な下水道経営を推進していきます。

③ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

管きよの耐用年数等を踏まえて計画的な点検診断を実施し、予防保全や長寿命化に活用を図ることで下水道事業の持続性と健全性を確保します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検診断結果に基づいて、優先度や重要度を踏まえた計画的な修繕・更新を実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

道路管理との連携を図りながら道路陥没状況や管きよの不具合が疑われる箇所の早期発見と改修を実施します。

(エ)耐震化の実施方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 88 参照)

(オ)長寿命化の実施方針

長寿命化計画を策定して管きよの長寿命化を推進します。

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 89 参照)

(キ)統合や廃止の推進方針

今後の人口減少や維持管理の実施体制等を踏まえて、中長期的には公共下水道の総量抑制に努めます。

また、東町都市下水路浄化施設は、排水路の水質環境の変化を見極めながら、廃止解体に向けて進めていきます。

(ク)民間連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 92 参照)

(ケ)余剰資産の利活用方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 94 参照)

(コ)広域連携の取組方針

(全体の方針と共通するため省略 P. 94 参照)

(5) 公園

① 現状及び課題

- ・ 市内には、都市公園、農村公園、児童遊園など、それぞれ目的や特徴の異なる公園を合わせて54施設、公園面積にして79.4ha有しています。
- ・ 公園の一部は避難場所として指定され災害時の防災拠点としての機能を担っており、防災関連施設（備蓄倉庫など）との連携も必要です。
- ・ 児童遊園の約90%以上は、寺院や神社、個人の土地を借り受けて設置しており、また施設の管理は設置している地区に委託しています。近年、利用者の減少や地元区での管理負担の増大から認定廃止が増加しています。
- ・ 近年、全国で公園遊具の事故事例が多く報告されており、限られた職員や財源の中で計画的で安全な施設管理を行うために点検・維持補修の手法・体制に十分な検討が必要です。

② 基本方針

公園施設の安全で快適な利用を市民に提供できるよう公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の適切な管理を実践していくとともに、専門家が開催する遊具点検講習会に職員が参加するなど、職員の維持管理技術の向上にも努めます。

③ 実施方針

(ア)点検・診断等の実施方針

遊具等の公園施設について定期点検を確実に実施するとともに、日常から見廻り点検又は住民からの通報等を活用して、不具合箇所の早期発見に努めます。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

公園内の施設の集約化（遊具等）など計画的な管理の実施により維持管理費の低減化を図るものとします。

(ウ)安全確保の実施方針

公園内の視認性を向上させ、利用者の安全確保を図る観点から、植栽を適切に行い、植栽後は計画的に剪定を実施します。遊具の定期的な点検を実施し、安全性を把握します。

(エ)耐震化の実施方針

（全体の方針と共通するため省略 P.88 参照）

(オ)長寿命化の実施方針

（全体の方針と共通するため省略 P.88 参照）

(カ)ユニバーサルデザイン化の推進方針

（全体の方針と共通するため省略 P.89 参照）

(キ)統合や廃止の推進方針

遊具等は、使用状況や設置経過年数を勘案して配置計画の見直しを推進します。

(ク)民間連携の取組方針

（全体の方針と共通するため省略 P.92 参照）

(ケ)余剰資産の利活用方針

公共施設の統廃合等によって生じた使用中止した遊具については、可能な限り他施設への移設を推進して、新設費用の抑制を図るものとします。

(コ)広域連携の取組方針

（全体の方針と共通するため省略 P.94 参照）

第10章 フォローアップの実施方針

第1節 概要(PDCAサイクル)

第2節 具体的実施内容

第10章 フォローアップの実施方針

市は公共施設等総合管理計画を実効性のある計画とするために、次のとおりにフォローアップの実施方針を定めます。

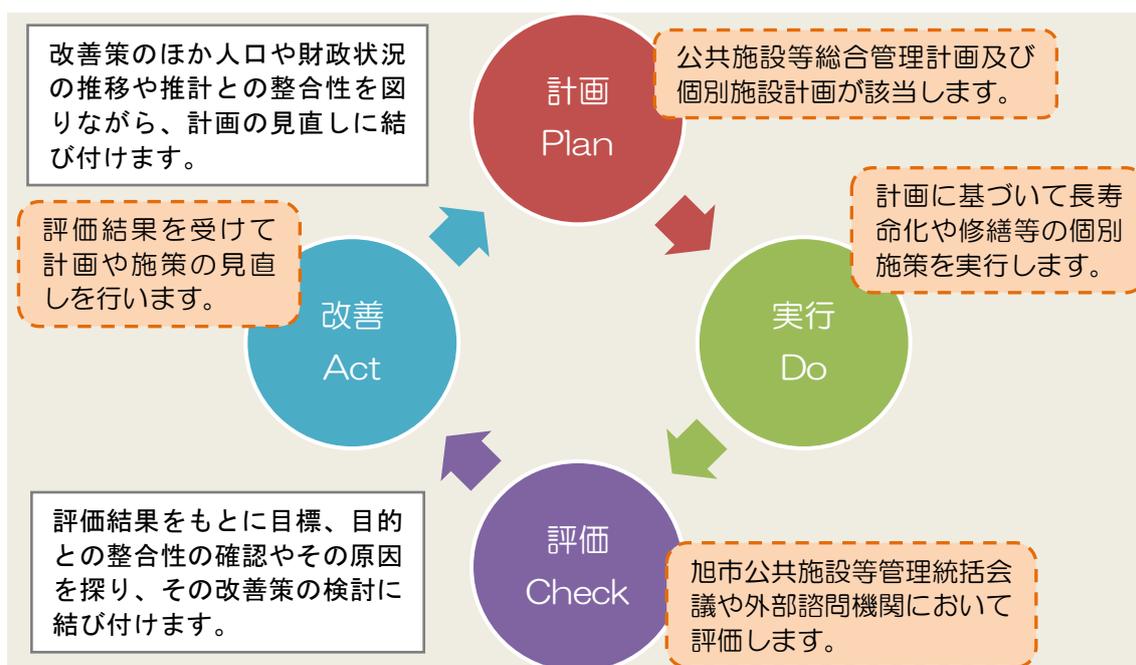
第1節 概要(PDCAサイクル)

公共施設等総合管理計画は、令和18年度(2036)までの長期にわたる計画であるため、当該計画期間内において関連する個別業務が適切に実施されているかどうか、進捗管理が不可欠となります。

すなわち、PDCAサイクルを適切にまわすことで、公共施設等総合管理計画が実効性のある計画として規範性を保ち続けることが期待できます。

具体的には、計画(Plan)としては公共施設等総合管理計画があり、さらに公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画(耐震改修促進計画、長寿命化計画等)があります。こうした計画類を受けて個別の施策の実行(Do)段階となります。個別の施策については、事前又は事後の評価(Check)を行います。評価の具体的な体系や手続きについては、今後「旭市公共施設等管理統括会議」において詳細を定めます。この評価を経て、必要に応じて議会・市民の意見・民間事業者のアドバイスを参考として計画類や個別施策の内容の改善(Act)を図ります。このPDCAサイクルを適切にまわすことで、公共施設等総合管理計画を基点とした一連の施設マネジメントが発展的に庁内に定着するものと考えています。

■市が構築するPDCAサイクルの概念図



第2節 具体的実施内容

第1項 進捗管理

専任部門において資産の異動状況及び施策の実施状況を整理した上で、旭市公共施設等管理統括会議において関係部署における共有化を図り、各施策の実施状況について評価を行います。

評価結果については外部諮問機関に報告し、答申を得た後に必要に応じて評価結果の見直しを図ります。

評価結果を踏まえて、旭市公共施設等管理統括会議において施策の見直しを図り、各施設所管部門における事業の推進に活用します。

第2項 情報共有方策

毎年の評価結果や施策の見直し状況について、議会報告やホームページ、広報紙への掲載を通じて住民との情報共有を図ります。

また、市民生活に大きな影響を与える施策の実施や見直しについては、市民アンケートや市民意見交換会の開催などを通じて、きめ細かく市民の方々からの要望や意見の把握に努めます。

第3項 個別施設計画の策定・推進

本計画の各種方針に基づき、実施計画としての個別施設計画を策定し、長寿命化等の事業を推進します。個別計画は概ね施設類型ごとに策定するものとし、より具体的な長寿命化や再編の方策・時期などを定めます。

第4項 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の見直し

上位計画及び関連計画の改訂に合わせた見直しを行います。例としては、総合戦略、都市計画マスタープラン、地域防災計画等が挙げられます。

また、おおむね5年ごとに定期的な見直しを実施し、現状や将来の見通しに係る公共施設等の管理に関わる前提条件を整理し、現状と課題を最新版に更新した上で、必要に応じて各種方針の見直しを図ります。

用語集

用語集

索引	用語 (よみ)	説明
あ	アスベスト含有吹付材 (あすべすとがんゆうふきつけざい)	アスベストにセメントなどの結合材と水を混合し、吹付け機で吹付けたもの。アスベスト含有吹付材などが露出し、損傷、劣化していると、含まれているアスベストが大気中に飛散するおそれがあるため、損傷、劣化の程度に応じて必要な措置を講ずる必要がある。
	アウトソーシング	業務を外部に委託することを指し、経営の補完や本来業務への選択の集中度を高める際に用いられる手法のひとつ。
い	インセンティブ	業務や社会活動などの行動、活動において動機付けを目的とした奨励、報償のこと。誘因となるもの。
	一般会計 (いっばんかいけい)	市における最も基本的な一般の歳入と歳出に関する会計のこと。目的を限定せずに、市が一般行政を進めるための主要な経費を賄うものである。ほかに国民健康保険事業など特定の事業の歳入と歳出に関する会計を一般会計と区分して特別会計という。
き	企業会計（公営企業会計） (きぎょうかいけい)	官庁会計とは異なり、発生主義に基づく複式簿記等で処理される会計方式。地方公営企業法の適用を受ける事業（上水道事業等）で行われている。
	起債 (きさい)	地方公共団体・株式会社などが、財政資金や事業資金を調達するために債券を発行すること。 →市債(地方債)
	行政財産 (ぎょうせいざいさん)	国有、公有財産の用途、目的による分類で、国・地方公共団体により直接に行政の目的を遂行するために供される財産。
け	建設改良費 (けんせつかいりょうひ)	企業会計や特別会計において、施設を新たに建設したり、古い施設を更新したりするための費用。ここでは、上水道、下水道、農業集落排水に関する管路等の施設整備に充てている費用。
こ	公債費 (こうさいひ)	市が借り入れた市債(地方債)の元利償還に要する経費。
	公用財産 (こうようざいさん)	行政財産のうち、市が直接使用する財産（庁舎や消防施設など）。
	公共用財産 (こうきょうようざいさん)	行政財産のうち、市民が利用する財産（学校、図書館等）。
	公民連携手法 (こうみんれんけいしゅほう)	公民連携は、行政と民間事業者が協働で住民サービスや事業効率の向上、地域経済の活性化などに取り組むこと。公民連携により公共サービスの提供を行う枠組みを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFI（パブリック・フィナンシャル・イニシアティブ）は PPP の代表的な手法の一つで民間の資金・ノウハウを活かした事業方式のこと。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO：Design-Build-Operate）方式、さらに包括的民間委託、自治

索引	用語 (よみ)	説明
		体業務のアウトソーシング等も含まれる。
	雇用促進住宅 (こようそくしんじゅうたく)	高齢・障害・求職者雇用支援機構の委託を受けて雇用振興協会が管理・運営する、勤労者向けの賃貸住宅。公共職業安定所の紹介等で就職する人や転勤・再就職する人などが、通勤圏外となるため転居が必要にもかかわらず適当な住宅が見つからない場合に、一時的に（原則 2 年以内）利用できる。また、大規模災害が発生した場合には、被災者の一時入居先としても利用される 市内の雇用促進住宅は、平成 22 年(2010)に独立行政法人雇用・能力開発機構から譲渡を受けた施設。現在は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例等により管理している。
し	事後保全 (じごほぜん)	設備や装置に不具合が生じた後の修復活動のこと。
	市債(地方債) (しさい)	道路整備や学校建設など主に資産形成を目的に、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のこと。
	自主財源 (じしゅざいげん)	市の財源のうち、自主的に収入しうる財源のこと。地方税・使用料・手数料・寄附金など。
	指定管理者制度 (していかんりしゃせいど)	市が所管する公の施設(スポーツ施設、生涯学習施設等)について、管理、運営を民間事業法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする。
	児童遊園 (じどうゆうえん)	児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や、情操をゆたかにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所として指定した施設。
	消費的経費 (しょうひてきけいひ)	経費支出の効果が、当該支出年度又は極めて短期間で終わる性質の経費。後年度に形を残さない人件費や消耗品費のようなものをいう。
	人口動態予測 (じんこうどうたいよそく)	人口動態＝ある一定期間内の人口変動。
	新市建設計画 (しんしけんせつけいかく)	合併特例法に基づき合併協議会が策定した法定計画。新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示す。
せ	生産年齢人口 (せいさんねんれいじんこう)	生産活動に従事しうる年齢の人口。日本では総務省統計局による労働力調査の対象となる 15 歳以上 64 歳以下の人口がそれにあたる。
	性能規定化 (せいのうきていか)	性能規定＝要求する性能(機能)と性能の照査方法を明らかにする形式で基準類を記述するもの。

せ	政令市 (せいれいし)	地方自治法の規定により、政令で指定された人口 50 万以上の市。区を設けられるなど、普通の市と異なる取り扱いが認められる。
そ	ゾーニング	都市計画などで地域や施設を用途や機能別に分けて配置すること。
た	大規模修繕 (だいきぼしゅうぜん)	大きな建造物の基本性能を維持するために定期的 (10~30 年毎) に実施される修繕。通常、部分的な修繕ではなく、建物の躯体や空調設備、給排水設備、屋上、壁面等について建物全体にわたる修繕を指す場合が多い。
	耐震化率 (たいしんかりつ)	昭和 56(1981)年 6 月の建築基準法改正 (施行) による「新耐震設計基準」に基づいて設計された建物と、同基準ができる前の建物で、耐震診断や耐震補強工事によって、耐震性があると認められた建物数を、全体の建物数で割った割合。
	耐用年数 (たいようねんすう)	①機械、設備、建物等が使用に耐えられる年数。 ②税法上定められた、会計上の価値が持続する期間のこと (法定耐用年数)。
	多機能公園 (たきのうこうえん)	本書での公園区分のひとつ。 都市公園、児童遊園、農村公園のいずれにも該当しない市立公園。
ち	地方公営企業法 (ちほうこうえいきぎょうほう)	地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。
	地方交付税 (ちほうこうふぜい)	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、全ての地方公共団体が一定の行政水準を維持するために必要な財源を保障する、国税として国が代わって徴収し、国から地方公共団体に再分配されるもの。 →普通交付税
	長寿命化 (ちょうじゅみょうか)	インフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになること。
と	投資的経費 (とうしてきけいひ)	経費支出の効果が、道路、橋梁、公園、学校の建設等、資本形成に向けられる経費。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計をいい、支出の効果が形として将来に残るものに支出される経費。
	道路ストックマネジメント (どうろすとっくまねじめんと)	ストックマネジメント＝構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、LCC (ライフサイクルコスト) を低減するための技術体系及び管理手法の総称。
	道路付属物 (どうろふぞくぶつ)	道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物。例えば、道路上の柵や道路標識などがある。
	特別会計 (とくべつかいけい)	市が一般会計と区別して経理する会計。特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、特定の歳入を特定の歳出にあてる場合に限り設置する。

	都市計画マスタープラン (としけいかくますたーぷらん)	都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(同法第18条の2)のこと。
	都市公園 (としこうえん)	都市公園法によって設置される公園をいう。
	土砂災害危険区域(箇所) (どしゃさいがいきけんくいき)	国土交通省の基準に基づき、県の調査で土石流、地滑り、崖崩れが起こる恐れがあるとされた場所。
	土砂災害特別警戒区域 (どしゃさいがいとくべつけいかいくいき)	土砂災害危険箇所のうち、市の都市計画図や空撮により整備した1/2,500地形図により現地調査を行い土砂災害の恐れがある箇所を土砂災害防止法に基づき区域指定した箇所。指定箇所は、警戒区域と特別警戒区域で警戒避難体制の整備や住宅の構造規制が行われる。
の	農村公園 (のうそんこうえん)	農業集落居住者に憩いの場を提供し、地域連帯感の醸成などを目的に、農村環境整備の一環として設置された公園。
は	バリアフリー	障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、車いす利用者のための通路幅やトイレの設置、エレベーターの設置などがある。
ふ	ファシリティマネジメント(FM)	既存の施設を有効活用しながら、施設資産全体としての質が最適となるよう総合的に企画・管理し、活用する手法。
	扶助費 (ふじょひ)	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対する支援に要する経費。生活保護費、児童手当など。
	普通交付税 (ふつうこうふぜい)	地方交付税の一つで、標準的な財政需要額に対する財源不足額に見合いの額を交付する。 →地方交付税
	普通財産 (ふつうざいさん)	行政財産以外の一切の国有財産と公有財産をいう。
	物件費 (ぶっけんひ)	性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費や備品購入費、委託料など。
へ	便益施設 (べんえきしせつ)	売店、飲食店(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。)、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの。
ま	マネジメントサイクル	維持管理のサイクル(流れ・循環)。例えば、点検や維持管理・更新等の計画の立案→点検や維持管理・更新等の実行→結果の評価→評価結果に基づく改善→改善計画といった一覧の流れのこと。
ゆ	遊休資産 (ゆうきゅうしさん)	事業使用目的で取得したものの、何らかの理由によりその使用・稼働を休止している資産のこと。

よ	用途廃止 (ようとはいし)	行政財産としての用途を廃止すること。例えば、図書館として使用していた施設の使用を止めること。
	予防保全 (よぼうほぜん)	不具合を未然に防止するため、計画的に施設設備の点検・修繕等を行う保全活動のこと。
ら	ライフサイクルコスト	ライフサイクルコスト (LCC) は、施設にかかる生涯コスト (費用) のこと。建設から、運営・維持、修繕・改修、建替 (更新)、撤去・解体されるまでの全体の費用。
ろ	路面性状調査 (ろめんせいじょうちょうさ)	道路舗装路面の平坦性、ひび割れ、わだち堀れの3要素について測定調査し、舗装の損傷度を評価する調査。
わ	ワークショップ	本来「仕事場」「作業場」など協働で仕事を行う「場」を表す言葉。 講師の話に参加者が一方的に聞く講義やセミナーとは違い、参加者自らが積極的な意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・技術を学びとることを目的に、研究や創作活動、まちづくりなどのコミュニティ活動における問題解決や合意形成の場(手法)として活用される。

旭市公共施設等総合管理計画〈改訂版〉

令和4年6月(当初計画：平成28年9月)

発行 旭市

編集 旭市行政改革推進課

〒289-2595

千葉県旭市ニの2132番地

電話 0479-62-5366